

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1	令和3年10月12日	令和3年11月4日	省庁でのリモートワーク推進	東京は緊急事態宣言下、地方も緊急事態宣言や蔓延措置防止法が出されているにも関わらず、中央省庁から事業者に対して説明や打ち合わせのために霞ヶ関まで来る様に求めている。国が求めている人流抑制に反しており、霞ヶ関に行ったためにコロナ感染して地方に持ち帰られては困る。省庁は実施率調査前のアライバイ作だけでなく、緊急事態宣言や蔓延措置防止法の下においては常にリモートワークを優先して行うべきであり、事業者による説明や打ち合わせもWeb会議を基本とするべきである。	<p>◆経済的な効果 特に地方から説明や打ち合わせのために上京する企業は出張費交通宿泊費が不要になり、事業への投資に費用を回せるようになる。移動時間が不要になることで効率的に働くことができるようになる。</p> <p>◆社会的な効果 東京(霞が関)から地方にコロナウイルスを持ち込まないようにする。中央省庁が率先してリモートワークを行うことで、事業者にもリモートワークが広がる。</p>	個人	内閣官房デジタル庁	なし	対応	各府省等は、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき策定したテレワーク推進計画に基づき、テレワークを推進しています。		
2	令和3年10月12日	令和3年12月2日	ケアマネ研修を全て非対面にして欲しい、研修の在り方を見直して欲しい。	研修を全て非対面(オンラインなど)にして欲しい。また、事情があり休む場合があっても、一切認められず、休むとケアマネの更新が出来ません。受講料も一切戻らないシステムを改善して欲しい。	私の住んでいる地域は、ケアマネ研修は講義だけeラーニングの選択が出来ようになりましたが、演習の時は会場にたくさんの人が集まり行きます。もう、日本中でコロナが流行っているのに、未だに日々顔を会わせない人が集まる研修は危険すぎます。万が一、ケアマネが感染したら、困る利用者たちもいます。ケアマネにも家族がいます。こんな不安な中で集まる必要ありますか？オンラインで良いと思います。また、ケアマネ研修を休まず出席しないと更新できないのはケアマネをやっている人にとっては致命傷になります。厳しすぎます。毎月研修があれば、どこかで受けることも出来ますが、そういったこともないんです。お金も一切戻らないですし、休みたたくて休むはいけません。(例えば、親の死に目に会えないけど、研修は出たからケアマネは続けられるか、親の死に目には会えなかったが研修を休んだからケアマネは更新できず現在の職を失うかの選択を迫られます。また、コロナにかかり研修を休むと更新出来なくて現在の職を失うなど、事情は人それぞれあると思います)見直して欲しいです。凄くストレスが大きく負担です。	個人	厚生労働省	<p>厚生労働省では、介護支援専門員の方々が必要な研修をより円滑に受けられるよう、研修の実施主体である都道府県に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療介護総合確保基金を活用した受講者の金銭的な負担軽減(会場借料や講師謝金の補助など)や</li> <li>・ 事業所に勤めている方々が受講しやすいよう、例えば土日や夜の開講やeラーニングによる通信学習など、研修の開催方法の工夫について要請しています。</li> </ul> <p>また、令和2年度補正予算、令和3年度予算において、新型コロナウイルスの影響による、事業活動の縮小や雇用への対応の一環として、研修の受講促進を図ることを目的として、「介護支援専門員研修オンライン化等事業」を実施しており、都道府県に対して、オンラインでの実施を積極的に行っていただくよう周知を行っているところです。</p> <p>また、欠席に係る取扱いについては、「介護支援専門員資質向上事業の実施について」(平成26年7月4日厚生労働省老健局長通知)でもお示ししているとおり、「なお、受講者がやむを得ない事情により、〇〇研修の一部又は全部を受講できなかった場合には、別途実施する〇〇研修の科目を受講することと差し支えない。」としているところであり、当該規定を踏まえ、各都道府県において欠席者の取扱いを定めております。</p> <p>※〇〇には該当する研修種別が入ります。</p>	介護保険法第69条の8 介護保険法施行規則第113条の18 等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
3	令和3年10月12日	令和3年12月2日	障害年金の子の加算が、不正受給できる件について	現在、障害年金の子の加算は申請時以後、更新時には簡易的なハガキにチェックして返信するだけで、簡単に更新できてしまい、夫婦が離婚し親権者でなくなった親が、一月も養育費を払って無くとも、不正受給が可能です。私の元旦那は、1年以上実際に不正に子の加算を受け取って、子供に一月も養育費を支払わず、タバコや嗜好品代に消えています。こんなバカな話ありますか？子の加算は、何のためにつく加算でしょうか？	現在の、簡易的なハガキにチェック更新システムをやめて、更新時にもきちんと子供に養育費を払っているか、何某かの証明を求めて下さい。年金機構にもメリットしかないのではないですか？私の元旦那と同じように、不正受給している元親は沢山いると思います。子供に使われるために支給される子の加算を、世の元親が簡単に不正受給出来てしまう更新システムを、出来るだけ早く何とかして下さい。よろしく願います。	個人	厚生労働省	規制改革の番号95の回答を参照してください。				
4	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国土交通省：道路占用システムについて	国道の道路専用について、電子申請を使用しています。こちらの入力間違いに対するメッセージが分かりにくい、操作方法が分かりにくい、等があり、道路管理者からは電子申請を、と言われますが、使いにくいです。窓口に電話をしても改善されない、何とかして欲しい。	顧客満足度の上昇。 こちらは利用者(顧客)です。コロナ禍で対面申請を避けたい道路管理者から、電子申請を勧められます。理由は分かりませんが、いざ利用すると道路管理者が許可操作を間違えていて、必要な届出書が出せなかったりします。道路管理者には問い合わせ窓口に通話するように言われ、いざ問い合わせ窓口に通話しても「こちらでは判断できないから、(もしくは修正できないとか)道路管理者に確認して欲しい」とたらい回しにされます。便利に使うシステムのはずが使いにくくて、仕方ありません。本来転倒。	個人	国土交通省	道路占用許可電子申請システムは「e-Japan重点計画」(平成13年3月IT戦略本部決定)の方針に則り、公益事業者による道路占用許可申請手続について、全国の直轄国道において電子申請が可能となるよう開始されたシステムです。道路占用許可申請については、道路占用許可電子申請システムを介さず事務所や出張所の窓口にて直接申請することも可能ですが、コロナ禍の現状等も踏まえ、可能な限り電子による申請をお願いしております。	道路法 (提案内容から本件は道路交通法ではなく道路法に関するものと判断したことから、道路法に基づいて回答しています。)	検討を予定	ご利用者の皆様にご不便をかけないよう、道路占用許可電子申請システムヘルプデスクの対応改善に取り組んで参ります。	
5	令和3年10月12日	令和3年12月2日	国家公務員の同行休業制度	国家公務員の配偶者同行休業の取得年数を原則三年を上限とするという意味があるのか、同行休業制度は、国家公務員の離職率を改善するための制度のはずだが、そうであれば年数の上限等不要であるし、より柔軟な制度設計となるよう考え直した方が良いと考える。	同行休業の取得年数を原則三年を上限とするという意味があるのか。例えば、外務省員であったり、あるいは商社の社員のように海外勤務が5年や6年も継続すること、また頻繁にある相手と婚姻し、子を育てる場合、同行休業の上限が来るとその家族は、一方の退職あるいは単独での子育ての決断に迫られる。これは、冷静に考えると非人道的であり、家族間、子の成長にも大きな悪影響を及ぼす。 また、取得に際して、実際は上司等の許可が必要である。常に許可がおりるか不透明な状況で、時期も人事のスケジュールまで待たされるケースがあると聞いている。 同行休業制度は、国家公務員の離職率を改善するための制度のはずだが、そうであれば年数の上限等不要であるし、より柔軟な制度設計となるよう考え直した方が良いと考える。	個人	内閣官房人事院	配偶者同行休業の期間については、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律により、3年を超えない範囲内の期間に限ることとされています。	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第1条、第3条第1項	対応不可	配偶者同行休業制度は、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的としています。 配偶者が外国で勤務等をする期間は個別の事例により区々であり、その中には3年を超えるものもあると考えられますが、休業の期間があまりに長くなると職務復帰後の職務遂行に支障を生ずる場合もあるため、職員が身分を保有して職務に従事しない制度である育児休業、自己啓発等休業、休職等において期間の上限として用いられている3年を配偶者同行休業の期間の上限とするものとしたものであり、この上限を廃止することは適当ではないと考えます。	
6	令和3年10月12日	令和3年12月2日	年金に関するオンライン相談	年金に関しての相談を、インターネットなどを使って自宅からできるようにしてほしい。	年金に関する相談をしたいとき、コールセンターにはなかなかつながらず、つながったとしても電話越しにはなかなか伝わらないので、結局年金事務所に行くしかないのですが、このコロナ禍という状況もあるほか、年金事務所に出向き待つのも年齢的につらいので、インターネットとか携帯電話とかを使って自宅から話しながら相談できるようにしてほしいです。年金関連は情報漏洩の問題もあって、個人情報の取り扱いが厳しいとも聞きますが、よろしくお取り計らいください。	個人	厚生労働省	日本年金機構における年金に関する相談の手法は、「来訪相談」「電話相談」「文書相談」があり、以下の観点で対応を行っています。 ①来訪相談(対面):年金事務所(分室を含む)、街角の年金相談センター(オプイス)、市町村等の外部会場で行う出張相談 ②電話相談:年金事務所、コールセンター ③文書相談:年金事務所(分室を含む)、日本年金機構本部	なし	検討に着手	日本年金機構は、機微な個人情報を多く扱っており、年金加入者や受給者の方々の個人情報を保護する観点から、インターネットの利用については制限しております。一方で、今般の新型コロナウイルス感染症にかかる現下の状況等を踏まえ、今後、お客様に提供するサービスのオンライン化について、個人情報をやり取りする安全な環境の確保等に十分留意しつつ、検討してまいりたいと考えております。 なお、年金についての一般的なお問い合わせについては、「ねんきんダイヤル」において、現在も対応を行っております。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
7	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税の納付書をウェブ上で作成・印刷できるようにしてほしい。	<p>法人税・消費税・申告所得税・源泉所得税の納付書についてですが、紙の3枚複写の納付書をわざわざ税務署に発行してもらわないといけない状態が、令和3年になっても継続しています。</p> <p>他方、地方税の納付書については、地方自治体のHPでPDFを印刷し、金融機関で納税できる状態になっております。</p> <p>国税(法人税他)の納付書については、税務番号と整理番号の誤りが多発したことが理由で、納税者が自主的に作成できない旨の趣旨を聞いておりますが、法人番号等の納税環境の整備が進んできておりますので、納税者自らが事業所で印刷できるようにホームページ上で作成するシステムを作成・公開していただけますようお願いいたします。</p>	<p>札幌中税務署に、源泉所得税の納付書の郵送をお願いする電話をすると、翌日には発送していただけます。</p> <p>しかしながら、東京の芝税務署に納付書の依頼の電話をすると、「切手を貼った返送用封筒を同封して、郵送で請求してください」と言われます。</p> <p>納税者の管轄の税務署が違ふことにより、納税者が受ける行政サービスに差がでております。</p> <p>これは納税者の権利の侵害であり、早急に是正していただきたい事項です。</p> <p>わざわざ電話をして、届くのを待つより、国税庁のHPで例えばですが、法人番号(会社が特定できる)を入力したら、あとは税額を記載・入力すれば、印刷すれば納税につながる用紙をPDFで出力できるシステムを公開して頂けたら、手間が省けます。</p> <p>また、各々の税務署の管理運営部門の人員の件数、および切手等の発送費用が大幅に削減できると思います。(統計はここでは手に入りませんが、少なく見積もっても数億円は血税が削減できると思います。)</p> <p>税務署では、法人の整理番号が空欄の白紙の納付書の提供を、20年ほど前から取りやめております。これは、日本銀行の要請があり、銀行内部で読み取りエラーが発生することがある。及び、整理番号の記入間違い等で税務署側での税額発生と納付受け入れの突合の手間が増えた為と聞いております。</p> <p>しかしながら、現在は法人番号やマイナンバー等の納税者を特定・照会できる納税環境の整備が進んでおります。</p> <p>各地域の税務署と税理士会で協議事項で毎回のようによろしくと要請が上がっていると思いますが、税務署側はできないできないと20年言い続けてます。でもやればできると思います。</p> <p>大臣、お願いします。</p>	個人	財務省	国税の納付書は、所轄税務署で入手して頂くか、又は金融機関の窓口にも備え付けておりますが、金融機関等においては在庫がない場合等には、所轄税務署へ連絡をして頂いております。	国税通則法34条、国税通則法施行規則第16条	対応不可	<p>国税の納付書は、日本銀行においてOCR処理を行うこととしており、用紙の重さや紙質も含め、すべて日本銀行の検査を了した様式となっていることから、これを税務署において用意し、納税者の方々に使用していただくこととしております。</p> <p>なお、国税の納付に当たっては、キャッシュレス納付を推進しており、インターネットを利用する電子納税やダイレクト納付により、納付書を手入することなく、納付ができます。</p>	
8	令和3年10月12日	令和3年12月2日	国家公務員の配偶者同行休業	<p>配偶者同行休業は一度取得すると5年ほど取得できなくなるという理解しているが、なぜこのような不合理な規制があるのか。配偶者が頻りに海外勤務するケースは想定されていないのか。</p>	<p>休業制度は国家公務員の離職を減らす方策であるはずである。なぜ一度同行休業するとしばらく使えないのか。例えば、アラブの春などでは多くの海外駐在員は帰国して、しばらく日本勤務となり、情勢が落ち着いてから再度転勤等している。また、配偶者の仕事によっては、日本と海外を往復するようなケースもありえるのではないのか。</p>	個人	人事院 内閣官房	<p>配偶者同行休業制度は、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的としています。</p> <p>以前に配偶者同行休業をしたことがある職員から再度の配偶者同行休業の請求があった場合、任命権者は、配偶者同行休業法の目的に鑑み、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後一定期間職務に従事しているときに限り承認することが適当であるとされています。また、配偶者同行休業の承認基準の例として、以前に配偶者同行休業をしたことがある場合には、前回の配偶者同行休業から職務に復帰した後概ね5年程度職務に従事した期間があること等が示されています。</p>	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第1条、配偶者同行休業の実施について(平成26年職職—41)第1項(6)、別紙第3項	対応不可 (一部検討を予定)	<p>配偶者同行休業制度は、有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的としています。</p> <p>配偶者同行休業から職務に復帰した後、その能力を公務に還元するためには、短い期間では目的を達し得ないと考えられることから、再度の休業に当たり必要な期間を5年としているものです。</p> <p>配偶者が頻りに外国での勤務等を行い、その度に職員が同行するような場合には、職員が継続的に勤務しているとは言えないことから、配偶者同行休業制度においてはこのようなケースは想定していません。</p> <p>なお、ご指摘のような災害等のやむを得ない事情により職員が配偶者ととも外国から帰国した後、配偶者が再度外国での勤務等を行うこととなり、それに職員が同行するような場合には、必要な検討を行ってまいります。</p>	
9	令和3年10月12日	令和3年11月4日	軌道法所管の一元化について	<p>軌道法所管が現在国土交通省道路局と鉄道局に跨り、許認可に要する期間が長く事業遂行に支障を来しています。実態として軌道業を理解している鉄道局主管を基本に、道路に関わる部分のみ道路局と調整する仕組みとすべきです。</p>	<p>軌道法特に工事に関する許認可期間が短縮される事で、バリアフリー化の進捗や安全性向上に関わる様々な施設改良のスピードが数ヶ月単位で短縮されます。これは人々の移動の促進にもつながり、投資、消費の両面でプラスに働きます。</p> <p>現在許認可取得については、微細な案件であっても、「標準処理期間」を盾に受付順に一件1週間の審査期間と称して10件許認可案件があれば審査に入る迄に2ヶ月半も放置されます。</p> <p>これは特に道路局において顕著な状況で、過去から伝統的にこの様な対応を取られ続け、結果補助金の繰越や工事の先送りが生じる事態を招いています。</p> <p>路面電車の事を左程理解していない道路局の所管から、安全面を含め精通している鉄道局に所管を統合する事を推奨します。</p>	民間企業	国土交通省	<p>軌道は道路交通の補助機関として一般交通の用に供する道路と一体化した施設であることから、道路敷設を原則として軌道法第2条により規定されています。</p> <p>軌道法における主な許可・認可については、特許と工事施行認可があり、鉄道局・道路局双方で審査を行い、各軌道事業者へ許可・認可を行っています。</p> <p>特許により、道路への軌道の占用がみなされ、工事施工認可により、工事の許可又は承認を受けたものとみなされることとなります。</p> <p>道路局は、道路管理上の支障等に関し、道路局において判断すべきところであるため、審査を実施しているところ。</p> <p>審査にあたっては、軌道建設規定や軌道運転基準等の規定を用いて行い、現地確認を要することもあります。</p> <p>また、停留所等のバリアフリー化の計画や環境保全の配慮等、規定以外の審査を必要とする場合もあり、審査が長期に渡ることも想定されることから、計画的に申請をいただけるよう、過去の実績より「標準処理期間」を設定しております。</p>	軌道法	対応不可	<p>道路局の判断事項もあることから、現行通りの対応とさせていただきます。</p> <p>また、案件の内容に拘らず相談を受け付けており、適宜修正依頼等を実施、申請内容が確定した段階で申請頂いております。なお、申請時に期限を施しており、場合によっては、他の案件より優先的に処理を実施するなど柔軟な対応を行ってまいります。</p> <p>今後とも、道路局・鉄道局は、軌道の性質を解し、慎重かつ迅速に審査を実施してまいります。</p>	
10	令和3年10月12日	令和3年11月4日	年金生活者支援給付金を年金加算に合併	<p>役所に勤務しています。年金生活者支援給付金により、生活保護業務、年金業務に多大な無駄が発生しています。また振込手数料も2倍になりそれだけでも数億円が掛かります。年金の加算金として一括統合することで関係者全ての事務が軽減し、分かりやすくなります。</p>	<p>・生活保護の毎年の変更処理が半分になる。いま全て手作業です。</p> <p>・年金事務所の業務も減る。</p> <p>・2ヶ月に1度送る通知ハガキ(数千枚)のコストも約半分になる。</p> <p>・振込手数料も減る。</p> <p>・毎年少十億～数百億削減になります。</p> <p>ちなみに殆どの受給者の方々も年金生活者支援給付金が何なのか分かっていません。</p>	個人	厚生労働省	<p>年金生活者支援給付金制度は、平成24年の社会保障と税の一体改革において当初政府が提出した法案では、「低年金問題」への対応として基礎年金に定額の加算を行うこととしていましたが、国会での議論において、一律の加算を行うことは、保険料の納付意欲を損ない、社会保障方式になじまないという意見が出されたことで、法案を修正し、年金制度の枠外の福祉的給付として実施することとされました。</p>	なし	対応不可	<p>制度の現状欄に記載の通り、年金生活者支援給付金制度は平成24年の社会保障と税の一体改革における国会での議論の結果、年金制度の枠外の福祉的給付として実施することとされたため、こうした経緯を踏まえるとご提案に対応することは困難です。</p>	
12	令和3年10月12日	令和3年11月4日	外務省の海外勤務時の移転料、住居手当について	<p>号棟、基本給などに差異が生じることは理解しているが、海外転居に伴う移転料、住居手当は何より家族の人数を基準にすべきではないのか。</p> <p>国によっては、独身であれば、非常に経済的に余裕があるが、扶養者が二人いれば生活に余裕が無いケースが多々ある仕組みになっている。</p> <p>極端な例では、独身で一人で寮頭に住んでいる幹部職員がいる一方、家族5人で普通のアパートに赤字(つまり、住居手当では賸りきれない)で住んでいる若手、中堅職員がいることを考慮すると、住居手当の基準は号棟ではなく人数だと考える。</p> <p>移転料も同じ。引っ越しにかかる費用は行政職何級かではなく、人数ではないのか。</p>	<p>上述の通りです</p>	個人	外務省 財務省	<p>【外務省】 住居手当は、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な住宅費に充当するためのもので、家賃から一定の自己負担額を控除した額を、限度額の範囲内で支給しています。在外職員の住居は、自宅に寄る寄る等外交通の拠点となるものであり、住居手当の限度額は、在外職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように在外公館の所在地における物価、為替相場等を勘案して号別に定められています。</p> <p>同限度額は、配偶者・扶養親族たる子女を伴わない者は2割減としており、同伴家族の有無に応じて増減します。また、必要と判断された場合には、現地の家賃相場の上昇を踏まえて限度額の引上げを検討・実施しています。</p> <p>【財務省】 外国赴任時における移転料は、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき路程等に応じた定額で支給され、同法に規定されている定額は、職員本人と随伴する扶養親族1人分の額となっています。2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその15%を加算した額を支給することが規定されており、家族の人数を考慮するものとなっております。</p>	<p>【外務省】 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律</p> <p>在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令</p> <p>【財務省】 国家公務員等の旅費に関する法律</p>	<p>【外務省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【外務省】 制度の現状欄に記載のとおり、住居手当の限度額は同伴家族の有無や現地の家賃相場も考慮に入れて、適正な額となるよう調整されています。</p> <p>【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
13	令和3年10月12日	令和3年12月2日	登記簿謄本等のダウンロード取得	法人の登記簿謄本を取得する際、法務局に行き、現金で印紙を買って、番号が呼ばれるまで数十分待たなければいけないのを、PDFダウンロードで購入できないでしょうか。法務局でかなりの人数がアナログ対応しているのも、かなりの無駄に感じます。米国やエストニアにも法人を持っていますが、オンラインで瞬時に取得できます。	登記ねっとなるサイトに一部ダウンロードソフトがありますが、申請しても書類は後日郵送。ダウンロードしてみても、ユーザビリティを無視した、昭和の時代のようなわかりにくい画面構成のソフト。グラフィックソフトでもあるまいし、今時申請するだけなのに、セキュリティをローカル端末に転録せず、きちんとセキュリティ対策をしてシステム開発し、クラウド化するべきかと思えます。法務局で一日申請書を端末に入力をして、プリントアウトして渡すだけの人材、経済活動を停止して法務局に紙切れを受け取りに行く民間人、双方経済損失ではないでしょうか。	個人	法務省	オンラインによる会社・法人の登記事項証明書の交付請求については、申請用総合ソフトをダウンロードすることなく、「かんたん証明書請求」によりWebブラウザのみで利用することができます。また、登記情報提供サービスにより、オンラインにて登記情報の記載されたPDFデータを取得することができます。	不動産登記規則第194条第3項 商業登記規則第101条第1項第4号 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	事実誤認	オンラインによる会社・法人の登記事項証明書の交付請求については、申請用総合ソフトをダウンロードすることなく、「かんたん証明書請求」によりWebブラウザのみで利用することができます。詳細については以下のホームページを御確認願います。 かんたん証明書請求とは（https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/whats/kantan/what_kantan.html） また、登記情報提供サービスにより、オンラインにて登記情報の記載されたPDFデータを取得することができます。詳細については以下のホームページを御確認願います。 サービス概要（https://www1.touki.or.jp/service/index.html） 法務省としては、引き続きオンラインによる手続等の周知に努めてまいります。	
14	令和3年10月12日	令和3年11月4日	法律が委任した内容をe-govで一覧的・網羅的に公開すること	法律には、政令や省令に委任されている事項のほかに、「〇〇大臣が定める××」や「〇〇大臣が指定した××」などと規定されているものがある。こうした「〇〇大臣が定める××」や「〇〇大臣が指定した××」の内容（××に当たる部分）を、e-govにまとめて掲載してほしい。	政令や省令への委任であれば、e-govで検索することで内容を調べることが可能である。しかし、「〇〇大臣が定める××」や「〇〇大臣が指定した××」のように政令や省令以外に委任されている内容は、大抵、告示や通達で定められているため、簡単には調べることができない。各省HPに掲載されている場合もあるが、省庁によって情報量に差があり、探すのが大変な手間になっている。このため、委任内容については、e-govにリンクを張るなどして、すぐに確認できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索で提供している法令の条文において、告示や通達へのリンクは設定していませんが、e-Govポータルにおいて、各行政機関が所管する法令、告示、通達等の情報を掲載するWebページへのリンク集を提供しています。	なし	対応	e-Govポータルにおいて、各行政機関が所管する法令、告示、通達等の情報を掲載するWebページへのリンク集を提供しています。引き続きe-Gov法令検索の利便性向上・機能の充実に努めてまいります。	
15	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国からの法人宛の書類をオンライン上で確認できるようにしてほしい	国(税務署や年金事務所)や都道府県からの法人宛の書類をオンライン上で確認できるようにしてほしい。	リモートワークやをしていたり、出張が多いとオフィスに長期間出社しないこともあり得るのでどこでも確認できる環境が欲しい	個人	財務省 厚生労働省 デジタル庁	【税務署について】 御指摘の「法人宛の書類」が具体的に何を指すのか明らかではありませんが、税務署等から納税者等に対し必要に応じて書類を送付させていただくことができます。  【年金事務所について】 現在、健康保険・厚生年金保険料にかかる納入告知書は全ての事業所に対して、増減内訳書(保険料額の増減の内訳が分かる資料)は依頼のあった事業所に対して紙等により送付していますが、オンライン上では確認することはできません。	【税務署について】 なし  【年金事務所について】 厚生年金保険法第89条、歳入徴収官事務規程第9条	【税務署について】 その他  【年金事務所について】 対応	【税務署について】 制度の現状欄に記載のとおりですが、費用対効果を踏まえつつ、納税者等の様々なニーズにお応えできるよう、利便性向上について引き続き努めてまいります。 なお、電子証明書を利用して更正の請求書をe-Tax(国税電子申告・納税システム)で提出いただく場合には、税務署から送付される更正通知書をe-Taxで交付希望される方については、通知書をe-Taxで受信できるようになっています。また、e-Taxのメッセージボックス一覧では、税務署からのお知らせ等を確認することができます。e-Taxにメールアドレスを登録いただいた方には、メッセージボックスに情報が格納された際などに「税務署からのお知らせ」等メールを送信しています。  【年金事務所について】 健康保険・厚生年金保険料にかかる社会保険料額情報、増減内訳書等について、2022(令和4)年中を目途に、e-Govを活用し電子的に送付することを進めて行く予定です。	
16	令和3年10月12日	令和3年11月4日	法人の社会保険料の納付額のオンライン確認	法人の社会保険料の毎月の納付額をオンライン確認できるようにしてほしい	毎月20日に発送だと、長期不在などの時に納付までに納付額を確認できない場合があるのでは。	個人	厚生労働省 デジタル庁	現在、健康保険・厚生年金保険料にかかる納入告知書は、全ての事業所に対して紙により送付しており、オンライン上で確認することはできません。	厚生年金保険法第89条、歳入徴収官事務規程第9条	対応	健康保険・厚生年金保険料にかかる社会保険料額情報、増減内訳書等について、2022(令和4)年中を目途に、e-Govを活用し電子的に送付することを進めて行く予定です。	
17	令和3年10月12日	令和3年11月4日	港湾施設の技術基準を知るために高額な書籍の購入を強いられていることについて	港湾施設の技術基準は、国交省が監修した「港湾施設の技術上の基準・同解説」という本を見ないとわからない仕組みになっている(国交省のHPにも出版社も、日本港湾協会などという、いかにも天下り団体。こうやって天下り団体の懐をあたためるのはやめてもらいたい。この本は44,000円もする。技術基準は、普通は無料で公開するものでは？国交省の他の分野の技術基準の解釈は、HPで無料で公開されていると思うが。	港湾施設の技術基準は、国交省が監修した「港湾施設の技術上の基準・同解説」という本を見ないとわからない仕組みになっている(国交省のHPにも出版社も、日本港湾協会などという、いかにも天下り団体。こうやって天下り団体の懐をあたためるのはやめてもらいたい。この本は44,000円もする。技術基準は、普通は無料で公開するものでは？国交省の他の分野の技術基準の解釈は、HPで無料で公開されていると思うが。	個人	国土交通省	「港湾施設の技術上の基準」(以下、「技術基準」という)は、「港湾施設の技術上の基準を定める省令」、「港湾施設の技術上の基準の細目を定める告示」、「技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示」及び「技術基準対象施設の維持に関する必要な事項を定める告示」から構成されており、技術基準の利用者に対して、技術基準の正しい理解を助け、技術基準の円滑な運用を支援することを目的とした参考資料として「港湾施設の技術上の基準・同解説」があります。	港湾法第56条の2の2	事実誤認	技術基準については、HPで公表されておりまして、無償で参照することができます。(参考:国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000035.html	
18	令和3年10月12日	令和3年11月4日	公文書情報開示請求の一元化と電子化	現在各省庁府がそれぞれ別個に行っている公文書情報開示請求の一元化と電子化。	現在各省庁府がそれぞれ別個に公文書情報開示請求の対応を行っている。このため申請用紙・窓口・開示基準が異なるため申請書として苦勞する。また、複数省庁にまたがるテーマで公文書請求を行う場合、関係する省庁府それぞれに連絡するためコストや手間を含めて縦割り行政の無駄が発生する。このため一元的に公文書情報開示請求を対応する窓口を設置することを提言する。また、地方自治体ではオンラインで公文書情報開示請求を対応するのが通常であるのに、中央省庁でオンラインでの請求を認めている省庁府はゼロであり、全て書面での対応となる。こちらもデジタル庁が中心となりオンライン化を進めるべきである。	個人	総務省 デジタル庁	情報公開請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)等に基づき、一部の行政機関等においてオンライン化がされています。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)	検討を予定	情報公開請求のオンライン化については、「国民の利便性の向上」と「行政の業務の効率化」のバランスを考えた業務プロセス全体の検討を行う必要があり、「請求の受付」や「開示の実施」といった業務の一部分だけでなく、「対象文書の探索・特定」や「開示・不開示の判断」を含めた情報公開業務のプロセス全体を一貫してデジタル化することが必要であると考えております。 また、情報公開法に基づく開示請求は、同法上、行政文書を保有している各行政機関において対応することとされており、こうした枠組みを前提に考えていく必要があります。 現在、内閣府において、文書管理全体の電子化に向けた検討が進められていることから、その状況を踏まえ、各府省が情報公開法に基づく事務を確実・効率的に処理できるようにする上でどのようなことが必要かについて、検討を進めてまいりたいと考えております。	
19	令和3年10月12日	令和3年11月4日	原則テレワーク勤務の実現について	省庁において原則テレワーク勤務が選択できる制度の実現	省庁主導で原則テレワーク勤務という新しい働き方を実現することにより、以下の効果が期待できる。 1.通勤手当の不支給により、予算が削減可能となる。 2.民間企業に同様の働き方が広まることにより、より多様な働き方が選択できる社会となる。 3.地方への移住が進むことにより、地方創生事業(地方における、経済、少子高齢化、空き地空き家、地域振興等の諸問題の解消)として高い効果が期待できる。 4.都市部の公共交通機関の混雑緩和により、都市部に居住する者にもメリットとなる。  多くの省庁では、テレワークシステム、Teams等ウェブ会議ツール、電子決裁、職場の電話の転送機能等のインフラが既に整備されているため、上記施策は原則テレワーク勤務を認める制度を作ることですぐに実現可能である。	個人	内閣官房 デジタル庁	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定、令和3年1月29日一部改正)等を踏まえて、令和3年3月30日に「国家公務員テレワーク・ロードマップ(平成27年1月21日各府省CIO連絡会議決定)」を改正し、本府省・地方支分部局等ともに、必要な規模のテレワークを実施可能な制度・環境を整備し、「令和7年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備する」ことを目指すこととしています。	なし	対応	各府省等は、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき策定したテレワーク推進計画に基づき、テレワークを推進しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
20	令和3年10月12日	令和3年11月4日	政府系アンケートをやめてほしい	会社で管理部にいます。政府系アンケートの量に困っています。政府統計オンライン調査の統計がじゃんじゃんきて、一体何回BSPLを入力すればいいのかわからず、と思うくらい入力させられます。締め切り近くには追い立てる電話も。テレワークで出勤時間が限られている中で非常に迷惑です。	税務署にデータを提出していますので、アルバイトでも雇ってデータ化してください。各省がそれを利用すればいいでしょう。とにかく、管理部は出社しないとできない仕事が多く、ただでさえ一般社員より出社しないとイケない中、こんな1円にもならない業務でさらに時間をとられるのは困ります。	民間企業	総務省	国の行政機関が行う統計調査の範囲で申し上げれば、調査実施前に、統計法に基づき総務大臣の承認を得る必要がありますが、統計調査の承認審査の過程において、報告者の負担軽減等に留意して対応しております。統計調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項を調査している統計調査を完全に排除することは困難ですが、統計法の規定に基づき、他の統計調査との重複が合理的と認められる範囲を超えていないか、といった観点から審査を行っています。また、令和2年6月に閣議決定した「公的統計基本計画」においては、統計調査の企画に当たり、他の行政記録情報の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の縮減や代替を図ることとされており、これも観点として審査を行っています。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
21	令和3年10月12日	令和3年11月4日	公務員における本来業務に支障をきたさない副収入範囲の明確化 周知について	公務員における本来業務に支障をきたさない副収入範囲が狭すぎる。公務員は、自身の生活や老後を豊かにするための手段が少ない。公務員は、特に若手の人間の給与が少なく、生活が厳しい。一ヶ月厳しいから、あと1万円稼ぎたいとしても、許可制(煩雑ですぐに許可はでない。)でできない。せめて届出だけでいいのではないかと。公務員の本来業務に支障をきたさない範囲の明示化 明示化に伴い、コンプライアンス教育の強化	現在、公務員については副業が禁止されていますが、兼業に値しない(事業的規模以外)範囲内であれば可能と把握しています(自宅太陽光発電、不動産投資等)。しかしながら、現制度で言えば、副業に値しない例が少なく、例えば休日1時間程度アルバイトをする場合にも許可が必要であり、足枷となっています。自身の資産を増やし、生活を豊かにすることや定年退職後に備える事は公務員であっても必要であると思います。以上のことから、本来業務に支障をきたさない範囲を具体的に明示して頂き(コンプライアンスガイドランスに明記すると良い)、日本の経済を回していく事(人材不足も解消できます。)を公の人間もすべきであると思います。	個人	内閣官房 人事院 総務省	一般職の国家公務員は、「国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない(国家公務員法第96条第1項)とされており、一般職の国家公務員として守るべき服務規律の一つとして、職員員の兼業を制限しております(国家公務員法第103条及び104条)。国家公務員法第104条では、同法第103条の対象となるものを除いて、報酬を得て行う他の事業等との兼業を制限しておりますが、 ①職務専念義務の確保 ②職務の公正な執行の確保 ③公務の信用の確保 に支障がないと認められた場合に、所轄庁の長等の許可を得て、兼業を行うことができることとされており、 また、同法第103条では、自営兼業を制限しておりますが、同様に上記①～③に支障がないものとして認められる場合に、所轄庁の長等の承認を得て、兼業を行うことができることとされており、 一般職の地方公務員の兼業については、基本的に国の兼業の取扱いと同様ですが、御提案の内容については、各任命権者が、職員員の公務員について、 ・与えられた職員を乗らすことができるかどうか ・職員遂行のために勤務時間や注意力を用いることとされる義務(職務専念義務)を履行できるかどうか ・職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないかどうか といった観点から、公務と兼業業務との割り振りの妥当性を慎重に判断しなければならない事案であると考えます。	国家公務員法第103条及び104条 地方公務員法第38条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 ※なお、地方公務員における「任命権者の許可」の運用については、地域社会のコーディネーター等として本来の公務以外でも活躍することが期待されていることも踏まえ、総務省としても実態を調査し、好事例の周知や許可基準の運用・公表等に関する助言を行っているところです。	
22	令和3年10月12日	令和4年1月13日	ハローワークのシステム(求人者向けマイページ)	ハローワークのマイページから来た書類審査に時間がかかる。もっと効率的なシステムに刷新してほしい。例えば、依頼があった求人票を審査するために、全てデータを紙に印刷して、それを印刷するために、全て手入力して印刷して審査して。一括で印刷できる仕組みを作って欲しい。(それに加えて、求人内容変更が来た際の一括保留、一括保留解除、) また、事業所台帳がインターネット上から二重に作成されて受理され、うまく登録ができず、職員が手入力するケースが多く、時間がかかる。すでに事業所台帳をお持ちの方には、事業所台帳が入力できないシステムを作ってほしい。	システムが効率化することで、業務時間短縮になり、残業時間が減らしたいと思います。なかなか、現場の声が届かないので、よろしく願います。	個人	厚生労働省	求人者マイページから申込みが行われた求人者のハローワークにおける審査については、ハローワークシステムの画面上で審査することができ、全ての関係データを印刷しなければならないものではありません。 求人者の求人者マイページからの事業所情報の入力については、入力操作の冒頭に求人申込み実績の有無(実績がある場合既に事業所情報が入力されている)を照会する等により、求人者が二重に事業所情報を入力することを防止するシステムとしています。 また、雇用保険適用事業所番号が不明であること等により、複数の事業所台帳が作成されていた場合等には、事業所情報の統合等の必要な処理を行うこととなっています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
23	令和3年10月12日	令和4年1月13日	ハローワークシステム(求人者向けマイページ)	求人票を審査時にプレビューを出すのが、そのプレビューに転用元求人番号を自動的に入力してほしい。ダブリ求人等を探したり、入力の人に前回の求人番号を削除する際に、前回の求人番号をいちいち書くには時間がかかる。あと、会社が求人票を入力する際に、明らかに法令違反の場合は、エラーにしてほしい。例えば、省号3号のイで若年者を採用する場合、経歴は不問でしか募集できないのに、経歴必須の求人票を入力したり、契約社員の募集の場合、年齢制限できないのに年齢制限してきたり、定年も入れられないのに入れてきたり、ある程度、受理前の段階でエラーしてもらえたら助かります。	インターネットからマイページ申請が増え、不備の点は電話連絡で確認するのですが、在宅勤務等でなかなか会社と連絡がつかず業務が停滞しています。受付の段階でエラーになれば、電話確認の手間が省けます。	個人	厚生労働省	求人票のプレビューは、利用者が閲覧する求人票のイメージを確認するための機能であるため、閲覧時に表示されない転用元求人番号を表示することは適切ではないと考えています。なお、転用元求人番号は、ハローワークシステムの審査画面から確認できます。 また、求人情報を入力する際に法令違反がある場合のご指摘の部分についてエラーチェックはかかっていません。 なお、求人申込み内容に不備があった場合の求人者への連絡については、電話連絡以外でも求人者マイページ上でコメントを付した上で求人者宛て修正を依頼する(差し戻し処理)ことができますので、当該処理をご活用ください。	なし	前段: 対応不可 後段: 検討を予定	ご提案のうち求人情報を入力する際に明らかに法令違反がある場合のエラーチェックについては、今後のシステム改修などの機会を捉えて予算の範囲内で改善を検討してまいります。	
24	令和3年10月12日	令和3年11月4日	システム調達における標準機能一覧の提示	文書管理システム、電子入札システムなど、法令に準拠したパッケージシステムに係る標準機能一覧を各独立行政法人、国立大学法人等、法令の規定が適用又は準用される機関(かつ国と同様のシステムが使えない機関)に提示する。	文書管理システムなど法令に準拠したパッケージシステムを各独立行政法人や国立大学法人等が個別に導入しているが、標準機能は各機関ごとに考えなければならず手間がかかっている。例えば、国が導入している一元的な文書管理システムなどの法令準拠のパッケージシステムに係る標準機能がわかれば、各機関において仕様なども検討しやすくなる。	個人	デジタル庁 総務省 文部科学省	「一元的な文書管理システム」及び「電子入札システム」については、独立行政法人等に対して標準機能一覧を提供していません。	なし	検討を予定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行う旨を定めております。まずは、独立行政法人について、この棚卸しの結果も踏まえつつ、御提案についても検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
25	令和3年10月12日	令和3年11月4日	独立行政法人等におけるデジタル化推進	独立行政法人等に業務のデジタル化推進の専属部署の設置させ(又は設置を促し)デジタル化推進を促す。	国においてはデジタル庁が強力に中央省庁間のデジタル化を推進することになることが想定される。その一方で、独立行政法人等が取り残されたり、数ある国からの作業依頼の一端として対応してしまうなど、あくまで従来の業務の延長としてデジタル化を進めさせてしまう懸念もある。独立行政法人等の業務は補助金の申請など、国同様、デジタル化の推進が必要な業務も多い。他にもウェブ会議、テレワーク、ペーパーレス化、文書の電子的管理など内部管理的な見直しも必要になると思われる。当該法人等に業務のデジタル化推進の専属部署の設置させれば、当該部署は他の既存業務にとらわれず、ポリュームのあるデジタル化業務に集中して取り組め、デジタル化の強力な推進ができると思われる。	個人	デジタル庁 総務省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)第2部2(6)に定めるとおり、デジタル庁は、独立行政法人のデジタル化についても推進していくこととしております。	なし	検討を予定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行う旨を定めております。まずは、独立行政法人について、この棚卸しの結果も踏まえつつ、御提案についても検討してまいります。	
26	令和3年10月12日	令和3年12月2日	自立支援医療(更生医療)の事務手続き	自立支援医療(更生医療)の事務手続きについて、方針変更の際の手続き簡素化	例えば、これまで通院による治療を受けていた人が、同一病院に入院し、その後、退院するときには(1)通院から入院(2)入院から通院の少なくとも2つの方針変更に関する書類を、申請者(受給者)と医療機関から自治体(市町村)へ提出される。これら2つの書類を、市町村はそれぞれ起案し、支給決定をしている。特に人工透析を受けている人は、シャント狭窄などによる方針変更は多くあり、その度に申請者、医療機関、自治体は手続きが発生し、過度な負担となっている。このことについて、例えばシャント狭窄による入院など、例示された方針変更の場合には医療機関から自治体への電話連絡のみで申請を受け付けるなどといった手続きの簡素化を望んでいる。	個人	厚生労働省	障害者総合支援法第56条1項において、医療の具体的方針に変更があった場合には支給認定を受けている方が、支給認定の変更の申請をすることになっております。また障害者総合支援法施行規則第45条において、支給認定の変更の申請をするに当たっては、必要事項が記載された申請書に変更の必要が生じた事項を証明する書類及び自立支援医療受給者証を添えて、市町村に提出することとなっております。	障害者総合支援法第56条 障害者総合支援法施行規則第45条	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、支給認定の変更の申請をする際には必要事項が記載された申請書、変更事項を証明する書類及び自立支援医療受給者証が必要となります。更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し、確実な治療の効果が期待できるものに限られており、その判断をするにあたり具体的な治療方針等の記載された資料が必要となります。そのため、あらかじめ提出いただいた内容から治療方針の変更が発生した場合も、治療方針等の判定を再度行う必要があるため、改めて変更申請書の提出を求めています。提出書類の省略については上記のとおり難しいところではありますが、申請手続の簡素化については、行政改革の一環として押印廃止等に取り組んできたところであり、申請の電子化についても、その可否を含めて今後検討される予定です。	
27	令和3年10月12日	令和3年11月4日	外国で取得した運転免許証への切替手続きにおける翻訳文の取扱い	外国で取得した運転免許証の日本の運転免許証への切替手続きで求められている外国の運転免許証の日本語への翻訳文は、現在作成者が限定されており、当該国の駐日大使館や、日本自動車連盟(JAF)等の機関または一部の民間会社が作ったものでないとう有効とされない。また、全国に支部があり、最も翻訳作成依頼がしやすい日本自動車連盟では、翻訳一件当たり3千円以上の高額な手数料を徴している。しかし、例えば出入国在留管理庁での在留資格認定証明書交付申請の手続きや、国際結婚の日本各都市町村での婚姻手続などで求められる外国政府発行書類の日本語への翻訳文は、申請者又は代理人が作成したもので、書類内に署名等することで有効な書類として受理されている。内容の真正性を担保することは重要であるが、各手続で扱いに差があることは好ましい状況ではなく、真正性の担保には上述のような署名等の一定の条件や虚偽等の際の罰則を設ければよい。また、翻訳作成者が限定されることで不透明な費用であっても負担せざるをえない現状に外国人及びその家族はあり、選択肢を排除している現状を変えるべきである。日本での外国人生活者の増加等の環境にある中、外国人及びその家族の生活上に必要な手続を効率的にしていくことも重要と考えことから本提案を行うもの。	外国で取得した運転免許証の日本の運転免許証への切替手続きで求められている外国の運転免許証の日本語への翻訳文は、現在作成者が限定されており、当該国の駐日大使館や、日本自動車連盟(JAF)等の機関または一部の民間会社が作ったものでないとう有効とされない。また、全国に支部があり、最も翻訳作成依頼がしやすい日本自動車連盟では、翻訳一件当たり3千円以上の高額な手数料を徴している。しかし、例えば出入国在留管理庁での在留資格認定証明書交付申請の手続きや、国際結婚の日本各都市町村での婚姻手続などで求められる外国政府発行書類の日本語への翻訳文は、申請者又は代理人が作成したもので、書類内に署名等することで有効な書類として受理されている。内容の真正性を担保することは重要であるが、各手続で扱いに差があることは好ましい状況ではなく、真正性の担保には上述のような署名等の一定の条件や虚偽等の際の罰則を設ければよい。また、翻訳作成者が限定されることで不透明な費用であっても負担せざるをえない現状に外国人及びその家族はあり、選択肢を排除している現状を変えるべきである。日本での外国人生活者の増加等の環境にある中、外国人及びその家族の生活上に必要な手続を効率的にしていくことも重要と考えことから本提案を行うもの。	個人	警察庁	外国免許切替制度により免許を受けようとする方は、免許申請書に当該外国免許の日本語による翻訳文を添付しなければならないとされています。日本語による翻訳文を作成することができるのは、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条の5第1項各号の規定により、 ○当該外国免許証を発給した外国の行政庁等 ○当該外国免許証を発給した外国の領事機関 ○自動車等の運転に関する外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成することができる法人として国家公安委員会が指定したものに限定されており、現時点で国家公安委員会が指定しているのは、一般社団法人日本自動車連盟とシブラス株式会社の2法人です。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第107条の2 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第39条の5第1項各号 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第18条第1項第6号	対応不可	外国免許の切替手続きにおける外国免許証の翻訳文は、その記載内容に基づいて本邦の免許を与えることとなるため、正確に翻訳されたものであることはもとより、その免許で運転することができる自動車等の種類や免許の条件等を明らかにしたものであることが求められることから、国家公安委員会が指定した法人等が作成したもののみを添付書類として認めています。翻訳文の作成を申請者本人や代理人に認めることについては、真正性の担保方策等に係る課題を踏まえた慎重な対応が必要であると考えています。	
28	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国家公務員宿舎の入居者が設置した光ファイバーは、退去の際に、原状回復のため撤去が求められます。NTTの設置する光ファイバーは撤去費用がかからないですし、後に入居される方も工事費がかからないメリットがありますので、現状回復の対象外とすることを希望します。	古い宿舎ではインターネット環境が整備されなく、入居者の負担で光ファイバーを設置することになります。これは仕方ないと思いますが、せっかく設置した光ファイバーを撤去するのはコスト的にも、環境負荷の観点からも無駄です。	個人	財務省	国家公務員宿舎法第16条において、国家公務員宿舎では、維持管理機関(合同宿舎にあっては財務大臣、省庁別宿舎にあっては当該宿舎の賃与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長)の承認を受けずに改造、模様替その他の工事を行ってはならないこととなっています。また、国家公務員宿舎法施行規則第21条において、維持管理機関は工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際原状に回復し、又は当該工事の目的物を国に寄付し、若しくは当該工事に係る国に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認できるものとしていところ。	国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)第16条 国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)第21条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載したとおり、宿舎の維持管理機関において判断を行うこととなりますので、維持管理機関にご相談願います。その上で、合同宿舎においては、次に入居する予定の者が処分及び原状回復等を行うことが条件として、賃貸与者が設置した物品について、退去時の撤去及びそれに付随する原状回復等を要しないこととする取扱いも可能となっておりますので、宿舎管理人(又は管轄の各財務(支)局)にご相談願います。		
29	令和3年10月12日	令和3年11月4日	省庁大学校の大学生の取扱いについて	省庁大学校に通う大学生について、文部科学省の大学に通う大学生と同様に「大学生」として認めて欲しい。	省庁大学校は各法令により設置されていることから、文部科学省以外の所管である。そのため、学位の授与が認められている省庁大学校に通う大学生について、文部科学省所管の大学生と区別されることが生じている。特に、省庁間での縦割りの弊害として、「東京都」の「大学と連携したワクチン接種会場」において、文部科学省所管でないことを理由に、予約をし当日接種会場に赴いたにもかかわらず、接種を拒否された。積極的なワクチン接種を推奨しておきながら、所管省庁が異なるという理由で拒否されるということは到底看過できないことである。早急に検討いただきたい。	個人	厚生労働省	東京都の設置するワクチン接種会場については、東京都が運営を行っており、東京都が当該会場の対象者等を決めています。	なし	その他	各自自治体が設置するワクチン接種会場の対象者については、地域の実情等に応じて各自自治体において決めることとしています。このため、現行制度において、ご指摘の接種会場を運営している東京都において、省庁大学校に通う学生を文部科学省所管の大学に通う大学生と同等に扱うことも可能ですが、実際に省庁大学校の学生を当該接種会場の対象者とするかについては、地域の実情等を考慮しながら、東京都が判断することとなります。	
30	令和3年10月12日	令和3年11月4日	駐留軍等労働者の労務管理当事務の防衛省への一元化	在日米軍基地で米軍の指揮監督下で就労する駐留軍等労働者(以下、「基地従業員」)の労務管理等事務は、主に、労務管理、給与、福利厚生に係る事務で構成される。これら事務のうち、法的に雇用主が実施しなければならない事務は防衛省が、そうでない事務は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が実施している。労務管理等事務が権限に応じて国と独法に複雑に切り分けられているため、非効率が生じている。複雑性を排し、業務の効率性、透明性を高めるため、労務管理等事務の防衛省への一元化を提案する。	従来、機関委任事務であった労務管理等事務は地方分権改革を経て国の直接執行事務として整理されたはずである。しかしながら、地方分権改革以降現在に至るまで、当該事務は防衛省と駐留軍等労働者労務管理機構が権限に応じて分担執行しているため、非常に複雑化している。各地の米軍基地側から見ても、基地従業員に関する事項の交渉の窓口が防衛省なのか機構なのか分かりずら。また、基地従業員の側から見ても、例えば、社会保険に係る手続きを防衛省で行えばいいの、機構で行えばいいの、分かりずらい。さらに、現在、基地従業員の定期健康診断は防衛省が医療機関と契約して実施しているが、法定外の成人病予防健康診断は機構が契約業務を担っている。そのため、これらを一元化できれば、契約単価を引き下げることができるはずである。逆にいえば、労務管理等事務が切り分けられていることにより、契約単価の節減がなされていない可能性があると思われる。基地従業員の労務管理等事務といたし、安全保障政策の一部なので、防衛省が全面的に責任を負うべきであるし、そうすることが地方分権改革での議論の趣旨に沿うものと思われる。また、そうすることで、透明性や効率性の向上をはかることができると考えられる。	個人	防衛省	基地従業員の労務管理等事務については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)により、国の直接執行事務とされたところ。「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)により、労務管理等事務の一部は独立行政法人に移行することとされ、国の行政組織等の減量、効率化等に資するのみならず、基地従業員や米軍のニーズに弾力的に対応しサービスの向上に寄与することができるという考え方のもと、平成14年度から独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構により処理しているところ。	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	対応不可	基地従業員の労務管理等事務は、確実かつ正確に、また、円滑かつ効率的に実施される必要があります。そのためには同事務の一部を独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に担わせ、防衛省と同機構が、密接に連携し事務を実施することが適当であると考えております。手続きや窓口が分かりづらいという点につきましては、従来よりできる限り分かり易く丁寧な説明・周知に努めてきたところ、今後とも、様々な意見に耳を傾け、一層サービスの向上に取り組んでまいります。また、防衛省並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は、従来より組織・業務の見直し及び効率化を図ってきたところ、それぞれにおける調達手続きに関しても、競争性を確保し、適正な契約額となるよう努めているところです。引き続き、組織・業務の更なる合理化を行い、透明性や効率性の向上に努めてまいりたいと考えております。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
31	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国税調査・経済センサスは行政間で情報連携すれば不必要	<p>国税調査・経済センサス共に、何等かの行政機関に既に申請している内容は質問事項から外してほしい。</p> <p>例えば国税調査なら、世帯員に関する事項は住民票情報と同様部分が殆どであり、それ以外の情報も、年末調整の情報とマイナンバーを利用し結合すれば割り出せる内容が多い。</p> <p>経済センサスも税務申告した決算書情報をベースに、足りない情報のみを質問内容にし効率化を図ってほしい。</p>	<p>国税調査・経済センサス共に、莫大な予算がかかっていると思うが、国民に届くアンケートの袋が分厚く、記入事項が多すぎ、複雑なため、その用紙を見た瞬間に対応する気が無くなる。</p> <p>その割に質問事項をよく読むと「これって住民票の内容では？」「年末調整の情報とマイナンバーを使って突合すれば分かるのでは？」というような内容が多い。</p> <p>国税調査は特に、殆どが各行政に申請済みの内容で、その各機関に散らばっている情報を纏められないから、莫大な予算をかけて、再度質問している、という感じである。</p> <p>また経済センサスは、税務署に申請している決算書から導き出せるような内容が多いため、ほとんどの中小零細企業は提出せず、弊社も提出しなかったら、督促の電話が複数回、書面でも複数回督促され、督促要員の経費も税金だと思ってしまうと思うし、そのうえ「義務です」と言われ頭にもくる。</p> <p>各行政がアナログで情報共有していない結果、日本単位で非効率な事を行っている状態になっている。</p> <p>行政機関の情報をデジタル化し、データを連携し、共有して活用すれば、こういった調査の内容は減らせるだけでなく、必要すら無くなると思う。</p> <p>国民や企業に無駄な労力をかけることなく、督促要員という無駄な経費も削減でき、「義務です」と言われ日本政府に嫌気が起こることもない。</p> <p>その結果、税金の節約、各個人、各企業への負担軽減に繋がるだけでなく、日本の脱アナログの象徴のひとつになる。</p>	株式会社エアーサスペンションジャパン	総務省 経済産業省 財務省	<p>国勢調査及び経済センサスの調査事項は、統計法に基づき統計委員会への諮問審議を経て、総務大臣からの承認を受けております。</p> <p>国勢調査は、住民票などの届け出に關係なく、ふだん住んでいる場所で把握することとしており、また、国勢調査で把握する教育、就業状態、従業上の地位などは、住民基本台帳などから得ることはできず、国勢調査の調査事項の全てを代替することは困難です。</p> <p>なお、一部事項にはなりますが、回答が得られなかった場合について、現時点でも行政記録情報を活用しています。</p> <p>経済センサスでは、いわゆる税務情報にはない品目別出荷額やサービス収入の内訳等も調査事項としており、政策立案やGDP統計作成のために必要不可欠のものとなっております。</p>	統計法	その他	<p>国勢調査については、令和2年の実施状況を検証し、その時々導入可能な技術や方法等を取り入れ、次回以降の調査に結び付けてまいりたいと考えています。</p> <p>経済センサスについては、制度の現状欄に記載のとおり、すべての調査事項を税務情報で代替することは困難ですが、報告者負担軽減の観点からも、御指摘も踏まえ、その活用可能性について、関係省庁に相談の上、検討してまいります。</p>	
32	令和3年10月12日	令和3年11月4日	河川敷の除草作業	除草作業を一体的に行うようにする。	<p>現状河川敷の除草は斜面と頂上付近で管轄が違うのか別日程で行われているように見受けられます。</p> <p>両者が一体的に除草すれば、コスト削減が期待できると思います。</p>	個人	国土交通省	<p>河川敷の斜面（堤防の法面と解釈）については、堤防を健全な状態に保つことを目的として河川管理者が除草を実施しています。一方、頂上付近（堤防の天端と解釈）が道路として占用されている場合には、交通安全上見直しを確保することを目的として道路管理者が除草を実施するなど、それぞれの目的に応じた時期や頻度で管理者による除草が行われています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>道路が占用している河川堤防については、除草範囲や実施時期などについて河川管理者、道路管理者双方で調整を図るほか、まとまった範囲を施工するなど効率的な施工となるよう引き続き努めてまいります。</p>	
33	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国家総合職採用の職員その他の大卒区分採用の職員の人事評価制度改革について	<p>国家公務員のうち、採用区分が国家一般職や国家専門職の職員にも、能力に応じて国家総合職級の昇進、昇給の機会を与えるような人事制度を全府省庁を対象に導入していただきたい。</p>	<p>現状、国家公務員採用試験を受験した者のうち国家総合職（いわゆるキャリア）の職員とその他の大卒採用区分の職員（国家一般職や国家専門職等のいわゆるノンキャリア）とは、昇進、昇給の面において大きな差があり、後者の職員はいくらか能力が高くて一度ノンキャリアとして採用されれば一般に補佐や課長級までしか到達できない。このような人事制度は以下の理由により適切ではないと考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.有能な人材を重要性の高い業務や上位の管理職に配置できず、人材を有効に活用できない。</li> <li>2.一定以上の昇進、昇給の見込みがない場合、職員の職務意欲の低下を招き、離職や優秀な人材の流出につながる。</li> <li>3.一部の業務が国家総合職の職員に集中し、当該職員の長時間労働につながる。</li> </ol> <p>一方で、ノンキャリアからキャリアへの登用を柔軟に行うことで、職員の職務意欲の向上や人員の適切な配置、業務の適正な配分が可能となり、より質の高い行政サービスの実現が期待できる。現在、一部の省庁においては能力評価や面接、試験等を通じてノンキャリアからキャリアへの登用を行っているようだが、上記の目的を達成するために人事院ないし内閣人事局主導の下で全府省庁において同様の人事評価制度を導入するべきであると考えられる。</p> <p>上記につき、ご検討いただきたい。</p>	個人	内閣官房 人事院	<p>採用・昇任等に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための政府全体の基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、職員の昇任等を行うに当たっては、人事評価に基づき、適材適所の人事運用や、能力及び実績に基づく人事管理を徹底することし、幹部職員、管理職員を含め、採用年次、採用試験の種類等にとらわれた人事運用を行ってはならないこととされています。</p> <p>また、職員の昇任や昇給は、人事評価の結果に基づき行われることとされており、昇任や昇給の基準は当該職員の採用試験の種類によって異なるものではありません。</p> <p>これらの運用を確保するため、内閣人事局では、毎年各省に対し、国家公務員法等に基づき、「（採用試験の種類別等の）管理職への任用に関する状況」や「採用年次、採用試験の種類等にとらわれない人事運用（いわゆる抜擢人事）を行った取組事例」等について報告を求めるとともに、取りまとめの上、公表を行っています。</p>	国家公務員法第二十七條の二、第五十四條、第五十八條、第六十一條の五	現行制度下で対応可能	<p>国家公務員の人事管理については、「採用昇任等基本方針」等に基づき、引き続き適切に行ってまいります。</p> <p>なお、人事評価については、令和3年10月より、人材育成機能の強化等の観点からの改善を行っており、引き続き、制度の適切な運用を進めてまいります。</p>	
34	令和3年10月12日	令和3年12月2日	免許証のサイズについて	薬剤師免許がB4サイズで交付されるが、運転免許証のようにカードにしてほしい。他の国家資格の免許証にもいえる。せめてすべてが同じサイズ、A4サイズにしてもらえたら保管がしやすい。	<p>薬剤師免許や医師免許が大きすぎるので、汚れや折曲など保管方法に困る。また、コピーの提出をする際もサイズが大きすぎて家のプリンターに収まらなかつたりと不便である。運転免許証のように持ち運べるサイズで紙ではない方が便利である。せめて、紙でないとイケないならA4サイズが良い。提出する側もされる側もコンパクトなほうがやりやすいと思う。</p>	個人	厚生労働省	<p>身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。</p>	薬剤師法	検討を予定	<p>デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の確認が可能となる仕組み等について、今後、検討してまいります。</p>	
35	令和3年10月12日	令和3年11月4日	「新しい「公用文作成の要領」」における共有及び適用	<p>令和3年3月12日に文化審議会国語分科会が発表し、文化庁のウェブサイトに掲載されている「新しい「公用文作成の要領」」を全府省庁で共有し、公用文の修正にかかる無駄な作業を根本から削減すること。</p> <p>まずは、「新しい「公用文作成の要領」」に向けて（報告）」を全府省庁に通知すること。</p> <p>さらに、「新しい「公用文作成の要領」」を全府省庁の作業端末に組み込み、不適切な表現には注意が促されるシステムを構築すること。</p>	<p>私が所属する県では、「新しい「公用文作成の要領」」に向けて（報告）」（以下「報告」という。）を参考にして分かりやすい公用文作成に努めているが、国が作成する公用文では報告が参考にされていない。そのため、県が作成した公用文と国の資料から引用した部分を合わせた資料を作成すると、同じ文章でも表現に不整合が生じ、表現を統一するために修正作業が発生して非効率かつ不経済となっている。</p> <p>例えば、このウェブページでも「ご提案は以下の受付フォームより、いつでも受け付けております。」と書かれているが、報告では「起点は「から」、比較は「より」とされているので、これを県の文章と合わせる場合には「受付フォームから」と書き直す作業が必要となる。</p> <p>また、ウェブサイトやWEBのことをホームページやHPと誤って表現している省庁が多いが、そもそも英語としても法令用語としても間違っており、教育にも良くないうえ、外国人に伝える際にはHPをWEBに変換する無駄な作業が必要となるため、少なくとも公共機関はウェブサイトやWEBを使用することを徹底すべき。</p> <p>この提案の実現は、報告は既に公表されているので、全府省庁への通知にかかる追加費用はほぼゼロであり、効果は全国の全ての公共機関において、将来にわたって作業の無駄の削減に貢献する。また、「新しい「公用文作成の要領」」を組み込んだ作業端末の普及にはある程度の費用と時間が必要となるが、ソフトウェアの更新等に含ませて導入することにより、実現可能と考えられる。</p> <p>国においては、法令における誤字等が問題となっていることから、この提案が国の職員の公用文作成の意識向上に寄与することが期待される。</p>	個人	文部科学省 内閣官房	<p>令和3年3月に文化審議会国語分科会で「新しい「公用文作成の要領」」に向けて（報告）」が取りまとめられました。</p> <p>なお、御指摘のような作業端末への組み込みの例は把握しておりません。</p>	「公用文作成の要領」（昭和27年内閣府令第16号依命通知別紙）	検討を予定	<p>令和3年3月に文化審議会国語分科会が取りまとめた「新しい「公用文作成の要領」」に向けて（報告）」の内容については、政府内に周知するため、その取扱いについて検討を行っているところです。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
36	令和3年10月12日	令和3年11月4日	勤務実態等の把握改善について	1.勤務実態等の把握に係る優良事例の把握及び全省庁への共有 2.いまだに紙での勤務実態等の把握を行っている部署の把握、および早期撤廃の指導 3.他省庁から出向されている人から、現在の組織と出向前の組織との違和感や効率の悪い事務作業等の聞き取り	行政機関に勤めているものですが、現在勤めている部署では、勤務実態を把握する目的で以下11点の記入を命じられております。 1.〇出勤簿(紙、印鑑(シャチハタ不可)) 2.〇検温確認票 3.△休憩簿(紙、印鑑(シャチハタ不可)) 4.△特休簿(紙、印鑑(シャチハタ不可)) 5.〇超過勤務命令簿(電子) 6.〇超過勤務報告書(紙) 7.〇テレワーク勤務実施簿(電子) 8.〇在庁時間調査票(電子) 9.〇時差出勤調査票(電子) 10.〇出勤・テレワーク管理簿(電子) 11.〇共通カレンダーへの出勤・テレワークの入力(電子) ※〇は毎日入力or更新が必要なもの △都度記入が必要なもの  これらのうち毎日記入が必要なものは、9点もあり、職員の負担を考えた対応をされているとは到底考えられません。 一方で把握している限り、情報通信系の取組が少ない省庁においては同じく、勤務実態等について入力するものが大量にあり、これだけで業務とみなされない私的な時間として30分近く浪費することになります。 うまく行っている部署では1,3,4,6,10の5点(毎日記入するものは3点)だけの記入であり、しかも全て電子のみと聞いており、ここまで実態に差があるとやる気をなくします。 そこで以下の点について提案をします。 1.勤務実態等の把握に係る優良事例の把握及び全省庁への共有 2.いまだに紙での勤務実態等の把握を行っている部署の把握、および早期撤廃の指導 3.他省庁から出向されている人から、現在の組織と出向前の組織との違和感や効率の悪い事務作業等の聞き取り どうぞよろしくお願いたします。	個人	内閣官房 人事院	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に基づき、各府省等は、本府省等においては、早期に、①出勤簿、休憩簿、フレックスタイム割振簿等の電磁記録化により、定時までに出勤したことを記録するとともに、これら相互の整合性の確認を自動化し、申請から承認までの手続をオンラインで行う機能、②職員の勤務時間を正確に把握することを目的に、客観的な方法により取得したデータを活用する機能、③管理職が部下の超過勤務の状況及び理由をリアルタイムで把握できる機能を備えた勤務時間管理のシステム化を実現すること、また、地方支分部局においても、業務に応じた勤務形態の多様性に配慮しつつ、早期に実現を図ることとされており、取組を進めています。  内閣人事局においては、取組の推進のため、当該指針に基づく各府省の取組状況の取りまとめの機会などを通じて、各府省等の参考となる事例の共有や必要に応じた聞き取り等を実施していくこととしています。	「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)  II 2(1)、IV(1)④	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
37	令和3年10月12日	令和3年12月2日	法案審議資料の簡素化及び法令の新旧形式による改正	法案審議に用いるいわゆる「法案関係資料」は、現在、要綱、改め文(案文・理由)、新旧、参照条文だが、これを簡素化し、概要と新旧の2種のみとする。また、法律・政令の改正は改め文による改正としているが、既に省令で認められているように、新旧のみによる改正を認める。  (政省令のバブコメは概要と新旧で行われることが多い) 要綱 → 概要で代替 改め文 → 一般から見ても意味不明 新旧 → 最低限必要な 参照条文 → 誰も見ない  また、そもそも改め文は一般国民から見ても意味不明なものであり、新旧と内容も重複するものであるため、既に省令で認められているように、新旧による改正を認めてはどうか。 (省令の新旧改正を始めたのは河野大臣と承知。)  国家公務員職員の作業量も大幅に軽減され、ミスが減り、より正確かつ迅速な法案提出が可能になるのではないか。 働き方改革にも大いに資する。	個人	内閣官房 内閣法制局	内閣提出法律案については、条文・理由を閣議決定し、国会に提出しております。法律案の国会提出後、法律案担当府省庁が法律案の内容を国会各方面にご説明する資料として、当該法律案の①提案理由説明、②要綱、③条文、④理由、⑤新旧対照表、⑥参照条文をまとめた印刷物を作成し、お配りしております。これらの資料は、国会等において提出法律案のご議論の参考としてご活用いただいております。  また、改め文方式については、衆・参議院議員提出法律案も同様的方式を採用していることから、これを変更する場合には、国会との調整に相当の時間を要すると考えております。 なお、政令につきましても、法律案と一体的に検討するべきものと考えております。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。		
38	令和3年10月12日	令和3年11月4日	旧省庁単位の組織体が残る割りで業務が重複して行われている	平成13年に行われた省庁再編前の組織体による業務(主に官房系の人事、会計、厚生系の業務)が、その旧組織体ごとに未だに行われている。同じような業務を行っている係を統合し人員配置の効率化を図った上で、定員削減や不足している政策部門への再配置をすべき。	国家公務員の人件費削減。 この状況を改善せずに放置していた組織の問題であるが、状態を認識している改善を促さなかった人事院、行革組織の不作も大変な問題。(特に問題がある組織は、国土交通省、厚生労働省)	個人	国土交通省 厚生労働省	【国土交通省】 国土交通省の内部部局等の定員については、内部部局等の定員を定める訓令(平成十三年一月六日国土交通省訓令第五号)に規定されています。また、人員配置については、国土交通大臣等の任命権者が国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)及び国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の規定に基づき、業務上の必要性に応じて適切に行っております。  【厚生労働省】 平成13年の中央省庁再編では、縦割りの弊害を排除し、社会保障と雇用労働施策を一体として推進できるよう、厚生労働省が設立されました。 この際、旧省がそれぞれ有していた官房機能を統合するとともに、増大する行政課題に適切に対応するため、組織見直しを行いながら体制強化を図っています。	【国土交通省】 内部部局等の定員を定める訓令(平成十三年一月六日国土交通省訓令第五号)、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)、国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)  【厚生労働省】 現行制度下で対応可能	【国土交通省】 国土交通省では、今後とも、国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)等の規定に基づき、適切に対応してまいります。  【厚生労働省】 発足以降、統合のメリットを活かして、業務の合理化・効率化を図りつつ、その時々々の行政需要に適切に対応してより総合的・機動的に施策を実施できる組織となるよう取り組みながら、厚生労働行政を一体的に推進するため、例えば、障害者に対する「福祉サービス」と企業等への「雇用」の促進など、社会保障施策と雇用労働施策を一体的・横断的に実施し、一層国民が安心して暮らせるように努めているところです。		
39	令和3年10月12日	令和3年12月2日	国家公務員の自己啓発休業の対象に司法修習を含めること	現行の国家公務員の人事制度下においては、司法試験を合格して司法修習(法曹として必要な実務能力を身に付ける1年間の研修)に行かずに入省した場合、入省後に司法修習に行きたいと思っても、休業制度がない(兼業規制違反になるおそれがある、という)制約のため、省庁を辞職していかざるを得ない。修習後も省庁に勤めたいという気持ちがあっても、修習に行かずに辞めざるを得ない制度となっているため、人材を無為に逃すこととなっている。  この課題を解消するため、既存の制度である自己啓発休業あるいはその他の休業に係る制度の対象に司法修習を含めるべきである。	・省庁業務への有益性 司法修習は法曹実務家となるための研修制度であり、訴訟実務や関連する法令の知見を裁判官、検察官、弁護士から直接1年間かけて学べる貴重な機会である。その場で得られる能力は、省庁に戻った後も行政官としての訴訟対応や法制度検討の際の各規程の訴訟リスクの検証、不服審査請求対応、個別の疑義照会対応など様々な場面に活用でき、結果としてアウトプットの質の向上や業務効率化に貢献するものと考えられる。特に、行政処分等による国民への不当な権利侵害が多く訴訟で日ごろから争われているところ、普段の業務で行政処分等に大きく関与する各府省の行政官が判例や訴訟実務への理解を深め、こうした訴訟を生じない行政活動に日ごろから勤めることは、国民の権利保護のみでなく省庁業務の最適化にとっても非常に重要であると考えられる。 また、修習での裁判官、検察官、各分野の専門性を有する弁護士、これらのOBOGとの人脈形成は、行政実務における法律の専門家としての委員を探す上でもその情報網が役立つものと考えられる。 ・法的知見を有する学生の採用促進 司法試験の合格に裏付けられる高度なリーガルマインドは行政実務においても重要となるが、国家公務員不人気の昨今においては、学生はより待遇のいい事務所や企業を選びやすい。通常司法試験と国家公務員試験は同年に受験する機会が多く、両方に受かった場合、受験者は省庁に入りた場合は修習をあきらめるといふ選択を強いられることとなり、合格者が国家公務員になる選択を妨げる要因の一つになっている。この点、入省後も修習に行ける制度があれば、合格者を呼び込む上でも重要なアピールポイントとなる。	個人	内閣官房 人事院	自己啓発等休業制度は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度です。「大学等における修学」とは、学校教育法第83条に規定する大学等の課程等又はこれに相当する外国の大学等の課程に在学してその課程を履修することをいい、司法修習はこれに該当しません。	国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 第1条、第2条第3項	対応不可	司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ兼職等を行うことはできないと承知しているところ、司法修習に関わる事項については最高裁判所において検討される必要があり、本件について人事院として直ちに対応を検討することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
40	令和3年10月12日	令和3年11月4日	国家公務員宿舎の自費改修	国家公務員宿舎について、入居者の自費による改修(リフォーム)を認めてほしい。 国の財政的支出を伴わず、国家公務員宿舎を長くきれいに維持することができるかと考える。	国家公務員宿舎については、損傷箇所の修繕(現状回復)は認められているものの、大型のリフォームは認められていない。 このため、キッチン、風呂場、トイレ等の劣化が進んでいることに加え、未だに和室も多く、一般の集合住宅に比べ、劣化が激しいと思われる。 これらを国の支出でリフォームしてほしいという賛況は言うつもりはないが、せめて入居者の自費によるリフォームは認めてほしい。 もちろん、特異なリフォームは認める必要はないが、キッチンや水回りのリフォームや、和室から洋室への転換などにより、宿舎の適切な維持・保全が図られると考える。	個人	財務省	国家公務員宿舎法第16条において、国家公務員宿舎では、維持管理機関(合同宿舎にあつては財務大臣、省庁別宿舎にあつては当該宿舎の貸与を受けるべき職員)の所属する各省各庁の長の承認を受けずに改修、模様替その他の工事を行ってはならないこととなつています。また、国家公務員宿舎法施行規則第21条において、維持管理機関は工事の目的が当該宿舎の維持及び管理に支障を及ぼさない場合に限り、当該宿舎を明け渡す際原状に回復し、又は当該工事の目的物を国に寄付し、若しくは当該工事に係る国に対する請求権を放棄することを条件として、これを承認できるものとしてしているところ。	国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)第16条 国家公務員宿舎法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第十号)第21条	現行制度下で対応可能	法令上、入居者の自費による工事を否定しているものではありませんが、制度の現状欄に記載したとおり、宿舎の維持管理機関において判断を行うこととなりますので、維持管理機関にご相談願います(合同宿舎の場合は宿舎管理人(又は管轄の各財務(支)局)にご相談願います)。	
41	令和3年10月12日	令和3年11月4日	e-Gov法令検索の条文の更新と掲載範囲について	e-Govは法令の改正をしている政府が自ら運用する法令検索サイトです。正式なもの官報に掲載された文面とは思いますが、一般的に法令の条文を調べるときは政府が運営しているe-Govの法令検索を活用しているため、法令改正作業の一環として公布後の迅速な更新・反映をお願いします。また、法令として府省令まで掲載されていますが、法律によっては告示や局長通達で具体的な数値基準などを定めているものがあります。こういった基準の最新版がわからないため、告示(法令によっては局長通達、課長通達)の掲載をお願いいたします。	法令に携わる業務を実施する場合、最新の条文等を引用することがあるため、e-Govの法令検索で検索しコピー&ペーストして引用することが多くあります。しかしながら、必ずしも最新でないことがあるため支障があります。法令改正の一連の作業として、公布後に速やかにe-Govの更新することを位置付けていただきたい。 そもそも、当の官庁の業務ではe-Govを使わずに株式会社ぎょうせい等の現行法令Webを使っているという話も耳にしました。もし本当に官庁の職員が政府が運営しているサイトを信頼していないのであれば、おかしな話です。 また、法律によっては具体的な数値基準などを告示や通達で定めている場合があります。Web検索した範囲でも、水質汚濁に係る環境基準(環境庁告示)、食品、添加物等の規格基準(厚生省告示)、道路運送車両の保安基準(運輸省告示)、機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準細則(通達)、機械の包括的な安全基準に関する指針(通達)など、たくさん出てきます。こういったものもe-Govで最新版を閲覧できるようにしたほうが便利です。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索の条文の更新が必ずしも迅速に行われていないという点については、御指摘のとおりです。 e-Gov法令検索では、告示や通達のテキストは提供していませんが、e-Govポータルにおいて、各行政機関が所管する法令、告示、通達等の情報を掲載するWebページへのリンク集を提供しています。	なし	その他	e-Gov法令検索の条文の更新につきましては、令和4年度から官報公布と同時期に行うよう、運用を改善してまいります。 また、e-Govポータルにおいて、各行政機関が所管する法令、告示、通達等の情報を掲載するWebページへのリンク集を提供しています。引き続きe-Gov法令検索の利便性向上・機能の充実に努めてまいります。	
42	令和3年10月12日	令和3年11月4日	市税条例(例)について	現在、総務省において作成され、全国の自治体に技術的助言として発出されている市税条例(例)について、総務省の現在の解釈・運用を変更し、条例で規定すべき事項のみを定めるもの(例えば地方税法施行条例(例))として、再整備していただきたい。	現在は法律に規定されている事項もいわずに条例に規定するものとして市税条例(例)が作成されているが、これによって毎年条例改正に係る事項が膨大となり、これに対応するための事務負担が総務省・自治体の双方にとって多大なものとなってしまっている。 上記の提案が実現されることにより、毎年3月に総務省及び全国の自治体で行われている市税条例改正のための事務負担が大幅に軽減されることが期待できる。 また、提案が実現されることにより、これまで自治体において改正文等の作成のために使われていた時間が、例えば固定資産税のわかちま特別といった本来自治体が政策的に定めることが期待されている事項の検討に充てられるといったことも期待できる。 もちろん、現在総務省において作成されている市税条例(例)は技術的助言であることから、その内容にかかわらず、各自治体は市税条例の内容を独自に定めることはできるが、独自の内容を立案することのできるだけの体制の整った自治体は少数である。 全国の自治体の多くは、地方税法が特に専門的・技術的分野であり、また、法律と条例の整合が強く求められる分野であるところ、法律の公布から施行までの期間が非常に短期間であること等の理由から、総務省の技術的助言とは異なる内容で市税条例の改正を行うことは困難である。 このような自治体の状況を御理解いただき御対応を検討していただきたい。	個人	総務省	地方税法第3条には「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他課税徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」と規定されており、また、その考え方として、納税者の便宜のためには、法律、政令及び規則において明確に規定され、地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、課税の基本的事項で住民の理解上最小限度必要なものについては重複をいわず条例に規定することが適当であるとされているところ。 なお、市町村税条例(例)の通知は、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言となるものです。	地方税法第3条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
43	令和3年10月12日	令和3年12月2日	法務省が提供している申請用総合ソフトについて	(1)当ソフトで作成することができる書類をコンビニでも印刷することができるようにする。 (2)当ソフトをwindowsだけでなくMacでもダウンロードできるようにする。	現在、法務省に提出するQRコード付きの登記申請書を作成しているのですが、Macでは当ソフトをダウンロードができず、知り合いのパソコンを借りて作成しています。 また書類を印刷しようとしたらPDFにすることができず、コンビニで印刷することができません。 私は家にコピー機がないので現在知り合いで家にコピー機を持っている人を探しています。 昨今ではコピー機を持っていない企業も多数あり、個人ではコピー機を持っている人の方が少数派です。 またWindowsではなく、Macを使っている人も日本では極めて多くなっているため私のようなMacユーザーでも法務省提供のソフトを使うようにしていただきたいです。	民間企業	法務省	(1)について「QRコード(二次元バーコード)付きの書面申請書」については、ブラウザの機能を用いることにより、コンビニ等での印刷が可能です。 (2)について申請用総合ソフトを御利用の際の推奨環境は、次のとおりです。 オペレーティングシステム(OS) : Windows8.1、Windows10	なし	(1)事実誤認 (2)検討を予定	(1)について「QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書」については、申請用総合ソフトからブラウザに表示し、紙面への印刷を可能としているところ、ブラウザの機能を用いることで、PDFファイルとして保存し、コンビニ等での印刷が可能である。 具体的な操作方法としては、例えば、以下の手順等が考えられます。 ①申請用総合ソフトから「QRコード(二次元バーコード)付き書面申請書」をブラウザに表示する。 ②ブラウザ上で右クリックメニューから「印刷」を選択し、「印刷設定」のダイアログを表示する。 ③プリンターの選択でPDFを選択し、任意の場所に保存する。 ④保存したPDFをUSBメモリ等に保存し、印刷可能な環境で印刷を行う。 (2)について申請用総合ソフト含む登記・供託オンライン申請システムの推奨環境につきましては、利用者の利便性向上の観点から更なる改善を検討してまいります。	
44	令和3年10月12日	令和3年11月4日	合同庁舎分担金の支払における業務効率化	合同庁舎における電気代、ガス代等の費用は、入居する官署で、職員割や面積割などし、官署ごとに当該費用を分担して支払っているが、この仕組みでは、各官署において分担金額の確認及び支払手続が発生し、また、費用が支払われる業者側にとっても、各官署が異なる支払日にそれぞれの分担金額を支払うため、確認に手間と時間がかかっている。以前、同様の提案において、合同庁舎分担金自体の廃止は困難とのことであったが、官側、民側双方の業務効率化のため、支出委任等により、月々の支払は合同庁舎管理庁でまとめて支払うよう改善できないか。	現状の合同庁舎分担金の支払方法としては、1:合同庁舎管理庁が各官署の分担金額の算出、各官署への通知、2:各官署にて、分担金額の確認、支払手続、3:業者側で支払金額の確認、といった流れとなるが、「2:各官署にて、分担金額の確認、支払手続」において、各官署、複数の職員で分担金額の確認を行い、支払手続を行うため、一つの費用を支払うだけでも、官署全体で見ると、数十人の職員が確認作業を行うことになり、時間的なコストがかかる。また、「3:業者側で支払金額の確認」においては、各官署がそれぞれ支払手続を行うため、支払日もまちまちとなり、業者側で費用全体が正しく支払われているか確認するのに手間と時間を要することになっている。当該支払方法を、支出委任等により、合同庁舎管理庁でまとめて支払うよう改善すれば、官側、民側双方で業務効率化が可能と考えられる。	個人	財務省	合同庁舎のように二以上の各省各庁の長が共同して使用するため、統一に管理する必要がある行政財産については、統一的管理財産の管理者として指定された官署が、管理経費の予算要求、使用する他の省庁との間で共同使用にあたって必要な調整等を行うこととされています。 合同庁舎の維持管理に必要な経費(ガス、水道、電気、その他高熱水量、各所修繕費、工事費等)については、各入居官署がそれぞれ独立した部屋を持ち各官署の事務を遂行することにより発生するものであり、原則、各官署が公平に負担していただくことが適当と考えられています。 このような考えのもと、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、特別に予算措置を設ける場合又は特別の事情ある場合を除き、使用官署に公平に分担することとしています。	国有財産法第五条の二	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、合同庁舎の維持管理に必要な経費については、当該使用官署の事務・事業の遂行により発生したものであることから、合同庁舎に入居している使用官署が使用面積や人員、一般会計・特別会計の別に応じて、原則、使用官署において公平に負担していただくことが適当と考えます。 ただし、一つの官署に他の官署の会計事務を委任し、合同庁舎の実情に応じて、経費の支払方法について、使用官署間で協議していただき、負担を調整することは現行制度下においても可能と考えます。	
45	令和3年10月12日	令和3年11月4日	税申告書のエクセル/入力可能なPDFの公開	税申告書の作成にあたって入力可能なPDFかエクセルのフォーマットを公開してほしい	現在の電子的な申告書の作成にあたっては、Webページ版e-Tax、ソフトウェア版e-Tax、Adobe社Acrobatを利用したPDFの「入力と署名機能」を用いた編集の3つに限られる。 特に相続税は申告書の作成は後者2つの利用に限られ、特にソフトウェア版e-Taxは外部情報の取り込み機能の利用が限定的なため作成作業の効率が極めて悪い。 入力可能なPDF、例としてアメリカ合衆国のForm 1040 https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/f1040.pdf のようなもの、あるいは、エクセルでフォーマットを公開し利用可能と欲している。	個人	財務省	相続税の申告書の作成にあたっては、印刷した申告書の様式に記載して提出するほか、国税庁において提供しているe-Taxソフト又は民間業者のソフトウェアにより作成した申告書をe-Taxにより提出することができます。 なお、民間業者のソフトウェアで作成した相続税申告書データ(拡張子が「.xtx」のもの)をe-Taxソフト又はe-Taxソフト(WEB版)に組み込んで送信することができます。	なし	検討を予定	他の利用者のニーズや費用対効果も踏まえて、e-Taxの利用者の利便性向上に向けて、引き続きe-Taxソフトの機能の検討等を行ってまいります。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
51	令和3年10月12日	令和3年12月2日	警察署、労基署、公取委などへの相談をWEB化してほしい	警察や労基署、公取委などへの摘発案件、相談内容についてWEB相談窓口を設けてほしい。理由としては、電話相談だと感情がこみ上げてきてしまい上手く説明できないことや、落ち着いた話すこともできなくなってしまうが、WEBやメール受付であれば文面を確認し、内容を時系列に並べるなどができる。個人には得意不得意があるため電話の方が相談しやすいという人もいますが、文章の方が伝えやすい人も存在する。そのため、WEB窓口を設けることを提案する。	生活の中で様々なトラブルに見舞われるが、心身喪失した状態で電話や対面などの相談は相談者にさらに苦痛を与える可能性が考えられる。また、感情がこみ上げてきてしまうことで上手く伝えられないこともある。WEBや電子メールでのやり取りであれば、電話と違い即回答をせざるを得ないこともなければ、何度も確認し内容を整理することも可能である。デジタル世代が大多数を占める世の中で、未だに電話受付のみでは、相談したくとも躊躇してしまう人もいる。また、電子メールやWEB対応に慣れた若い世代は、電話で話すということが大きなハードルとなっているのも考えられる。電話にて受付することは、情報の信ぴょう性、悪戯防止などの効果があると推測するが、デジタル化が進んだ今、使い勝手の悪いものであり、本来必要とされる情報や、伝えなければいけない事項が電話というハードルの元に伝えられていない可能性が大いに考えられる。そのため、相談窓口のWEB化を希望する。	個人	警察庁 公正取引委員会 厚生労働省	【警察庁】 警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実に対応できるよう、都道府県警察本部及び各警察署にそれぞれ相談の総合窓口を設置しており、都道府県警察本部の総合窓口には警察相談専用電話（「#9110」番）を設置しているほか、都道府県警察のウェブサイト内の相談ページにおいて、メールアドレスを掲載又は相談受付フォームを設置して、相談を受け付けています。 【公正取引委員会】 公正取引委員会においては、所管する独占禁止法や下請法について、ホームページ上にインターネットによる申告受付フォームを設置しています。 ( <a href="https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html">https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/index.html</a> ) 【厚生労働省】 全国の労働基準監督署、都道府県労働局等において、総合労働相談コーナーなどの労働相談窓口を設置しているところですが、厚生労働省のホームページでは、労働基準関係情報メール窓口を設置しており、労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールでお寄せいただくことができます。 なお、労働条件に関する一般的なお問い合わせは、LINEの「確かめよう労働条件」のアカウント（チャットボット形式）にも受け付けております。	なし	【警察庁】 現行制度下で対応可能 【公正取引委員会】 現行制度下で対応可能 【厚生労働省】 現行制度下で対応可能	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【公正取引委員会】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
52	令和3年10月12日	令和4年1月13日	求人の変更や、事業所台帳の変更（ハローワーク業務）	現在、変更処理を行うと、変更箇所の履歴が残らないため、わざわざ手入力に変更前の内容と変更後の内容を入力していただく必要があります。こんなご時世にこんなアナログな仕事あるのでしょうか。自動で履歴が残るシステムをつくってほしいです。履歴が自動で残れば、お仕事の進捗も早くなり、残業等が減ると思います。	業務量がへり、残業時間が減ると思います。	個人	厚生労働省	求人条件の変更を行った場合、単にシステム上変更事項を記録・入力することのみならず、今後の求人充足サービスに活用することを想定し、その経緯や理由等も入力・記録することとしています。	なし	対応不可	制度の現状欄を踏まえて、単に変更事項を自動的に履歴に残すだけでは求められる業務としては十分ではなく、システム改修として費用対効果の観点から実施は困難です。	
53	令和3年10月12日	令和4年1月13日	ハローワークの求人マイページのシステム	事業所が求人の入力を終え、データをハローワークに送信したら、画面に「仮登録番号をひかえてください」と指示があるので、ハローワークでは仮登録番号検索ができない。会社から仮登録番号で問い合わせがあっても、検索ができないため、該当の求人を探すのに時間がかかる。	業務短縮	個人	厚生労働省	現在のハローワークシステムにおいては、仮登録番号で検索はできません。	なし	検討を予定	今後のシステム改修などの機会を捉えて、予算の範囲内で改善を検討してまいります。	
54	令和3年10月12日	令和3年12月2日	国家試験会場	新型コロナウイルスの流行で緊急事態宣言が出ているにもかかわらず全国で何箇所かでしか試験をしていない。緊急事態宣言が出ている県から出ている都へ移動しなくてはならず意味が不明である。今年の受験は上記のためやむをえずできなかった。国家試験について考えている方々が原因である。緊急事態宣言下では勤務先での許可が出ない。受験したら職場を2週間休まなくてはならない。そんなことが現実であると思いませんか？各都道府県で受験できるように必ずしてほしい！！来年度でGルートでの受験が最後である。切に願う。国家試験は平等であるべきである。必ず回答が欲しいので回答、対応策をご連絡していただきたい。お願いします。	上記のため、国の方策、現在の常識と食い違っている。生きるための仕事、経済面を確保するための仕事に多大な影響が出るため。	個人	厚生労働省 文部科学省	公認心理師試験は、公認心理師法第10条に基づき、一般財団法人日本心理研修センターを指定試験機関に指定し、実施しています。試験地については、第3回では令和2年12月20日（日）に北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、岡山県、福岡県の計7都道府県で実施しました。第4回では令和3年9月19日（日）に第3回と同様に計7都道府県を試験地として実施しました。公認心理師試験は、公認心理師法第9条により設定された受験手数料により、想定される受験者数等に基づき試験地を決定し実施しています。第3回試験は緊急事態宣言下での実施ではありませんでしたが、「各種国家試験」については、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、「社会生活の維持に必要な催物」として例示され、 <a href="https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf">https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf</a> 令和3年9月19日（日）に実施された第4回公認心理師試験は、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年9月9日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）の「催物の開催制限の目安等」に基づき、実施しました。 <a href="https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210909.pdf">https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210909.pdf</a> また、区分Gについては、公認心理師法附則第2条第2項により、令和4年9月までの特例措置となっており、これまで4回の試験を実施しています。	公認心理師法第9、10条、附則第2条第2項 公認心理師法施行令第2条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、公認心理師試験は、公認心理師法第9条により設定された受験手数料により、想定される受験者数等に基づき試験地を決定し実施しています。他の国家試験についても、受験者数や受験手数料を勘案し、試験地を決定し、内閣官房からの事務連絡に基づき適切に実施されているものと考えています。第5回公認心理師試験についても、受験者の受験機会の確保の観点から内閣官房からの新型コロナウイルス感染症の情報等を踏まえ適切に実施しますが、現状の受験手数料や想定される受験者数等では「各都道府県」を試験地として実施することは困難であると考えています。	
55	令和3年11月8日	令和4年1月13日	閣議案件の内容の公開	現在は非公表となっている閣議案件の内容を官邸HPにおいて全て公開し、過去の閣議案件を検索できるシステムを整備すべき。	閣議は、我が国の行政府の意思決定として最も重要な場であり、その決定事項や配布資料は国民に十分かつわかりやすく公開されることが、自明に必要である。しかしながら、現在の官邸HPでは、閣議案件の一覧については掲載されているものの、その具体的な内容については、「主な閣議決定」のみしか公開されていない（ <a href="http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/index.html">http://www.kantei.go.jp/kakugikettei/index.html</a> ）。したがって、一般の国民が閣議案件の内容を知るには、PDFで掲載されている議事録を見て内容を推察するか、各省HPに掲載されていないかをわざわざ確認する必要がある。しかし、それでもなお内容を知らずの状態で比較的近年の閣議決定等は、内閣府または各省庁でデータベースとして利用できると思いますが、一般には公開されていません。」、さらに、閣議の一般案件については「最も調査が困難ですが、近年のものは、所管官庁のウェブサイト全文または概要が掲載されることがあります。」とある。同HPでは閣議案件の調べ方として「関連業界の雑誌・新聞等のバックナンバーを調べる」ことまで紹介されているが、行政府の最高の意思決定内容を知りたい国民が、いちいち業界誌バックナンバーを見なければならぬというのは、果たして、あるべき行政の姿なのか。については、閣議案件の内容（配布資料等）を一覧性をもってすべて公開するとともに、国民が容易に検索できるよう、その検索システムを整備するべきである。	個人	内閣官房	首相官邸ホームページに掲載している「主な閣議決定・本部決定」のページについては、決定・本部決定（総理が本部長であるもの）された政府の基本方針のうち、官房長官が記者会見で説明を行ったもの等を主に掲載しております。また、「閣議」のページについては、「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」（平成26年3月28日閣議決定）に基づき、閣議及び閣議後の関係懇談会の議事の記録の公表を行っております。個々の閣議案件の内容等については、各府省庁において広報されるものと考えております。	「閣議等の議事の記録の作成及び公表について」（平成26年3月28日閣議決定）	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
56	令和3年11月8日	令和3年12月2日	独法の政府調達公告の公告媒体の徹底に伴う掲載費用の削減	外務省のHPで本年1月1日以降、改正協定が適用される旨の記載があるにもかかわらず、今だ官報掲載をされている。法令改正を待っての事なのか推察してはいるが日EU経済連携協定等で新たに指定された6法人のほとんどが会計規定において官報を採択せず今日に至っている事を鑑みれば、現在官報掲載されている全ての独法も対応できるものと思われる。	各独法の主務省より、協定改正があった旨と、それに伴い各独法の会計規定の変更を指示徹底するならば、掲載費用を削減する事が可能なのでは？年間約10億程度の運営費交付金(財政支出)が抑えられるものと思われる。	個人	内閣官房 外務省 内閣府 デジタル庁 復興庁 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	スイスによる「政府調達に関する協定を改正する議定書」(以下「改正協定」)の受諾により、令和3年1月1日以降、すべての締約国間で改正協定が適用され、同協定附属書IIIによれば、公示を行うために用いる電子的媒体又は紙面として、付表3に掲げる調達機関(その他の機関)については、官報又は外務省ウェブサイトのみならずとされておらず、「政府調達手続に関する運用指針等について」(平成26年3月31日関係省庁申合せ)において、同公示を行うために用いる方法を官報とするよう定めています。	政府調達に関する協定を改正する議定書第7条、第9条7及び第16条2並びに附属書III 政府調達手続に関する運用指針等について(平成26年3月31日関係省庁申合せ)	検討を予定	対応の要否を含め、今後、検討して参ります。	
57	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国がかかわる資格試験は障害者の受験を容易に	国の各省庁が主催・共催・後援する各資格試験(大学入学試験、公務員試験含む)では障害者への配慮について実施主体の裁量に任せている。そのため試験によっては、会場および周辺の未バリアフリー化、会場への来場手段の制限、試験時間の延長等、合理的配慮がなされることが多い。行政が少しでも関与する試験では合理的配慮がなされた状態で実施するよう求めます。	私は肢体不自由で、歩行や段差の上り下りが困難です。昨年、経産省傘下の独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する情報処理技術者試験の情報セキュリティマネジメント試験を受験しました。平時の試験ではIPAが直接実施するため、障害者の合理的配慮について事前の申請が必要ですが、対処していただけていました。しかし今般のコロナ禍で、IPA直接試験が中止になり、民間のテストセンターに急速委託して実施しています。IPAにテストセンターでも合理的配慮を実施するか問い合わせたところ、テストセンターに聞いてくれと返答され、それでテストセンターを運営するプロメトリック社に問い合わせたところセンターは直営施設ではないので対応できないと回答がありました。行政のたらい回しではないかと思ひ、総務省の行政相談にも相談しましたが、「たらい回しではない」と回答があり、どこも取り合ってくれないことに数日間ふさぎ込んでしまいました。このようになるのは試験制度の設計自体が障害者の受験を想定していない点に由来するからと思います。学校や大学の教室でペーパーテストを受けることがさも当然のように扱われ、それ以外の想定をできない主催者の想像力不足がこうさせているかと思ひます。後援であって税金の拠出はしていないと言っても、省庁の名前を出すこと自体が資格や試験そのものへの信頼につながっていることが多いです。なので国が1ミリでも関与する試験に対しては合理的配慮を義務付けるよう制度を整えていただきたいと思います。	個人	内閣府 人事院 警察庁 金融庁 消費者庁 総務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)は、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。また、平成30年3月30日に閣議決定された障害者基本計画(第4次)において、国家資格の取得等における障害者差別の解消に向けた取組として「各種の国家資格の取得等において障害者に不利が生じないよう、試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮を提供する」と明記しているほか、平成27年2月24日に閣議決定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針においても「公設民営の施設など、行政機関等がその事務・事業の一環として設置・実施し、事業者に運営を委託等している場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めるのが望ましい」と明記しています。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項、第8条第2項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。これに加え、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けること等を内容とする、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正法が令和3年6月に公布されたところであり、一層の合理的配慮の提供がなされるよう、改正法の施行に向けた取組を進めてまいります。	
58	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国家公務員の転勤に伴う保険証の返納/再発行廃止	国家公務員の転勤に伴う保険証の返納/再発行を廃止し、組合員である限り一度発行された保険証を被扶養者を含め恒久的に使用可能にしたい。	夫は国家公務員(国土交通省共済組合に加入)し、子供3人が夫の扶養に入っているが、夫の転勤の都度保険証返却及び再発行が必要になる。子ども医療費助成制度の利用のため、その都度市役所等での事務手続きが必要になるほか、単身赴任中の夫と郵送でやり取りが必要になり、手元に保険証がない状態で数週間再発行を待たなければならぬ。現状マイナンバーカードを用いて受診可能な医療機関が少ないため、転勤前後の約一か月程度保険証無しで受診をしなければならず、不便である。一度発行された保険証は組合員資格を失わない限り恒久的に使用可能とすれば、医療機関にて一旦全額負担した医療費の返還手続き等無駄な事務手続きを減らせる。	個人	財務省 厚生労働省	提案理由にあります「転勤に伴う共済組合員証(保険証)及び被扶養者証(以下「保険証等」)の返却及び再発行」については、国土交通省共済組合における保険者の設定単位に直接的原因があります。保険証等の保険者については、「保険者符号のコード化について」(昭和49年6月厚生省保健局長から大蔵省主計局共済課長あて通知)を受けた「共済組合員証等の更新等について」(昭和49年7月大蔵大臣から共済組合本部長あて通知)の別表に定められていますが、保険者の単位は各共済組合の判断で変更可能です。国土交通省共済組合は、支部を保険者の単位としていますが、他の共済組合においては、本部を保険者としている例もあります。なお、オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)については、令和5年3月までに概ね全ての医療機関及び薬局での運用開始を目指すこととされています。	「保険者符号のコード化について」(昭和49年6月厚生省保健局長から大蔵省主計局共済課長あて通知) 「共済組合員証等の更新等について」(昭和49年7月大蔵大臣から共済組合本部長あて通知)	現行制度下で対応可能	本件提案について、国土交通省共済組合に対し、保険者単位の見直しについて検討いただくよう連絡します。 なお、オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)については、令和3年10月20日から本格開始しており、例えば、国家公務員共済組合連合会の病院(全国に32病院)では、11月19日現在で20病院において運用を開始しており、令和3年度末までに31病院で運用開始予定(令和4年度末に全病院運用開始予定)です。	
60	令和3年11月8日	令和4年1月13日	国家公務員の配偶者同行休業制度を国内転勤等にも適用してほしい	国家公務員の配偶者同行休業制度では、配偶者が海外に転勤になった場合、休業することができます。しかしこの制度は国内転勤等に適用することはできません。国内転勤等の場合でもこの制度の活用を可能にしてほしいです。	配偶者が国内転勤した場合、単身赴任か退職するしかありません。公務員の離職を防ぐ意味でも重要です。	個人	内閣官房 人事院	配偶者同行休業は、職員が、外国での勤務等により外国に住所等を定めて滞在するその配偶者と当該住所等において生活を共にするための休業であり、配偶者が国内転勤等をする場合に、職員が配偶者と国内において生活を共にするために配偶者同行休業をすることはできません。	国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第2条第4項	対応不可	外国での勤務等は、国内での勤務等と比較し、配偶者との往来を頻繁に行うことが容易ではないこと、外国では言葉や文化・生活習慣などが異なり、そこで生活をする者にとつて精神面も含めその負担は相対的に大きいこと等のため、外国での勤務等を行う配偶者に同行するために職員が休業することを認める必要性が高いと考えられます。配偶者同行休業は、このような場合に有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資することを目的とする制度であり、配偶者の国内転勤等と同行する場合については対象とはなりません。上記のような外国での勤務等ほどの特別の状況がない国内転勤等の場合まで休業の対象を拡大するためには、十分な社会的納得が得られるような環境が醸成される必要があります。	
61	令和3年11月8日	令和3年12月2日	自転車の防犯登録について	自転車の防犯登録制度を全国共通にしてほしいです。具体的には住所変更の仕方を統一したり県を跨いで変更登録ができるような制度だと便利だと思っただけからです。	引っ越し準備にあたり自転車の防犯登録制度を調べていると県ごとに制度が違うし手続きの仕方も違い全国共通の制度になれば利便性の向上があると思っただけからです。	個人	警察庁	自転車の防犯登録については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項により、自転車を利用する者は、都道府県公安委員会が指定する(以下「指定団体」という。)を行う防犯登録を受けなければならないこととされており、全国共通の制度です。防犯登録に関する手続については、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第12号)の規定を踏まえ、それぞれの指定団体において定めた方法により実施されています。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項	検討を予定	防犯登録に関する手続については、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則に定める指定の基準や、各都道府県公安委員会による指導により、指定団体において実施されているところですが、住所変更等の運用につきましては今後、各都道府県の現状も踏まえつつ、指定団体等と検討することとしています。	
62	令和3年11月8日	令和3年12月2日	登録電気通信事業者に対する郵便物について	登録電気通信事業者に対し送る郵便物が膨大であるので必要事項のみに集約し簡略化を図るべき	通知する郵便物の主なる目的は、「事業者の登録内容に変更があった場合は速やかに届け出ることを周知する」のが目的であり、法令の改正もないのに全項目について解説する文書をすべて添付して郵送してくる必要がない。あくまで、法令に変更があった項目や連絡先、届け出に関する周知に集約してハガキに収める、URLを参照してもらおう告知に留める等コスト削減を図っていただきたい。	個人	総務省	電気通信事業法上の手続だけでなく、法令遵守を促すとともに、直近で改正された法、省令、ガイドラインなどを周知するためにお送りしているものです。	なし	検討に着手	新たに電気通信事業者となる者が増えており、既存の電気通信事業者であっても法人の場合は担当者が替わることがあります。適切な手続や法令遵守を促すためには、同じ周知内容であっても定期的に周知する必要があると考えております。ご提案のとおり周知方法は改善の余地があると考えますので、今後、コストを抑えつつ、周知内容が確実に伝わるような改善を検討してまいります。	
63	令和3年11月8日	令和3年12月2日	法務局の登記ねっと	法務局の「登記ねっと」をアップデートして「Microsoft Edge」や「google chrome」で利用可能にする。	「登記ねっと」の利用環境が未だに「Internet Explorer 11」です。「Internet Explorer 11」は既にMicrosoftのサポートが終了しています。他のブラウザでも利用可能なのかもしれませんが、セキュリティ的にも心配です。法務局のHPは未だにSSL非対応です。あわせてご確認をお願い致します。	個人	法務省	登記・供託オンライン申請システムのホームページである「登記ねっと」において行うことができる「かんたん証明書請求」「供託かんたん申請」及び「オンライン登記情報検索サービス」を御利用の際の推奨環境としているWEBブラウザは、「Internet Explorer 11」です。また、現在、法務局ホームページでは、SSL方式による通信の暗号化を実施しています。	なし	事実確認	登記・供託オンライン申請システム(以下「当システム」という。)の推奨環境である、Windows10におけるInternet Explorer 11については、2022年6月16日にMicrosoft社によるサポートが終了する旨が公表されたものの、現時点ではサポート終了をしていないものと認識しております。なお、当該サポート終了に伴い、同OSにおいてGoogle Chromeを推奨環境に追加するための検証を行っており、Google Chromeを推奨環境へ追加する際には、改めて当システムホームページにおいてお知らせします。また、制度の現状欄に記載のとおり、現在、法務局ホームページでは、SSL方式による通信の暗号化を実施しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
65	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国税庁の路線価図を住所検索可能にしてほしい	https://www.rosenka.nta.go.jp/index.htm 路線価図の検索方法を住居表示や番地で検索できるかたにすべき。	現状、路線価図で土地の該当箇所を探す際、区市町村の丁目ごとに5桁の番号が割り振られた図を開き、該当の路線価図までたどり着かないといけない。大きな地図(メッシュ状になった索引図)から該当箇所と思われる図を開く方法もある。 だが、路線価図が通常のカラフルな地図とは異なり、目印も少ないため、直感的に該当箇所を見つけにくい。地図と見比べながらやっと見つかる状態である。当該地が図面の端の方にある場合、隣の図とくっつけないと見づらかったりする。 片やGoogleマップ等は該当する住所を入力すれば当該地に行き着く。 また、各市町村等で作成している用途地域等のマップが掲載されているシステムは、住居表示等(丁目一番一号)で絞り込めるシステムになっているものが増えている。 私は、不動産会社勤務しており、様々な物件の路線価を見に行き機会がある。不動産の評価をする際に路線価は参考となる数値であり、検索性がよくなれば業務効率が上がり、不動産流通の活性化にもつながる。 過去の年度も含めすべて検索できる形にしてほしい。もし難しいようなら新年度からでも良い。 新年度から検索に切り替えると検索ができない形の過去年度を参照するのに見づらいといった理由で変えられないといった声が出てきそうだが、この形をいつまで続けるつもりか。	個人	財務省	なし	相続税等における宅地は、路線価方式又は倍率方式で評価することとされており、この路線価及び倍率は、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で過去7年間分(最新年分を含む。)を閲覧することができるようにしております。 現状、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」で閲覧することができる路線価等はPDF形式となっており、住所・所在地検索をすることができる機能等は搭載していません。	検討に着手	いただいたご意見や他の利用者のニーズ等も踏まえ、国税庁ホームページ「財産評価基準書 路線価図・評価倍率表」の利用者の利便性向上に向けて、引き続き機能等の検討等を行ってまいります。	
66	令和3年11月8日	令和4年2月28日	要介護認定調査について	要介護認定の簡素化 →調査項目の簡略化、特記事項の標準化 ITIによる事務負担の軽減(タブレットによる調査とAIによる不整合のチェック(全国共通のシステム利用で費用削減)、資料のペーパーレス)、認定期間の延長(同介護度が長期的に続いた場合には、認定期間を無期限にするなど)	高齢者数が増える中、市町村において介護認定調査の事務負担が問題となっています。しかし厚労省が取り入れたのは、その一部の最後の審査会の簡素化であり、自治体の事務は逆に増え簡素化は名前ばかりです。申請についても状態がかわればいつでも出せ、利用者は調査や医師の意見書も含め無料です。 すべて保険者負担。この費用は大変なもの。 また、調査内容が多く、帳票はマークシート部分もあるが、特記部分はアナログ記載であり、記載内容もまちまちです。該当しない部分についても特記を求めている。 したがって内容チェックと審査に手間と時間を要しています。そのために人を雇用している。審査会に向けた資料も紙。コピーし配達。回収などしている。自治体職員は疲弊している。この費用換算したら大変な額。給付費のみを把握するのではなく、認定調査等の費用を早急に調査し手を打たないと介護保険は破たんします。	個人	厚生労働省	要介護認定(要支援認定を含む。)は、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組みであり、一次判定及び二次判定の結果に基づき、市町村が申請者について要介護認定を行います。  (参考) 一次判定:市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行います。 二次判定:保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行います。	介護保険法第27条4項、同法第32条3項 介護保険法施行規則第38条、同規則第52条	【要介護認定の簡素化】 検討を予定 【ICT化による事務負担の軽減】 現行制度下で対応可能	【要介護認定の簡素化】 要介護認定については、これまで自治体等の意見を踏まえつつ、事務負担軽減・簡素化の取組を進めてきたところであり、具体的には、 ・平成16年度以降、随時、データに基づき認定の有効期間の見直しを行ってきたほか、 ・平成30年度には、認定審査会の業務簡素化等も行ったところ。 認定審査会において負担となっている具体的な事務や簡素化の具体的な実施状況等について調査を実施しています。引き続き事務負担軽減・簡素化に向けて検討してまいります。  【ICT化による事務負担の軽減】 ICTによる事務負担の軽減については、既に一部の保険者で実施されており、各保険者の判断で実施いただくことは差し支えありません。	
67	令和3年11月8日	令和3年12月2日	伝搬障害防止区域図閲覧における利便化	建築物等を新設する際に電波障害等を伝搬障害防止区域図閲覧する場合は、通信事務所が特定行政庁で閲覧又はHPIにて必要事項を記載する必要があるが、ハザードマップ等を同様に一般に広く公開すべき性質のものとして想定されるが、HPの記載が他と比較して携帯アドレスまでの入力が必要である等非常に細かく利用がしにくい。情報公開等を同じ氏名や住所等のみでHPで閲覧を行えるように改善の検討を提案したい。	同上。 建築物等を新設する際に電波障害等を伝搬障害防止区域図閲覧する場合は、通信事務所が特定行政庁で閲覧又はHPIにて必要事項を記載する必要があるが、ハザードマップ等を同様に一般に広く公開すべき性質のものとして想定されるが、HPの記載が他と比較して携帯アドレスまでの入力が必要である等非常に細かく利用がしにくい。情報公開等を同じ氏名や住所等のみでHPで閲覧を行えるように改善の検討を提案したい。	個人	総務省	伝搬障害防止区域図のインターネットによる閲覧については、国内だけでなく全世界からの閲覧が可能です。そのため、地図上に伝搬路を公開して視覚的にその位置などから無線の目的が推察され不正利用される等の懸念があり、利用者の利便性の向上を図るとともに、それ以上に公共の安全に十分配慮する必要があります。 これを踏まえ、現在、キャリアの携帯電話を所持する際には必ず本人確認が行われることから、「キャリアのメールアドレスを持っている方＝携帯電話事業者によって本人確認が行われた方」とみなし、登録情報の信頼性を担保しているところです。	電波法第102条の2第3項	検討を予定	伝搬障害防止区域図インターネット閲覧における本人確認の実施方法については、運用改善の一環として今後検討を予定しているところです。総務省としては、インターネット閲覧システムについて、公共の安全に十分配慮しつつ、利用者の利便性の向上に努めていきたいと考えております。	
68	令和3年11月8日	令和3年12月2日	e-Govの申請差し戻し時の仕様	e-Govで車両の保安基準緩和申請をし、書類不備等があり差し戻されるとから入力しなおしになる。初回申請時の内容を保持・あるいは読み込めるようにしてほしい。	メリット申請側は入力の手間と再入力時のミスが減り、電子申請システムが簡便になることでペーパーレス化が進む。国の担当者側は度重なる差し戻しが不要になる。  e-Govで車両の保安基準緩和申請を行うと、新規申請時は「データを保存」というコマンドがあり、HDD/HDDに保存することができる。その後入力ミス等があった場合、関係機関(運輸局)から差し戻しがされて修正することになる。修正画面は何も入力されていない状態であり、再度多岐にわたる項目を全部入力しなおさなければならず、また、保存したデータを読むこともできない。保存したデータは、次の新規申請時にしか利用できない。 どうしてこんな設計なのか分からずe-Govからメールで問い合わせたところ「仕様です」との回答だった。 電子申請と紙では明らかに電子申請の方が許認可にかかる期間が短いので、今後も電子申請を使っていきたいが、仕様が変わらないのであれば紙申請に戻らざるを得ない。電子申請ではなく、ワードで作った申請書を郵送で提出した方が修正が簡単という本来転倒なことになっている。 緩和以外の申請も同じ仕様なのか分からないが、データを読み込めるか申請時のデータをシステム側で保持し、簡単に修正できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁 国土交通省	【デジタル庁】 ご提案をいただきましたし、手続については、e-Gov電子申請システムと国土交通省のシステムの連携により受付をしております。e-Govには、補正が必要な個所以外に利用者様側で初回申請時に入力したままの届出申請事項が記入された状態で、利用者様へ補正を求めることができる機能がございます。  【国土交通省】 国土交通省オンライン申請システム(以下「本システム」という。)においては、e-Gov電子申請システムで受領し、本システムに回送され保存されている申請書データから読み込み再度の入力を少なくするためのいわゆるプレプリント機能を実装していません。	なし	【デジタル庁】 制度の現状欄に記載のとおり、e-Govには、補正が必要な個所以外に利用者様側で初回申請時に入力したままの届出申請事項が記入された状態で、利用者様へ補正を求めることができる機能がございます。 国土交通省のシステムの対応次第で、当該機能を用いることが可能となります。  【国土交通省】 ご提案、また申請者の皆様からのご要望もござりますので、次期システムにおいて、いわゆるプレプリント機能を実装するよう検討してまいります。		
69	令和3年11月8日	令和3年12月2日	住民票の写し、所得・課税証明書のレイアウト全国統一	市区町村によって、印刷方向が縦長や横長で混在するばかりか、表示される項目も微妙に異なる。また所得証明書と課税証明書を一体化している自治体と分離している自治体に分かれる。これらの書類は行政は勿論、民間の経済活動でも用いられるものなので効率化を図るうえでも統一化を進めていただきたいです。	先日県庁へ提出する書類(難病の特定医療費受給資格の更新)に住民票と所得証明書があり、A市役所(私の居住地)でこれらを入力し県庁へ提出しました。ところが後日、県庁の担当者が「この所得証明書の様式では受付できない。課税証明書を持ってきてほしい」と連絡が入りました。改めて提出した際に担当者に連絡が必要となった経緯を尋ねたところ、担当者が住んでいるB市の市役所は所得証明書と課税証明書が一体化しているものであったので、他の市町村でも同じレイアウトだろうからという思い込みが原因でした。 住民票の写しでも世帯全員が印字される市町村もあります。こんなことが起こるのは住基や住民税の台帳が電子化される以前の手書き様式を踏襲しているものかと推定されます。レイアウトが微妙に異なることで、住基システムの使用を調整する必要が出てくるので、事実上のペンダーロックとなっています。 自治体システムの標準化を進めるのであれば、こうした出力される伝票や公文書のレイアウト統一も併せてお願いします。	個人	総務省	住民票の写しや、所得証明書、課税証明書の様式については、法令上、特段の定めはなく、各市区町村において定めているものです。 なお、住民サービスの向上と効率化を図るため、令和7年度までに標準化基準に適合した基幹系業務システムへ移行する標準化・共通化の取組を、関係府省と連携しながら現在進めているところです。	なし	対応	住民基本台帳分野については、現在「住民記録システム標準仕様書【第2.0版】」を公表しており、当該仕様書において、住民票の写しを含む全国的に共通して住民記録システムから出力される帳票に係る標準仕様を定めています。 所得証明書や課税証明書についても印字項目やレイアウトの標準化に向けた検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
70	令和3年11月8日	令和4年1月13日	国家公務員の産休と育休の規定・法令	国家公務員の産休と育休の規定・法令が別なので、産休代替職員としての任期と、その後、育休代替職員としての任期が分かれているのを、まとめて一緒にできないか。	採用担当からしても、採用される側からしても、産休と育休が別々なことによって、書類処理や手続きが増えていると思います。霞が関はブラックだと言われているが、産休と育休をまとめて産休育休とすれば、採用担当の業務を減らして、残業が減るのではないか。 また、採用される側からは、任期が短期なので、雇用が不安定です。短期を続けると、もともと長期だと、合計期間は同じでも、失業保険など受給資格が異なり、不利を被る人はいらぬのでは。	個人	人事院 内閣官房	産前・産後休暇は、女子職員の母性保護の観点から就業制限が課されている産前・産後の期間について休暇を措置するため人事院規則15—14(職員の勤務時間、休日及び休暇)に規定されています。一方、育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、公務の円滑な運営に資することを目的として国家公務員の育児休業等に関する法律に規定されており、それぞれ根拠法令を別としてしています。 産前・産後休暇代替任期付職員及び育児休業代替任期付職員は、配置換え等の方法によりその休暇又は休業を取得する職員の業務を処理することが困難と認められる場合に、その業務を処理するため任期を定めて任用することが認められています。このため、その任期については、産前・産後休暇の期間又は育児休業の期間を限度として定めることとしています。 産前・産後休暇の期間及び育児休業の請求期間はそれぞれ別の根拠法令に基づき決定されるため、代替職員の任期についても休暇又は休業ごとに設定することとなります。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第19条 国家公務員の育児休業等に関する法律 第3条、第7条第1項、 人事院規則15—14 第22条第1項第6号、 第7号、 人事院規則8—12 第42条第2項第3号	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、産前・産後休暇及び育児休業制度は、その趣旨・目的が異なることから、民間労働法制における取扱いも踏まえ、根拠法令を別としており、これらをまとめることはできず、代替職員の任用についてのみこれらの期間をまとめることは困難です。 産前・産後休暇及び育児休業制度については、引き続き民間法制の在り方やその動向を注視してまいりたいと考えております。	
71	令和3年11月8日	令和3年12月2日	パブリックコメントの意見公表について(集約せず、全意見を無編集で公表)	パブリックコメント意見について、意見をそのまま掲載しているものと、所管官庁で集約し掲載しているものが存在する。 集約しているものについては、適切に意見を反映しているか確認が困難である。このため、意見を集約せず、受信意見を無編集で掲載する。	電子公表については無編集、紙公表については集約という形でも可能。	個人	総務省	行政手続法(平成5年法律第88号。以下「法」と言う。)では、提出意見について、法第43条第1項において、提出意見を考慮した結果等とともに公示することとしているところ、同条第2項において、大量・同種の提出意見を想定し国民の閲覧の利便性、適正かつ迅速な行政事務の遂行という観点から必要に応じ、提出意見に代え、提出意見の趣旨を損なわずに整理又は要約したものを公示することとされ、提出意見を整理又は要約した場合、当該公示の後遡りなく提出意見を事務所において備付ける等のその他の適当な方法により公示することとされており また、同条第3項において、提出意見の中に個人情報や差別的表現などが含まれ、当該提出意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがある等の正当な理由がある場合には、当該提出意見の全部又は一部を除くことができると規定されています。	行政手続法(平成5年法律第88号)	現行制度下で対応可能	現行制度においても、提出意見の公示が既に要約・整理されたものであっても、要約・整理される前の提出意見についての閲覧は可能となっているものと考えます。	
72	令和3年11月8日	令和4年5月13日	国家試験のキャッシュレス化と積算根拠の公表	国家試験については、 1. キャッシュレス化、ペーパーレス化 2. 積算根拠公表(手数料含む)を行う。	1. 試験事務を指定試験機関へ移管していることを理由として、紙受験申請及び窓口での銀行振込を求めている国家試験が存在する。 (例 労働安全衛生法に基づく免許試験、無線従事者国家試験) 受験申し込みから試験費用支払いまで、国家試験については指定機関への事務移管の有無に関わらず、キャッシュレス化及びペーパーレス化をすすめる。 2. 無線従事者国家試験、情報処理技術者試験が値上げされたが、積算根拠が公表されなかった。このため、適正な試験価格になっていることの確認が困難である。 また、上記試験は一部免除者にも、免除なし受験者と同一試験手数料を求められており、科目免除による受験費用低減を行っていない。 これは、『平成24年8月22日総務省行政評価局「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況』 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000172767.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000172767.pdf</a> についての意見が反映されていない。 なお、一般財団法人消防試験研究センターが払込手数料として230円(消費税込み)を徴収するようになったが、これも積算根拠が不明である。 試験手数料のみならず、その他手数料についても、積算根拠を明示する。 回答には上記試験について、積算根拠がインターネットから閲覧できるURLを添付して下さい。	個人	デジタル庁 総務省 経済産業省	1. について 【デジタル庁】 現状では、受験申請、受験料支払いについては資格ごとに対応が異なります。 2. について 【総務省】 (1)無線従事者国家試験の手数料 無線従事者国家試験を受ける者が納めなければならない手数料の額は、電波法関係手数料令(昭和33年政令第307号)第13条において資格の別ごとに定められています。 無線従事者国家試験の手数料の額については、電波法(昭和25年法律第131号)第103条第1項第17号に基づき、実費を勘案して政令で定めることとなっています。それに基づいて、電波法関係手数料令第13条の規定が定められていたところですが、経済情勢の変化等に鑑み、当該規定を令和元年11月に改正し、令和2年4月1日から施行しました。 【経済産業省】 (2)情報処理技術者試験の受験手数料 情報処理技術者試験は、情報処理の促進に関する法律(昭和45年法律第90号)に基づき、独立行政法人情報処理推進機構が試験事務を行っております。受験手数料の額は、情報処理の促進に関する法律施行令(昭和45年政令第207号)第3条第2項で定められているところですが、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、当該規定を令和3年7月に改正し、令和3年7月26日から施行しました。	電波法第103条第1項第17号、電波法関係手数料令第13条	1. 検討に着手 2. (1)対応不可 (2)対応不可(一部事実誤認)	1. について 【デジタル庁】 令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)では、「3.5 各種免許・国家資格等・運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討」を行うことにより国家資格のデジタル化を推進することとされています。 当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。 2. について 【総務省】 (1)無線従事者国家試験の手数料 電波法関係手数料令の一部改正案に係る意見募集の結果を令和元年10月30日に公表した際に、手数料の積算根拠についての考え方を示しておりますが、無線従事者国家試験は、資格ごとに科目数、難易度、試験時間等の試験の内容が異なり、そのため、資格ごとに実施に係る費用も異なることから、試験手数料の額は資格ごとに実施に要した費用に受験数を勘案して積算しているところです。 また、科目免除による減額についても、同意見募集の結果公表の際に、総務省の考え方を示しておりますが、科目免除による割引を導入した場合は、新たに事務費用が発生し、その額が科目免除を行わない場合の手数料を超えるため導入しなかったものです。 (関係URL: <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000652576.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000652576.pdf</a> ) 【経済産業省】 (2)情報処理技術者試験の受験手数料 情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正案に係る意見募集の結果を令和3年7月15日に公表した際、「受験手数料の額は、情報処理の促進に関する法律第13条第1項及び第29条第3項に基づき、実費を勘案して政令で定めることとされています。近年の試験問題の印刷・運搬費用、会場借料等の値上がりや、新型コロナウイルス感染症対策に求められる座席間隔の確保や検温・消毒等の実施、一部試験区分のコンピュータ試験化などを行う中で、試験実施に要する費用が増加し、現行の受験手数料との乖離が生じています。今般の改正は、こうした背景を踏まえ、今後も安定的に試験制度を運営する観点から、受験手数料の額を見直すものです。受験手数料は、今後5年度分(令和3年度～令和7年度)の試験の実施に要する費用見込みを基に、経費節減を考慮して試算した上で設定しています。」と手数料の積算根拠について説明しています。 (関係URL: <a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seaNo=0000221952">https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seaNo=0000221952</a> ) 情報処理技術者試験等の実施に係る毎年度の収支状況については実施機関である独立行政法人情報処理推進機構の財務諸表(試験勘定)において公表しています。(関係URL: <a href="https://www.ipa.go.jp/about/ipajoho/zaimu.html">https://www.ipa.go.jp/about/ipajoho/zaimu.html</a> 、 <a href="https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html">https://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_04.html</a> ) また、科目免除による減額については、科目免除を行った場合でも会場確保費用などについては免除なし受験者と同一の費用が発生していることも踏まえ、科目免除による減額は行っておりません。 なお、御指摘の『平成24年8月22日総務省行政評価局「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況』については、公益法人が国から委託等を受けて行っている検査等の事務・事業を対象にしたものと認識しています。	
73	令和3年11月8日	令和4年1月13日	教科書システムから出力される様式の押印欄を廃止してください。	教科書システムから出力される様式の押印欄を廃止してください。	教科書システムから出力される様式の押印欄があるせいで、データでのやりとりができないので教科書システムから出力される様式の押印欄の廃止を求めます。	個人	文部科学省	教科書用図書納入指示書などの様式に定められていた押印欄が、教科書システムの出力では残ったままとなっています。	なし	対応	令和3年度中に教科書システムを改修し、押印欄を廃止する予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
74	令和3年11月8日	令和3年12月2日	日本年金機構と国家公務員共済組合連合会との連携について	国家公務員共済組合に採用されたのに、いつまでも年金事務所から年金が未納なので支払うよう連絡が来るが、職場を通じて調べてもらったところ、日本年金機構と国家公務員共済組合連合会の連携に問題があるため改善を求めたい。	2021/4/1に国立大学に就職して文部科学省共済組合に加入となったが、いまだに国民年金を支払うよう納付書が届いて迷惑している。職場を通じて確認してもらったところ、日本年金機構と国家公務員共済組合連合会との連携に問題があるようで、年金加入状況を自目で確認しているらしいとのこと、いつまでも国民年金から共済年金に切り替わらない理由はわかったが、マイナンバーも付与されているにも関わらずいまだにローテクな方法で紐づけを行っていることに怒りを覚える。  子どもの児童手当を役所に申請したところ、年金加入がわからないとの連絡を受けたが、これも職場を通じて調べてもらったところ、共済組合加入者(私学共済を除く)はなんと年金加入状況がマイナンバー連携していないことがわかった。  呆れてものも言えませんが、改善を求めます。共済組合関係は、押印はなくなったようですが、紙の書類を多く徴収しないといけないため、不備があるともう一度役所に向くなど手続きに非常に時間がかかります。	個人	財務省 厚生労働省 文部科学省	【日本年金機構と国家公務員共済組合連合会との連携について】 国家公務員共済組合の組合員資格を取得した者は、「長期組合員資格取得届」を国家公務員共済組合連合会(以下、「KKR」という。))に対して提出し、厚生年金については「第二号厚生年金被保険者」、国民年金については「第二号国民年金被保険者」となります。 第二号国民年金被保険者は、国民年金法第94条の6により、国民年金保険料を徴収しないこととなっていますが、第二号国民年金被保険者の資格を取得した場合の届出は、被保険者が行わなくてもよいこととなっており(国民年金法附則第7条の4第1項)、国家公務員共済組合の組合員となった者の情報は、厚生年金保険法第100条の2によりKKRが日本年金機構に提供することとなっています。 本事例の場合、『組合員本人一勤務先の国立大学一文部科学省共済組合本部一KKR』の順に長期組合員資格取得届(書類又は電磁的記録)が提出され、その後KKRから日本年金機構へのデータ連携が行われますが、それぞれにおいて記載内容・添付書類の有無等について確認が行われており、現状、これら一連の手続きに時間を要する場合があります。本事例のように日本年金機構から国民年金の納付書が届いてしまうケースがあります。  【児童手当の申請について】 公務員の児童手当については、勤務先の所属庁(人事局や共済組合所管部局等)に、認定請求書や現況届等を提出することとされておりますが、国家公務員共済組合員のうち公務員でない者については、現住所の市区町村に、被用者確認書類等(健康保険被保険者証(組合員証)の写し等)を添えて認定請求書や現況届を提出することとされております。 被用者確認に必要な年金加入期間に関する情報等は、現時点において情報連携しておりません。	厚生年金保険法第100条の2 国家公務員共済組合法第37条第1項 国家公務員共済組合法施行規則第87条の2第1項・第8項、第87条の2の2第1項 児童手当法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	検討を予定	【日本年金機構と国家公務員共済組合連合会との連携について】 長期組合員資格取得届のKKRへの提出については、国家公務員共済組合法施行規則に規定されていますが、その提出期限については「遅滞なく」とのみ規定されており、提出期限は定められていません。 提出期限を明確に規定することで、『組合員本人一勤務地一共済組合本部一KKR』という一連の手続きに要する時間の短縮が見込まれるため、施行規則の改正に向けた検討を予定しています。 また、KKRにおいては、単位共済組合に対し、届出書を速やかに提出するよう改めて促すとともに、KKR内の登録処理サイクルの迅速化及び日本年金機構とのデータ連携の精度向上について引き続き検討していきます。  【児童手当の申請について】 情報連携により、被用者確認ができるよう、年金加入期間に関する情報等を情報連携するにあたっての課題整理を含め、検討していきます。	
75	令和3年11月8日	令和3年12月2日	小型船舶免許の材質変更について(地方及び本省担当部署に更新毎話をして改善無)	現在の小型船舶免許は自動車運転免許証位の大きさだが、薄いプラスチック製の為、非常に脆く直ぐに真っ二つに割れてしまう(まるで風邪を引いたプラスチックのよう、自動車運転免許証のように硬くも無いし、薄いプラスチックカードには弾力性もない)。 小型船舶免許は船舶利用時に携帯が義務づけられており、不安定な揺れる海上等の船舶内で使用するものは非常に不向き。 (平成の半ば前くらいまでの海技免許はハウチ製で、割れる、破れるということは無かった。水に浸かってもハウチ内に水は侵入してこなかった。最後のハウチ製海技免許は運転免許証より少し大きいくらいで機能的であった)	足の付く面が安定している陸上とは違い、不安定な小型船舶内で使用する海技免許であるにも関わらず、免許の材質が弱く直ぐに割れて破損してしまう今のカード式小型船舶免許は実際の利用場面を想定しているものとは言い難い。 免許が割れたり破損したりすると地方運輸局等で新たな免許を申請発行し交換せねばならず、実用的でも無い。手間暇に費用も掛かり非常に不便極まりない。 私は割れたまま使用した経験があったため、5年に一度の海技免許更新時にこれまで2回、近畿運輸局担当者に直接相談したが担当者が話を本省まで報告していなかった(前回の更新時に判明)。この為、国土交通省の担当部局に直接話をしたが、現在の海技免許の元になるカードには大量の在庫を抱えているため変更は難しいと言われた(材質変更等の検討もしないと言われた)  実際に小型船舶免許を使用する場面を想定していない機能的で無い材質の国土交通大臣許可免許を発行し、在庫を大量に抱えているから、とだけの理由で材質変更検討すらしないのはいかげんなのか、と。正にお役所仕事であり、小型船舶免許利用者のことを考えていない証拠だ。  小型船舶海技免許の担当者(地方・国とも)の考え・胸三寸で話を組織として検討すらしないのは国の機関としていかげんなのか。  是非、携帯し易く、水に濡れても丈夫で、破損等し難い、小型船舶免許に変更するようにして下さい。 現在のものは経済的にも、時間的にも、利便性にも全て叶っていない。	個人	国土交通省	小型船舶操縦免許証は、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第72条第1項にて様式が定められておりますが、材質等については指定されておらず。 そのため国土交通省では、同免許証の発行に使用しておりますカード発行機との相性や偽造防止、耐久性、コスト等を総合的に勘案して同免許証カードの調達を行っております。	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第72条第1項	検討に着手	ご提案のありました免許証の材質等につきましては、耐久性のさらなる向上について、適切な材質の選定、コストとのバランス等を考慮して検討して参ります。	
77	令和3年11月8日	令和4年1月13日	e-GOVIにおける法人文書ファイル管理簿の検索	e-GOVで行政文書ファイル管理簿の検索が可能なのと同じく、法人文書ファイル管理簿についてもe-GOV上で検索できるようにする。	行政文書ファイル管理簿についてはe-GOVでキーワード検索や条件検索が可能なのに対し、法人文書ファイル管理簿については各独立行政法人のサイトにアクセスして管理簿を探さなければならない。また、e-GOVIに各独立行政法人の文書ファイル管理簿のリンクが貼られているとはいっても、法人によっては、どこに法人文書ファイル管理簿が掲載されているのかわかりにくい場合がある。また、法人文書ファイル管理簿のファイルにアクセスし、PDFを開いたところで、自分でエクセルやPDFのソフトウェアの機能により、検索しなければならない。独法によっては個別に情報公開システム(法人文書の検索システム)を入れているところも見受けられるが、検索利便性の向上、法人文書の検索窓口の一元化の観点から、e-GOVIに一元化してはどうか。	個人	内閣府 デジタル庁	「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)第11条第3項に基づく法人文書ファイル管理簿の公表に当たっては、公文書等の管理・利用に関する情報の一元化、総合的な公表を行う観点から、電子政府の総合窓口(e-Gov)において、独立行政法人等が法人文書ファイル管理簿を公表しているWebサイトへのリンクを貼る方法により行っているところです。	公文書管理法第11条第3項	検討を予定	御提案について、直ちに一元的な検索ができるようにすることは困難ですが、まずは、その趣旨を踏まえ、e-Govに掲載しているウェブサイトのリンク先が、利用者にとって分かりやすいものとなるよう、各独立行政法人等に働きかけてまいります(令和3年度中)。	
78	令和3年11月8日	令和3年12月2日	医療従事者の免許証の発行及び再発行	医師や看護師の免許証を現在の賞状ではなく、運転免許証同様にカード形式にしてほしいです。 また、紛失等による免許証再発行は保健所に申請してから4ヶ月程度かかることとされておりますが、期間短縮を望みます。	顔写真付きであれば災害時の医療支援で免許保持者かどうかの分かりやすさだと思います。	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。また、免許証の再交付申請の手続きについては、住所地の都道府県を経由して、厚生労働省へ申請することとなっております。	医師法、保健師助産師看護師法	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法での資格情報の確認が可能な仕組み等について、今後、検討してまいります。	
79	令和3年11月8日	令和4年1月13日	警察庁向け 交通信号灯器(発光部)のコスト改善について	(1)現行の低コスト車両交通信号灯器の課題となる、各メーカーごとに異なる部品や規格(仕様)により、1ユニットの不灯や破損で灯器一式交換となることで、かえってコスト増となることから、各色ごとに灯器を区切り1灯単位で交換ができるような仕組みを築く。	現在、警察庁交通仕様規格にあたる1014号版における信号灯器では、Φ250表示、フード無の可、一体型構造等が決まっているが、一体型構造については、今後の交換時や破損時におけるコスト増につながる可能性がある。 各メーカーのユニットの取り付け部や構造が異なるので、調達にはかえってコスト増になるほか、メーカーによってはユニット部の販売を行っていないので、灯器ごとごとそり交換する必要が出てきてしまう。例として、青だけ不灯になるが、黄・赤は現状使用できるのに、全て灯器を交換せざるを得ない。 この課題を解決できるよう、3灯式を個別化させると同時にユニット=ハウジングの構想でより製造コストを低減させ部品交換を含め最低限に抑えるもの。 更に、3灯式を1灯式にした場合、アームに直接設置できる(背面にボルトを固定する)。 unnecessaryな金具や部品を削減することでコスト減及び軽量化にも寄与できる。 全国的にも、予算が逼迫しており信号灯器の交換が追いついていないのが現状。今後を見据えた信号灯器の見直しは、早急に対応すべきである。	個人	警察庁	警察庁では、信号灯器の低コスト化に取り組んでおり、平成29年度に最新の仕様を定め、全国の都道府県警察において順次整備しています。当該仕様においては、赤色、青色及び黄色の発光ユニットの一体型構造とすることを義務付けているものではなく、例えば、青色のLED発光ユニット部が故障した場合に、黄色及び赤色のLED発光ユニット部の交換をせざるを得ないものではなく、青色のLED発光ユニット部のみを交換することも可能です。	警交仕規第1014号	現行制度下で対応可能	引き続き、灯器を含め、交通安全施設のコスト削減について各種取組を推進してまいります。	
80	令和3年11月8日	令和3年12月2日	独立行政法人等の基幹業務等システムの統一標準化	地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化と同じような取り組みを独立行政法人等に対しても実施する。	独立行政法人や国立大学法人では、それぞれ同じような法体系の制度のもとで運営を行なっているとともに、また同じような機能を持ったシステムを導入しています(例えば、全ての独立行政法人や国立大学法人に適用される公文書管理法に準拠した文書管理・電子決裁システムや電子入札システムなど)。デジタル庁で取り組むこととしている地方公共団体の基幹業務等システムの統一標準化と同じようなことができれば、法人ごとに異なる仕様のシステムが乱立することを防げるとともに、システム化の検討や開発に費やされる時間の短縮、要員の縮減にもつながるなど、法人の業務運営の効率化にもつながるのではないかと考えます。	個人	デジタル庁 総務省	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)第2部2(6)に定めるとおり、デジタル庁は、独立行政法人のデジタル化についても推進していくこととしております。	なし	検討を予定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行う旨を定めております。 まずは、独立行政法人について、この棚卸しの結果も踏まえつつ、御提案についても検討してまいります。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
81	令和3年11月8日	令和4年1月13日	共通テストの出願方法の見直しやマイナンバーカードの電子証明書と成績・健康情報などの連携について	大学入試センターが実施している共通テストについて、出願手続きの見直しを行うことはどうか。 具体的には、オンラインでの出願を可能にするほか、クレジットカードやペイジーなどを使いオンラインで支払いができるようにすること、マイナンバーカードを使用し、氏名や年齢等の入力を省略できるようにすることが考えられる。 転校時のデータの持ち運びのために学習者IDとの連携などを検討しているとの報道があるが、将来的には、成績情報や健康情報とマイナンバーカードの電子証明書の情報を連携させ、マイナンバーなどから共通テストの申し込みや成績情報等の閲覧、進学時の情報提供などが可能になる仕組みを検討してはどうか。	大学入試センターの出願方法をオンライン上でできるようにすることについては、出願方法が郵送のみしかないと、出願手続きを行う学校関係者・個人やセンター双方にとって、負担になっていると考えるため。 実現すれば、出願票を電子化するための事務コスト削減のほか、出願用紙やインク等の削減によるコストの削減、オンラインで支払いができることや体に障害がある人も手続きがしやすくなることなどによる利便性の向上などが期待される。 成績情報や健康情報とマイナンバーカードの電子証明書とを情報を連携させることについては、現行の情報システムは、複雑化しており、連携させることが困難なことから調査票などを完全に電子化することは難しい。学校間やセンター、機関等との情報連携がスムーズにできていないといえないと考えるからである。 実現すれば、社会全体でデジタル化が進み、組織の垣根を超えた情報活用が期待される。	個人	文部科学省 デジタル庁	大学入学共通テストの出願にあたっては、志願者が事前に検定料を郵便局又は銀行の窓口で払い込み、その検定料受付証明書とともに志願票等の出願書類を郵送で(卒業見込み者は高校等の学校を通じて、それ以外の者は個人で直接)出願することになっています。	なし	検討に着手	令和3年7月8日に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言において、「大学入学共通テストの出願の電子化については、各大学の個別入試と比べて出願者数が各段に多いことに伴って求められるシステムの安定性や高度なセキュリティの確保、デジタル環境を有しない志願者への配慮、現役生の出願における高等学校の関与の必要性の有無等に留意しつつ、大学・高等学校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に進める必要がある」とされています。 これを踏まえ、現在独立行政法人大学入試センターにおいて、志願者の更なる利便性の向上及び業務効率化の観点から、導入に向けた検討に着手しています。  また、マイナンバーカードの活用については、令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、マイナンバーカードの利活用の促進の方策の1つとして、「学習者のIDとマイナンバーカードとの紐付け等、転校時等の教育データの持ち運び等の方策を2022年度までに検討し、2023年度以降希望する家庭・学校における活用を実現できるように取り組む」とが示されています。文部科学省では、本実行計画等を踏まえて、デジタル庁とも連携しながら実証事業を行う等、マイナンバーカードの活用方法・可能性を検討しているところです。	
82	令和3年11月8日	令和3年12月2日	内閣府世論調査利用時のメール報告	内閣府世論調査の利用時に、写しをFAXが郵送するようにという注意書きがあるのですが、メールで画像添付が可能になりますと大変ありがたいです。	郵送やFAXよりもきちんと送ってくる方が確実に増加すると思います。	個人	内閣府	世論調査の利用実績を把握するため、世論調査報告書や世論調査ホームページにおいて、世論調査の調査結果を使用する場合は、郵送又はFAXで利用内容を送付いただくことをお願いしています。	なし	対応	今年度中を目途に世論調査ホームページにオンラインによる連絡用ページを追加し、連絡いただけるように運用を改善します。	
83	令和3年11月8日	令和3年12月2日	登記・供託オンライン申請システムに、登記情報データを自動で取り込める機能の追加	・申請用総合ソフトにおいて、登記情報提供サービスで取得した登記情報を、自動で申請書に取り込める機能を追加。 ・不動産登記申請において、法定相続情報証明の一覧図の作成機能を追加。	・行政コスト(法務省、総務省)の削減。 ・利用者のオンライン申請率の向上。 ・相続登記の義務化を見据えた措置。 ・Gbizインフォとの連携は始まっているが、法人設立ワンストップサービスで設立登記を行った後、定款を保存している事業者が少ない。法改正による定款の見直しを行っている事業者も少ない。登記情報の情報を取り込めると、定款の再作成、見直しの負担が少なくなる。	個人	法務省	登記情報提供サービスで取得したデータに記載されたQRコード(二次元バーコード)を読み取ることで、申請用総合ソフト等の一部項目において、情報の取り込みを可能としています。また、法務局ホームページにおいて、主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例を公表しています。	なし	検討を予定	登記関連手続のオンライン申請につきましては、利用者の利便性向上の観点から更なる改善を検討してまいります。	
84	令和3年11月8日	令和3年12月2日	不動産情報の一元化	不動産情報の内、不動産登記を法務省が排他的権利としているため、国民に不便を強いており、国益も損なっている。 抜本的に不動産登記制度を見直し、国益のためにも一元化するべきである。 (1)都市計画法、森林法、農地法、砂防法、砂防法、崖条例などの規制や開発許可の情報を、登記事項とリンクするべきである。 (2)登記された地図は白地図で、実際の位置関係が不明のため、道路地図や航空写真等と重ねて表示するべきである。 (3)宅地建物取引業法の改正により重要事項説明の項目となったハザードマップ情報について、登記情報とリンクするべきである。 (4)所有者の死亡や転居等が、自動的に反映されるようにすべきである。	法務省は不動産登記を管轄しているが、森林台帳、砂防台帳、農地台帳、都市計画区域地図、ハザードマップなど、管轄している役所が縦割りのため、情報が一元化されていない。 所有者の情報も、死亡や転居がされていても、不動産登記には自動的に反映されないことになっている。  これにより、各役所の窓口に向って確認し、規制があるときは許可申請しなければならぬ。 そのため、縦割りで作っている登記や台帳の情報を一元化して、利便性の向上と、国益の確保をするべきである。  特に、登記制度については、法務省の利権確保が弊害となっていることから、抜本的に見直す必要がある。  まず、一般的に、建築規制の確認や許可申請は、申請者本人が行うことはほとんどなく、建築士や行政書士が行っているが、登記申請と登記相談だけは、法務省管轄の司法書士と土地家屋調査士に限られている。  登記手続きの運用にも、次の法務省による弊害がある。 1 申請時に必要となる通達の内容が、ホームページで公表されておらず、特定の高価な登記月刊誌にのみ掲載されている。 2 申請前の相談はすべて予約制で、20分間に限られる。しかも、申請書の「手続案内」だけで、添付書類の相談は一切受け付けていない。令和になってからは、補正になったら連絡するという不親切な運用となった。 3 枠の付いた申請書がなく、ワープロソフトで白紙に申請書を書かなければならない。書式例も実際に使う書式が少なく、不十分であるが改善されない。 4 登記簿の「所在」は「住所」と異なるため、実際の不動産の位置関係が分からない。登記された地図も白地図のため、実際の位置関係が分からない。	個人	法務省 農林水産省 国土交通省 デジタル庁	(1)、(3)について 不動産登記簿に登記すべき事項は、不動産登記法(以下「不登法」という。)等に定められていますが、ハザードマップに記載されている災害リスク情報や都市計画法、森林法等で定める不動産に係る規制情報等は、登記すべき事項として定められていません。また、不動産取引にあり不動産業者が重要事項説明をした不動産に係る規制情報についても同様です。 (2)について 不登法第14条第1項に規定されるいわゆる登記所備付地図は、登記されている土地の位置及び区分を明確にするために登記所に備え付けられるものです。 同地図は基本三角点を基礎とした測量に基づいて作成することとされており、これにより、地図上に示された境界を、一定の誤差の範囲内で現地に復元する機能(いわゆる現地復元性)を有しています。 (4)について 現行の不登法においては、所有権の登記名義人が死亡したり、転居等したりしても、他の公的機関と情報を連携するなどして自動的に死亡の旨や住所等の変更が登記される仕組みはありません。	不登法第1条第14条第1項、第25条第2号、第27条、第59条等、不動産登記規則第10条第3項	(1)及び(3)対応不可 (2)事実確認 (4)対応	(1)及び(3)について 不登法は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的としており(不登法第1条)、このような趣旨のもと、不登法第27条、第59条等により、登記事項が定められています(不登法第25条第2号)。御提案にあるハザードマップに記載されている災害リスク情報や都市計画法・森林法等で定める不動産に係る規制情報等は不登法上登記事項とされておらず、また、不登法の目的から御提案を採用することは困難です。 (2)について 制度の現状欄に記載したとおり、不登法第14条第1項所定の登記所備付地図は現地復元性を有しており、地図上に示された境界点を現地に復元することが可能です。 (4)について 令和3年4月21日に民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)が成立し、同月28日に公布されており、当該改正法の中で不登法が改正されています (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00343.html)。 本改正においては、以下の制度が新たに設けられており、公布(令和3年4月28日)後5年以内の政令で定める日から施行する予定です。 ①登記官が他の公的機関(住民基本台帳ネットワークシステム等)から取得した所有権の登記名義人の死亡情報に基づいて不動産登記に死亡の事実を符号によって表示する制度 ②所有権の登記名義人があらかじめ検索用情報を申し出た場合には、その後、登記官が、当該情報を用いて住民基本台帳ネットワークシステムから情報を取得し、住所等変更の登記をすることについて本人に確認し、その了解を得たときに、職権的に当該変更の登記をする制度以上とあり、本改正法の施行以降は、御提案にある所有者の死亡や転居等の情報を、申請によらずして登記記録に反映させることも可能となります。	
85	令和3年11月8日	令和3年12月2日	警察官からの不適正な救急要請をやめてほしいです	警察官からの救急要請で、社会死(誰が見ても一見して明らかに死亡していると思われる状態)の傷病者に対して、事実上の死亡確認のために救急車を呼ぶのはやめてほしいです。社会死の場合は警察のみで対応できる仕組みを作ってください。	救急車の要請の中には警察からの要請も少なくありません。多い例としては交通事故で首が痛い、酔っぱらいが道で倒れている等がありますが、そういった緊急性を否定できないものはやむを得ないと思いますが、中には独居の高齢者等で死亡から発見まで時間が経って腐敗していたり、ひどい時には白骨化しているにも関わらず救急要請されるものがあります。救急隊に一度確認してもらったというニュースのものが多いようですが、そもそも救急隊は死亡診断はできません。やることは医師の死亡診断と似ていますが、あくまで搬送対象かどうかを判断するだけです。 まだ死語硬直も始まっていない傷病者なら判断が難しいのはわかりますが、腐敗が進んでいるにも関わらず要請される事案に関しては正理解釈に苦しみます。警察内部の決まりで、例えば「個人の家に捜査令状無しでは入れない」とか「救急要請せずに死亡として扱ってはならない」みたいなものがあるのでしょうか？ そうした社会死の事案に関しては救急車を呼ばず警察のみで対応できる仕組みができないものでしょうか？  よろしくお願いします。	個人	警察庁	現場に臨場した警察官が傷病者を発見した場合における救急要請の要否の判断については、傷病の状態や現場の状況等、個別具体的な事案の内容に基づき、適切に判断することとしております。	なし	検討を予定	御指摘の点も踏まえつつ、救急要請について、都道府県警察において、個別具体的な事案の内容に基づき、適切に判断されるよう取り組んでまいります。	
86	令和3年11月8日	令和3年12月2日	独立行政法人における電子入札システム(共通基盤)導入	国においては政府電子調達システム(GEPS)により、各府省横断的かつ一体的に入札事務や契約事務が行われているが、独立行政法人においても各独立行政法人横断的に電子調達を行えるようにする。	個別に電子入札システムを導入している独立行政法人もある一方、電子入札システムを導入していない独立行政法人もあり、郵送も認められているもの入札日に実際現地に申し込みに行かなければならない場合もある。また電子入札システムを導入している独立行政法人であっても、各独立行政法人がバラバラにシステムを導入しているため、各独立行政法人、各システムごとに個別に登録しなければならない。独立行政法人横断的、一元的な共通システムがあれば登録、入札、契約にかかる手間も減るとともに、調達事務に係る書面や対面の見直しにもつながるのではないかと考える。	個人	デジタル庁 総務省	独立行政法人において、横断的な電子調達のシステムは導入されていません。	なし	検討を予定	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、デジタル庁は、独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和4年度に棚卸しを行う旨を定めております。 この棚卸しの結果も踏まえつつ、御提案についても検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
87	令和3年11月8日	令和3年12月2日	診療報酬改定内容の発表が遅すぎる	診療報酬改定内容の発表は、実施の3ヶ月以上前にしてほしい。	診療報酬改定内容の発表が、実施の直前に発表されたりするため、病院側の対応の負担が大きすぎます。実施前に十分な準備を行って正確な診療報酬請求業務が行えません。まずは電子カルテベンダーのシステム変更プログラムの作成に時間がかかり、その後病院側の担当者が手術の術式や処置等のマスタの大幅な修正を行うこととなりますが、これらは大体実施後の目まですれ込むことが多いです。また、改定内容の職員への周知も間に合わず、医師からクレームを受けるのは私です。もっと早く発表してくれれば、十分な準備をして正確な診療報酬請求が行えるのに、現在の直前の発表では、十分な準備ができず、正確な診療報酬請求ができません。	個人	厚生労働省	診療報酬改定については、 ・予算編成過程を通じて内閣が決定した改定率を前提に、 ・社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された改定に係る「基本方針」に基づき、 ・中央社会保険医療協議会(以下「中医協」という。)において、具体的な診療報酬点数の設定等に係る審議が行われ、 中医協の答申を受けて、改定内容に係る告示や通知を3月上旬に定め、4月1日から施行しています。	なし	対応不可	診療報酬改定については、 ・制度の現状欄に記載のとおり、予算編成過程を通じて決定された改定率を前提に、「基本方針」に基づき、中医協において審議が行われること ・また、高度化・多様化した医療サービスを評価する必要がある、診療報酬の改定自体が膨大な作業であること 等により、現在のスケジュールを大きく変更することは難しい面があることはご理解いただきたいと考えております。  一方で、改定内容を分かりやすく示す観点やシステム構築に適した算定方法とする観点から、 ・平成22年度以降、告示と同日に社会保険診療報酬支払基金のホームページで電子点数表を公表すること 等の取組を行っているところであり、今後とも現場の医療機関等やシステム事業者の方々の負担に配慮しながら、適切に対応してまいります。		
91	令和3年11月8日	令和3年12月2日	法律改正時の改める文について	法律改正時の改める文を廃止し、全て新旧対照表で改正し、官報にも新旧対照表を掲載し、それをもって改正することとする。	改める文の中でミスが多く散見されており、法令の形式的な確認に追われ、どのように制度を改正するかの議論が短くなってしまし、残業時間も増え、財政のひっ迫にもつながる。また、すでに省令等は新旧対照表だけで改正が行われていることから、法律、政令についても新旧対照表での改正を行っても特段問題ないと考えられる。さらに、改める文を国民が見てもわかるはずもなく結局どのような法改正が行われたかが明確にならないため、新旧対照表を掲載することで、わかりやすくなるのではないかと。仮に改める文ではないといけない理由が法律上、定められているのであれば、その法律は改正しないといけないし、法制局の通例ということであれば、そのような通例をなくさない限り、業務負担の軽減につながると思う。	個人	内閣官房 内閣法制局	番号37の回答を参照してください。					
92	令和3年11月8日	令和3年12月2日	データベース化による国や都道府県から市区町村への調査の重複解消	データベース化による国や都道府県から市区町村への調査の重複解消	国や都道府県から市区町村に回答依頼のある調査の量は膨大で、また、当日中の回答を求められたり、無理な期限を付けられることも多々あり、本来必要な業務の妨げになっています。省庁をまたぐまでとはいかなくとも、せめて同じ省庁内では、調査項目が重複しないよう、市区町村から集めた回答内容をデータベース化して、おけば、他の調査で回答があった項目をわざわざ確認し、回答を他の調査と合わせるよう市区町村に指示するという無駄な業務が減らせるのではないのでしょうか。総務省では調査・回答システムを導入していると思います。現状システムを活用せず、メールで依頼が来る調査がほとんどですが、将来的にはシステムを活用して、全市区町村の全部局からの回答を集約し、省庁をまたいだデータベースを作成できれば、より重複した調査を減らせると思います。例えば、市区町村の人口等の基礎情報は多くの省庁の多くの調査で答えさせていると思います。データベース化することにより、基礎情報を記入する市区町村の担当部局を絞れば、全国の何人もの市区町村職員の入力する手間が削減されます。また都道府県にも、調査の重複を解消するように指示していただくほか、データベースを共有していただき、国の調査で回答していたことを都道府県独自の調査で聞くようなことが起きないようにしていただきたいです。	個人	内閣官房 総務省	規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)や地方自治体から、調査の改善要望が寄せられ、調査事項の重複や、調査対象者(回答者)の負担軽減、調査の品質確保等の観点から課題のある調査が確認されたことから、全府省において、継続的に実施する業務上の調査を中心に、上記の観点について調査の企画・立案の段階から点検する取組を行っています。消防防災・震災対策現況調査は、地方公共団体の消防及び防災・震災対策の現況を把握し、消防防災行政の企画立案に活用するため、年1回、消防庁が整備する統計調査システムを用いて調査を行っているものです。消防庁において、各地方公共団体からの回答の精査に当たり、各団体への確認事項をエクセルで整理し、各団体において確認し、システムにおいて修正するとともに、その結果をエクセルで回答いただいており、全ての回答項目の精査が終わるまでに、複数回実施することがあります。	【調査の重複解消について】 なし	【調査の重複解消について】 対応	【消防防災・震災対策現況調査について】 消防組織法第40条 検討を予定	制度の現状欄に記載の取組においては、調査事項の重複について府省横断的に確認を行うほか、調査のオンライン化の推進や調査票のレイアウト・形式の改善等といった、調査の対象者・実施者双方の負担軽減などにも取り組むこととしており、本取組を通じて、より効率的・効果的な調査が行われるよう、改善に取り組んでまいります。 消防防災・震災対策現況調査の調査項目については、他の調査と重複がある場合はどちらか一方の調査に集約、さらには回答内容の精査についても簡略化するなど、地方公共団体の負担軽減に向けて検討してまいります。	
93	令和3年11月8日	令和3年12月2日	デジタル化の推進等に即した公務員の給与返納手続等の改善	デジタル化の推進等に即した公務員の給与返納手続等の改善	国家公務員が月の途中に向向や退職により元の役所を離任する場合、通常、当該月の勤務日数に応じた給与の支払いを受けるものと考えられるが、当該職員の異動等について当然把握しているはずであるのに、当該月の給与が満額支払われ、後日返納を求める手続が行われることがある。そもそも満額を支払うこと自体、人事乃至会計手続の瑕疵と考えるが、その後の返納手続を行う際に、指定銀行窓口における手続しなくてはならないといった場合、僻地等で当該銀行が近隣にない場合に不便である上、特に国外転出した場合には自ら手続を行うことができません。役所側の都合にも関わらず区内親族等に手続負担を依頼するよう求められる(額も大きい)。更に、一方的に払込み期限が決定及び通知され、これに間に合わない延滞金が発生するとも聞いている(延滞金に法的根拠があるのかは不明)。国自身がデジタル庁を設けてデジタル化の推進を標榜する中、このような簡易な手続ですら窓口対応を求め、しかも職員自身でなく、役所と直接雇用関係にあるわけでもない親族等の負担を求めるとは、自己矛盾に他ならない、政策の説得力に欠ける。加えて、現下の新型コロナウイルス対応で外出自粛や非接触手続を推進していることも矛盾し、役所自ら職員のみならずその親族等の感染リスクをも増大させているものである(仮にこれを原因に感染したら役所に責任を取って貰う他ない)。当該手続は、一般国民に広く影響する訳ではなく、役所内部事情として改善の外圧が働かず、職員負担を暗黙に継続させ続けた結果と思われるが、デジタル化等の環境変化にも鑑み、令和の時代に即した仕組みとなるよう検討頂きたい。	個人	人事院 財務省 デジタル庁	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則9-7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間での移動をした場合には、発令日の前日までの給与について日割計算による額を従前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について従前所属していた部局での既支給分を差し引いた額を新たに所属する部局で支給することとなっております。この際の会計処理において、追給・返納が生ずる場合があるものと承知しております。	人事院規則9-7(俸給等の支給)	現行制度下で対応可能	給与の支出官払化後は、給与の返納に関して、制度上電子納付が可能となります。なお、給与の支出官払への移行時期は、各府省により異なります。		
94	令和3年11月8日	令和3年12月2日	レセプトデータから抽出可能なデータ提出を病院に求めないでいただきたい	レセプトデータから抽出可能なデータ提出を病院に求めないでいただきたい	レセプトデータから抽出可能なデータの提出を病院に求めている例として、「抗菌薬適正使用支援加算に係る報告書」を挙げます。 https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tokaihokuriku/iryu_shido/teirihokoku/000153461.pdf これ、「2.外来における経口抗菌薬の処方状況等」は、(1)から(3)まで全てレセプトデータを集計すれば分かるはずですが、さらに言わせていただければ、「急性下痢症と同義語の傷病名を含む患者数及び抗菌薬の処方状況を記載する」とあります。病院は、厚生労働省の指示に従って病名をICD10で登録しているのですが、「急性下痢症」という病名はICD10に存在しません。また、同義語の傷病名を含めると置かれても病院判断になってしまう、病院ごとにデータの抽出条件がバラバラになります。バラバラの抽出条件で抽出されたデータは意味がないのではありませんか。抽出条件を統一するのであれば、ICD10コードと病名をセットで指定し、どの病院が抽出しても同じ抽出条件となるようにすべきです。例として「抗菌薬適正使用支援加算に係る報告書」を挙げましたが、他にもあります。各種調査、報告、がん患者統計等、レセプトから抽出可能なデータは国で実施してください。	個人	厚生労働省	一般的に、診療報酬の施設基準に係る届出を行った保険医療機関には、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認するとともに、その結果について報告いただくこととしています。抗菌薬適正使用支援加算は、当該加算が、抗菌薬の適正使用を支援するチームを設置し、感染症治療の早期モニタリングと主治医へのフィードバック等を行うことによる抗菌薬の適正使用の推進を行っていることを評価するものであることを踏まえ、実績等について、毎年7月に地方厚生(支)局長に報告いただいています。	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱について(令和2年3月5日保発第0305第2号)	検討を予定	保険医療機関等の報告に係る負担に配慮しつつ、令和4年度診療報酬改定に向けて、どのような対応が可能か検討してまいりたいと考えています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
96	令和3年11月8日	令和3年12月2日	出入(帰)国記録に係る開示請求について	<p>もし出来ないのであれば、せめて『出入(帰)国記録に係る開示請求について』というサイトの中に、海外から入手する方法も追加してほしいです。</p> <p>去年の話ですが、その頃私はまだ海外で働いて、ビザ申請の為に出入(帰)国記録が必要になりました。ですがこの時『出入(帰)国記録に係る開示請求について』というサイトを見ると、日本での取得方法しか載っておらず、仕方なく記載のある入管管理局に国際電話を色々尋ねると、電話口で“在留届”が必要と言われました。当時の私はとても田舎の方に住んでいたため、仕事を休んで飛行機に乗り、わざわざ領事館へ取りに行くことに。ですが、なんとか書類を全て揃えて日本へ郵送。しかし返ってきたのは申請不可の手紙でした。不可の理由は在留届発行から一カ月以内に日本に届かなかったから、という一文。電話で伺った時は、そのような事を言われなかったため、とても驚きました。しかも手紙を受け取った後、確認のために電話をしてみると『一カ月の期限が過ぎてもいいから再度在留届を送ってください』との事でした。期限が過ぎてもいいなら、もう一度送る必要があるのか？納得のいかないことでした。</p> <p>このコロナの状況もありますが、海外では平素から田舎の方では書類が届かない。遅れるという事がままあります。電話をかけるのも時差があり、在留届は領事館でしか手に入らない。これならいっそマイナンバーなどでオンラインで個人の出入国記録が見られる、またはPDFに落とせるようになれば随分と楽になるのでは？とその時思いました。なにより入管管理局が行っている申請者への返信の手間も省けるかと。それが無理でしたら、海外からの取得方法を記載して頂ければなあ、と思っております。</p> <p>とても小さな事かと思いますが、ここにご提案させて頂きたいと思っております。</p>	個人	法務省 デジタル庁	海外から出入(帰)国記録に係る開示請求をするときは、郵送による請求又は海外に居住する請求者が一時的に日本に入(帰)国した際に、開示請求窓口において請求していただいております。現状、オンラインでの開示請求には対応していません。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号	【出入(帰)国記録に係る開示請求のオンライン化】 検討を予定 【海外からの出入(帰)国記録に係る開示請求の案内】 対応	【出入(帰)国記録に係る開示請求のオンライン化】 現時点では、氏名、本籍及びパスポート番号等で管理されている出入(帰)国記録に係る開示請求のオンライン化については、今後、関係機関と連携し検討を行う予定です。	【海外からの出入(帰)国記録に係る開示請求の案内】 御提案を受け、出入国在留管理庁のホームページに、海外から出入(帰)国記録に係る開示請求を行う場合の必要書類等を掲載するとともに、よくある質問(Q&A)にもその手続方法について追加しました。	
97	令和3年11月8日	令和4年1月13日	大学入学共通テストのWeb出願の実現について	<p>大学入学共通テストの出願に際し、以下を提案します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出願は、Web出願を認める</li> <li>・検定料の払い込みは、コンビニエンスストア支払いやペイジー、クレジットカード、QRコード決済を認める</li> <li>・申込内容の確認も、Webサイトでできるようにする</li> </ul>	<p>現在、令和4年度の大学入学共通テストの出願が始まっています。出願には手書きで志願票を書き、金融機関に行って検定料を払い込みます。この手間がかなり大変です。現役生は高校を通して出願しますが、高校において教師が志願票の内容を確認する手間が膨大です。また、そもそも金融機関の営業時間でなければ検定料は支払えません(ATMは不可)。さらに、手書きで書かれた志願票の内容を電子データ化するためには、手間も金もかかります。Web出願を認めることで、データ化の手間・コストが減ります。また、志願者本人が入力・確認できれば、確認はがきの発送コストも削減できます。さらに、支払方法を多様化することで、保護者や生徒の負担を軽減することにもつながります。現在、多くの学校において、Web出願が導入されています。受験生や保護者の負担はかなり軽減されています。できれば、大学入試にも連携し、すべてをWeb出願で完結できるのであれば、さらに負担が軽減します。</p>	個人	文部科学省	大学入学共通テストの出願にあたっては、志願者が事前に検定料を郵便局又は銀行の窓口で払い込み、その検定料受付証明書とともに志願票等の出願書類を郵送で(卒業見込み者は高校等の学校を通じて、それ以外の者は個人で直接)出願することになっています。	なし	検討に着手	令和3年7月8日に取りまとめられた「大学入試のあり方に関する検討会議」の提言において、「大学入学共通テストの出願の電子化については、各大学の個別入試と比べて出願者数が各段に多いに伴って求められるシステムの安定性や高度なセキュリティの確保、デジタル環境を有しない志願者への配慮、現役生の出願における高等学校の関与の必要性の有無等に留意しつつ、大学・高等学校関係者とも協議しながら、できる限り早期の導入に向けて積極的に進めることが必要である」とされています。これを踏まえ、現在独立行政法人大学入試センターにおいて、志願者の更なる利便性の向上及び業務効率化の観点から、導入に向けた検討に着手しています。	
98	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国家公務員の定員について	<p>霞が関の残業(ブラック化)は人手不足からきているのが現場としての意見。毎年、法律改正等により、業務量は増えていく中、ルーティン業務は減らず、また定員の合理化のため定額される。一方で定額されないように、定員要求するという、実態については、内閣人事局長通知の定員合理化目標数を廃止することを要望。</p> <p>国家公務員の定員については、閣議決定(「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(H26.7.25閣議決定))に基づき、内閣の重要政策への対応に重点的に増員するための原資として、各府省において定員合理化に取り組む仕組みとなっているが、実態は、順番等で定員削減する部署を決めており、業務過多な部署でも定員削減の対象になる。これらの従前からの取組みの結果、霞が関のブラック化によって、優秀な人材(若手)は次々に民間企業へ転職している。定員合理化については、理解をする一方で、定量的な目標を作るが上に過度な定員削減も行われていると見られ、一定以上の超過勤務が行われている部署での定員削減の禁止等定員削減を促す部署についても考慮していただくことで、無理な定員削減が減るのではないか。今後、定員削減を続けるのであれば、庶務・会計・調達業務アウトソーシング化等は必須であり、業務効率化を検討するのにも人手は必要であることから、定量的な定員合理化はやめていただきたい。</p> <p>効果については、結果的に超過勤務の削減につながり、霞が関のホワイト化にもつながると見られ、また、1人当たりの業務量が減ることにより、より改革などの前向きな業務が行うことができる。</p>	個人	内閣官房	国家公務員全体の定員管理につきましては、閣議決定(「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(H26.7.25閣議決定))に基づき、内閣の重要政策への対応に重点的に増員するための原資として、各府省において定員合理化に取り組む仕組みとしております。各府省内における具体的な定員合理化対象については、各府省が、自らの組織や業務の実情等を勘案して決定しているものと承知しております。また、合理化した定員の一部については、各府省が、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的に組織内の定員再配置を行うことができることとしております。	行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)、行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第百二十一号)	現行制度下で対応可能	国家公務員の定員管理については、今後とも、業務の効率化を進めながら、必要とところによりしっかりと定員が配置されるよう、現場の実情や政策課題を的確に捉えて審査を行ってまいります。		
99	令和3年11月8日	令和4年1月13日	法テラスにおける縦割り弊害の排除	<p>総合法律支援法によって、弁護士及び弁護士法人のほかに、「司法書士その他の隣接法律専門職者」のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援をすることを目的として、法テラスが運営されている。(法第1条)しかるに、この法律は、法務省の所管となっていることから、隣接法律専門職者の内、同省が所管する司法書士のみが活用されているのが実情である。もともと、法テラスが出来た当初は、税理士、弁理士、行政書士、社労士などが、法テラスのホームページに列挙されて紹介されていたが、法務省の意向によってほとんど削除され、司法書士のみが紹介されている。平成30年1月からは、行政不服審査も法テラスとして援助が行われているが、これは弁護士のみが取り扱える資格者となっており、行政不服審査を扱える「特定行政書士」は、総務省の所管であるから完全に無視されている。法テラスは、この弊害として、被災地での相談に対応しきれなくなっており、やむなく法テラスの被災地出張所「法テラスふたば」のみで税理士・社労士・行政書士などの無料相談を実施している。しかしながら、もともと、隣接法律専門職者は司法書士のみではなく、「司法書士その他の隣接法律専門職者」であって、司法書士はその例示ではない。したがって、被災地出張所以外においても、司法書士のみではなく、他の資格者も活用するべきである。あわせて、「法テラスふたば」以外のホームページにも、隣接法律専門職者を、法テラス設立当初のように、列挙して紹介するべきである。</p>	個人	法務省	<p>1. 法テラスでは、情報提供業務として、法的トラブルでお悩みの方からのお問合せに対し、その内容に応じ、適切な法制度や関係機関・相談窓口を紹介しています。関係機関・相談窓口としては、弁護士・司法書士に限らず、必要に応じて、隣接法律専門職者も紹介しています。</p> <p>2. 法テラスでは、ホームページ上のFAQや相談窓口情報検索フォーム等において、弁護士・司法書士に限らず、弁理士・税理士・行政書士・社会保険労務士を含む隣接法律専門職者を関係機関や相談窓口として掲載しています。</p> <p>3. 平成30年1月から、特定援助対象者が申立てを行って一定の行政不服申立手続については、代理援助・書類作成援助(費用の立替え)の対象とされています。これら援助制度を利用できるのは、法テラスと民事法律扶助契約を締結している弁護士等が代理等を行った場合に限られています。</p> <p>4. 法テラスでは、各地の実情を踏まえつつ、必要に応じて関係機関・関係団体等と連携し、弁護士及び隣接法律専門職者による無料相談会を実施しています。</p>	総合法律支援法	1. 対応 2. 対応 3. 対応不可 4. 対応	1. 制度の現状欄に記載のとおり、法テラスでは、弁護士・司法書士に限らず、お問合せの内容に応じ、隣接法律専門職者も紹介しています。 2. 制度の現状欄に記載のとおり、ホームページ上のFAQや相談窓口情報検索フォーム等において、弁護士・司法書士に限らず、弁理士・税理士・行政書士・社会保険労務士を含む隣接法律専門職者を関係機関や相談窓口として掲載しています。 3. 法テラスでは、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方々に対し、資力を問わない法律相談に加え、行政不服申立手続やそれに引き続く民事裁判等手続等の一連の法的支援を行っております。利用者のためには、これら一連の法的支援を一人の受任者が行うことが望ましいと考えられるため、制度の現状欄に記載のとおり運用を行っており、御提案に対応することは困難です。 4. 制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
101	令和3年11月8日	令和4年1月13日	地方自治体非正規職員は外部とのメールのやり取りができない	自治体のLGWANについて総務省から示されているガイドラインにおいて、非正規職員はインターネットの接続とそれを介しての電子メールのやり取りを原則禁止している。しかし自治体職員における非正規の割合が年々増加しており、任せられる仕事の重要性は年々高まっている。ガイドラインの見直しを進めてもらいたい。	総務省から出ている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」2-26頁において、「情報セキュリティ管理者は、非常勤及び臨時職員等にパソコンやモバイル端末による作業を行わせる場合において、インターネットへの接続及び電子メールの使用等が不要の場合、これを利用できないようこししなければならない」と記されている。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000727474.pdf 反面自治体における非正規職員の比率は増加しており、入札・契約事務や技師として技術指導も行わせている自治体もあり業務の高度化や外部との連携が重要となっている。また公立学校はLGWANではなく独自のネット回線のため、教育委員会配属の職員は日常的に外部メールを使うこととなり、非正規職員は代表メールアドレスもしくは電話のやり取りに限定される。 ※市町村立学校の教職員の人事は都道府県教育委員会(都道府県庁)にあるため、市町村による学校のネット環境の整備が進まなかったことも一因。 非正規職員は任用が続けば異動がないため、部署内での経験年数が正規職員より長くなるのも日常的だ。こうしたベテラン職員がいることで緊急時に対応が円滑に進む。総務省はこうした非正規職員の現状を踏まえたうえでガイドラインの見直しをしていただきたい。	個人	総務省 文部科学省	なし	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
102	令和3年11月8日	令和3年12月2日	国家試験	公認心理師の試験。来年までしか受験資格がない。しかし県外である東京で緊急事態宣言中に受験しなければならない。受験するならば仕事を2週間休むような職場から言われたため今年は勉強していたにもかかわらず受けられない。不公平ではないか？なぜ各都道府県で受験できないのか。大変疑問であり不快である。人生がかかっている資格試験である。各都道府県に受験地を用意し、国民が平等に受験できるよう体制を整えるべきではないだろうか。納得がいけない。返信をいただきたい。	上記。大変疑問。返信がほしい。	個人	厚生労働省 文部科学省	なし	番号54の回答を参照してください。			
103	令和3年11月8日	令和3年12月2日	患者の死亡情報は病院ではなく自治体から収集を	患者の死亡情報の収集は、病院ではなく自治体から収集してください。	国の機関から病院に対して、患者の死亡情報の提出を求められます(例：がん患者の生存率調査)。 しかし、病院は院外での死亡については全て把握しているわけではありませんが、病院によってカルテへの死亡日の登録運用は様々で、例えば仮に警察や他院から電話で連絡があっても、話者の本人確認、死亡の確証が得られないため、カルテに死亡日を記載する根拠としては不十分です。 その為、患者の死亡情報を、死亡診断書をもって正確に把握しているのは自治体である為、死亡情報の収集は病院ではなく自治体から収集してください。現在、病院から死亡情報を収集して算出した統計データは、正確性に欠けています。データ収集の運用の見直しが必要です。	個人	厚生労働省	「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号) 「がん登録等の推進に関する法律」(平成25年法律第111号)	対応	予後調査については、院内がん登録の枠組みの中で行われるものであるため、一義的にはまず、院内がん登録を実施している各病院に問い合わせを必要があるものと考えております。 ご指摘いただきましたように、全ての死亡情報を各病院から収集することは困難であり、それを補う形で、国立がん研究センターより、自治体へ住民票照会を通じて生存情報を収集する取組を行っております。 引き続き、このような取り組みを通じて正確なデータ収集に努めてまいります。		
105	令和3年11月8日	令和4年1月13日	GIGAスクール構想の一人一IDを生かして文科省の通知を教職員が見られるようにしてください。	GIGAスクール構想で全教職員がIDを持っているのだから、教育委員会を通す必要がない簡易な通知については、専用サイトやメールマガジン等で教職員が直接見られるようにしてください。	文科省からの通知は教職員へは2週間後くらいに届きます。これは連絡経路が、文科省→県教育委員会→県教育事務所→市教委→校長→教職員となっているからであり、「卒業式に向けた生徒指導について」等の通知が卒業式後に紙媒体で教職員に回覧されることも珍しくありません。 GIGAスクール関連の改善事例集やセキュリティ関連の通知に至っては市教委で通知が止まってしまい、教職員は見ることができない場合もあります。 GIGAスクール構想で全教職員がIDを持っているのだから、教育委員会を通す必要がない簡易な通知については、専用サイトやメールマガジン等で教職員が直接見られるようにしてください。文科省から業務のデジタル化をしないという通知が紙媒体で教職員に届くこともありますが、まずは文科省の業務のデジタル化を望みます。	個人	文部科学省	文部科学省からの通知等は、文部科学省から都道府県、指定都市教育委員会に送付され、市町村教育委員会から各学校に送付するとともに、速やかに文部科学省HPに掲載することとしています。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)	その他	通知等については、教育委員会等を經由した送付や、HPへの掲載のほか、初等中等教育メールマガジンなども積極的に活用し、引き続き情報発信の強化に取り組んでまいります。	
106	令和3年11月8日	令和3年12月2日	住民票の転出を伴わない海外滞在者の選挙体制の整備に関わること	私は現在、住民票の転出を伴わない長期出張ベースで国外に滞在しております。今年予定されている衆議院議員選挙に投票したいと考えておりましたが、現在の制度では、住民票を転出していない場合は、海外では投票出来ないと理解しております。住民票の転出を伴わない形で海外に一定期間滞在するケースは起こりうると理解しており、住民票を転出していない場合でも、在外公館等で投票出来るような仕組みを整備してください。	1. 憲法で保障されている選挙権を行使出来ない為。 2. 選挙のみを理由に帰国することは仕事や費用の都合に鑑みると非現実的である為。コロナの影響による帰国・出張地への再入国に制限がある中で、選挙を理由に往來することは不可能である。 3. 海外に出張している場合、必ずしも期日前に投票出来るとは限らない為。 3. 国内であれば不在者投票制度により選挙権を行使可能であるにもかかわらず、海外の場合は選挙権を行使出来ないのは憲法に違反しているのみならず、不公平なため。	個人	総務省	在外公館投票は、日本国外に居住する在外選挙人のための投票方法であり、在外公館投票を行うためには、在外選挙人名簿に登録される必要があります。 在外選挙人名簿の登録の申請は、以下のいずれかの方法で行うことができます。 (1) 在外公館申請 海外在住者が、その居住地に応じて決められる領事官を経由して、国内の市町村の選挙管理委員会に申請する方法 (2) 出国時申請 国外へ転出する者が、転出前に最終住所地の市町村の選挙管理委員会に申請する方法	公職選挙法第30条の4、第30条の5、第30条の6、第49条の2	対応不可	国内の選挙人名簿に登録された者で、国外転出届をしておらず、在外選挙人名簿に登録されていないものについて、在外公館投票を認めた場合、 ・在外選挙人証が交付されていないため、投票に際して厳格な本人確認ができない ・在外公館及び国内の投票所等から二重に投票用紙の交付を受けて、二重投票が行われるおそれがあることから、在外公館投票を認めることはできません。	
107	令和3年11月8日	令和3年12月2日	電子申請等の受付日	電子申請は窓口に行かなくとも自宅やオフィスから手続ができるのがメリットであるが、システム稼働日が窓口と同じであることから、窓口より受付時間が長いだけである。 電子化して受付が可能なら、365日、24時間受付可能にしてもらいたい。 単に窓口に行かなくて済むだけでなく、開いている日が窓口と同じでは大したメリットは無い。	インターネットバンキングでの送金は非営業日でも受付けるのが当たり前であるが、本日業務改善のためにe-Taxの利用を検討したが、使用できる日が平日(窓口が開いている日)しか無く、お役所仕事の体質は変わっていないと感じた。 システムトラブルや休日受付後処理にどう影響するのか分からないが、せつかつのシステム化がこれでは片手落ちではないか。デジタル化やペーパーレス、ハンコの削減らしも良いが、利用者サービスを考えた窓口と同じ日しか稼働しないシステムというのはいかかものか。 365日、24時間受付ができるシステムによって、平日の業務改革も進められると考える。	個人	財務省	現状のe-Taxの利用可能時間は、次のとおりです。 【所得税等の確定申告期】 ・全日24時間(土日祝日等を含む) (メンテナンス時間を除く) 【確定申告期以外】 ・月～金 24時間 ・毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く) (メンテナンス時間を除く)	なし	検討に着手	更なるe-Taxの利用可能時間の拡大に向けて、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
108	令和3年11月8日	令和3年12月2日	建設業 入札参加資格申請の随時申請について	定期申請と同様にシステムで一括申請が可能にする。または申請に関わる書式の様式・提出方法を統一する。	定期申請についてはインターネットで中央省庁一括申請が可能であるが、定期申請に間に合わなかった際に行う随時申請については個別に行うことになっている。各省庁が公開している様式が異なるため非常に手間がかかる。また、提出方法についても郵送やFAX、メールなど対応に開きがある。企業従業員・中央省庁職員の労務時間の削減、ヒューマンエラー（入力ミス、添付資料漏れ）の防止、環境負荷低減（書類作成時、郵送時の排出二酸化炭素の削減）が可能。また、システムを活用することにより、リモートワーク下であっても申請が可能になる。	個人	国土交通省	①国土交通省地方整備局等における定期受付では、他の府省等と共同でインターネット一元受付を実施しており、また、随時受付では、電子メール、郵送又は持参にて申請を受け付けています。 ②競争参加資格審査の申請方法等は各発注機関ごとに定められていますが、競争参加資格審査手続における申請者の負担の軽減、行政事務の合理化等を図るため、申請書類のうち共通して使用している部分を統一様式とすることについて、公共工事の主要な発注者である国の機関及び特殊法人等で申し合わせを行っています。	なし	①対応不可 ②その他	①国土交通省地方整備局等においては、定期受付を実施している約1.5か月間に有資格者の約95%から申請を受け付けています。一方で、随時受付を実施している約22.5か月間の申請件数は、有資格者の約5%に留まるため、費用対効果等を踏まえると、インターネット一元受付を随時受付で実施することは困難です。 ②制度の現状欄に記載のとおりです。なお、引き続き関係機関と情報共有を図りながら、申請者の負担の軽減、行政事務の合理化等に努めてまいります。		
109	令和3年12月3日	令和4年1月13日	公務員もマイナポータルから児童手当の申請ができるようにすること。	公務員もマイナポータルから児童手当の申請ができるようにすること。	公務員はマイナポータルから児童手当の申請ができません。そのため各自治体では児童手当関係の事務処理に膨大な時間をかけています。公務員もマイナポータルから児童手当の申請ができるようにしてください。	個人	内閣府 デジタル庁	都道府県や市町村については、公務員の児童手当の支給部署を含め、既にマイナポータル（びったりサービス）による電子申請が可能となっています。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。引き続き、受給者等の負担軽減の観点から地方自治体に対してオンライン化の推進に努めてまいります。		
110	令和3年12月3日	令和4年1月13日	審議会での質疑を対面ではなくリモートに	対面が必須という合理的理由がない限り、希望すればリモートでの質疑参加を可能とすることを提案したい。	総務省統計委員会での質疑及び委員長への事前説明について、総務省若松庁舎での対面での対応を求められている。なぜリモートではダメなのか説明を求めると明確な回答はなく、リモートの要請が受け入れられない。質疑込みで所要時間は10分であり、若松庁舎との往復には2時間弱がかかるため、不条理。明らかに行政改革（働き方改革とコロナ禍における出勤回避）に逆行している。	個人	総務省	統計委員会では、委員長が必要と認めるとき、委員長が議事に関係があると認められた者は、Web会議システムを利用して会議に出席することができます。	なし	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、統計委員会ではWeb参加を認めていないわけではありませんので、出席者との間で調整を行いながら、出席者の意向に対応していきたいと考えています。 なお、統計委員会のWeb会議では、残念ながら、通信障害による議事の中断なども生じています。統計委員会は概ね毎月1回の開催であり、Web参加の場合に仮に通信障害が収まらずに審議を終えることができなかった議事は、翌月の統計委員会に回ることとなりますので、当該議事に関する省庁の業務スケジュールにも支障を生じさせるおそれがあります。Web参加を認めていないわけではありませんが、このような懸念事項があることも御理解いただけますと幸いです。		
111	令和3年12月3日	令和4年1月13日	国会提出法案 一経済産業省の不对応の改善	国会提出法案について、各省庁とも、とりまとめているが、経済産業省だけが、国会提出法案のHPを設けておらず、各年度において、どの法律案についての法案改正を国会に提出したかを探するのが大変であり、不便である。そこで、経済産業省にも、他省庁と同じように、国会提出法案のHPを設けていただきたい。	法律改正に対応する各事業者、国民が、法律改正の内容や、その提案理由等の資料を探しやすくなります。 経済産業省以外の省庁が行っているということは、各省庁や、各事業者の役に立つと考えられるからそれだけ多数の省庁が行っているのであり、経済産業省だけ行わないというのは、不合理である。	個人	経済産業省	経済産業省のHPIにおいては、国会毎に提出法案をまとめたページを作成しておらず、各法案が閣議決定されたタイミングで、それぞれの法案毎にニュースリリースを行っているのが現状です。	なし	検討を予定	御指摘を踏まえ対応する方向で検討いたします。		
112	令和3年12月3日	令和4年1月13日	公文書における全角と半角の英数字混在解消	行政が出す通知や事務連絡、許可証などの公文書は英数字が全角と半角のものが混在しているものが多い。文書全体の見栄えはよくなるが、スキャンやOCRで機械処理をするとエラーになることが多い。半角英数字に統一できないだろうか。	貴事務局がとりまとめた規制改革推進計画も英数字は全角と半角が混合している。 <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/kaikaku/210618/kaikaku.pdf">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/kaikaku/210618/kaikaku.pdf</a> 国家公務員OBに話を聞いたことがあるが、入省時上長から最初に習うのが文書体裁だそう。この方が入省されたのが昭和40年代なので、少なくとも半世紀くらいこの習慣が続いていることかと思われる。	個人	文部科学省 内閣官房	国の府省庁が作成する文書における英数字の全角・半角について、統一的に規定している規則はなく、各府省庁等で個別に作成した基準等に従って文書を作成しています。	「公用文作成の要領」（昭和27年内閣閣内第16号依命通知別紙）	対応	府省庁が文書を作成する際よりどころとなる「公用文作成の要領」（昭和27年内閣閣内命通知別紙）について、文化審議会国語分科会で、今の時代にふさわしい内容はどうか審議され、令和3年3月に「新しい「公用文作成の要領」に向けて」（報告）が取りまとめられました。この報告に基づき、令和4年1月に、文化審議会から文科大臣に宛てて「公用文作成の考え方」（建議）が建議され、この建議の内容が内閣官房長官から各事務大臣宛てに通知され、あわせて「公用文作成の要領」が廃止されました。この建議では、「公用文作成の要領」では言及のなかった、全角・半角について、文書内で使い分けを統一することを求める内容が示されています。なお、英数字を半角で統一するかどうかについては、各府省庁の判断によることとなります。		
113	令和3年12月3日	令和4年1月13日	有期及び非正規公務員の副業について	公務員は原則副業を禁止されていますが、有期や非正規は副業を可能にしてほしい。	有期や非正規の公務員にも適応すると生活苦に陥ります。給与も正規より安く、任期が来たら無職になることを考え、少しでも収入を得る道を考えたい。他に収入を得る道を断たないでほしい。また、規則だけ正規と同等で給与や待遇は不平等なのは、国の組織としてあるべき姿ではなく差別を生み出しています。	個人	人事院 内閣官房	非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く）及び臨時的任用職員については、番号21の回答の1～3段落目に記載の制限の対象外とされているため、兼業を行うことが可能です。 なお、上記に当たらない国の一般職の常勤職員については、任期付職員も含め、番号21の回答の1～3段落目を参照してください。	国家公務員法第103条及び104条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
114	令和3年12月3日	令和4年1月13日	環境省・気象庁による熱中症警戒アラートの発表事業の停止	国が発表する熱中症防止情報は、予算や法令の限界があるため、地域・建物・業務の多様性を反映した実用的な情報へと発展することが期待できないにもかかわらず、無料提供されて市場を支配してしまっていることから、営利企業が熱中症対策情報サービスに進出してくる。熱中症警戒アラートが廃止されれば、民間からより便利で多様な情報が提供されるようになり、国民の選択肢と利便性が増す。	民間企業が気象状況に基づく熱中症防止情報サービスを行おうとすれば、気象庁から事業許可を得るために登録免許税を納め、気象データを加工するために気象予報士を雇用し、また、気象庁の外郭団体から毎日毎時の気象データを購入する必要があり、これらにかかる費用を回収するために、利用者から情報料を徴収したり、スポンサーを見つけて広告料を得たりしなければならない。一方、環境省は、同じ国の機関である気象庁に支援してもらうことによって、これらの費用を全く負担することなく、無料で熱中症警戒アラートを発表している。これは、民間企業同士であれば不正競争防止法又は独占禁止法の適用が避けられない不法行為である。 現在の熱中症警戒アラートは、市町村単位にさえ届かない粗い地域分割で一律に一種類の数字を示しているだけで、地域の気象条件、建物の造り、活動状況（様々な仕事、レジャー）等による熱中症リスクの違いを知ることができるものではない。しかし、環境省の予算や権限には限界があるため、これが改善されることはほとんど期待できない。そのようなものが市場を独占していることで、消費者の利便性は低く抑えられているといえる。 気象庁の気象データについては、有償とはいえ十分な供給体制が整えられてからすでに約25年が経過しており、これさえあれば、地域密着型の、あるいは活動状況ごとにカスタマイズされた、顧客満足度の高い熱中症情報サービスを民間企業が行うことはすぐにも可能であり、環境省の熱中症警戒アラートが市場を支配していることだけが障害となっている。このように弊害の大きい事業は、即刻停止するべきである。	個人	環境省 国土交通省	規制改革の番号182の回答を参照してください。					

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
115	令和3年12月3日	令和4年1月13日	障害者が公務員試験の実質的受験制限を受けている件について	国、地方自治体ともに正規の公務員に採用されるにはペーパーと面接がなければならない。しかし障害者となった病状や「障害者ゆえの生きづらさ」、身体的特性から従来の試験を受験できない人たちがいる。現在の法令解釈だけで乗り切るのは難しく、多様な試験方法で実施してほしい。	2019年2月と9月に国家公務員試験の障害者限定試験が行われた。一次試験の会場が東京や大阪、名古屋など都市部しか設定されなかった。国の行政機関は全国に散らばっているのに、筆記試験を受験するためにわざわざ上京を強いられるのは徒歩移動に難がある障害者には苦行にしかならなかった。地方公務員の試験でもトラブルが多い。試験内容は国家公務員試験と同様だが、ほとんどの自治体試験の問題冊子を作成している(公財)日本人事試験研究センター(人事院と旧自治省が設立)と、総務省OBが役員)は視覚障害者向けの点字問題冊子を年一回、10月の最終日曜日にか発行していない。 <a href="http://www.njskc.or.jp/guide/grading/#sc.tab=0">http://www.njskc.or.jp/guide/grading/#sc.tab=0</a> これが原因で全国の自治体の多くが同じ日に障害者試験の日程を設定しており、受験機会が絞られていることとなっている。 また国と地方自治体ともに作文試験を課しているが、筆記困難な受験者に対してはPCを用いての受験を許可している。しかしそのPCは受験者が持ち込まなくてはならない。試験運営側は障害者の補装具と同じ扱いとしているようだが、障害者によってはPCを持ち歩けるほどの筋力を有していなかったり、そもそも普段使用するPCがデスクトップであったり、持ち込むことが困難でそれが原因で受験を断念する人も少なくない。 障害者向けの採用試験を含めた人事制度の設計にあたっては、福祉や医療の専門家や当事者(団体のトップではなく末端の公務員希望者)も交えて議論してほしい。	個人	人事院 総務省 厚生労働省	【国について】 2018年度及び2019年度に実施した障害者選考試験は、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」(平成30年10月23日関係閣僚会議決定)の要請を踏まえ、各府省が行う選考のうち、募集及び第1次選考(基礎能力試験及び作文試験)を、人事院が委任を受けて統一に実施しました(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡及び那覇の全国9都市)。 今後の各府省の障害者雇用については、各府省の障害者活躍推進計画に基づき、障害特性や職務内容を考慮した丁寧な選考や、障害者が活躍しやすい職場づくり等により、障害者雇用の質の向上に向けた取組を推進することとされています。 【地方について】 障害者雇用促進法(以下「法」という。)第36条の2において、事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の特性に配慮した必要な措置を講じなければならないこととされています。 また、法第36条の5第1項の規定に基づき、法第36条の2から第36条の4までの規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して定められた「雇用分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成27年厚生労働省告示第117号)(以下「合理的配慮指針」という。))においては、募集及び採用時においても、個々の障害者である労働者の障害の状態や職場の状況に応じて合理的配慮を提供するものとされており、障害区分に応じた合理的配慮の事例(多くの事業主が対応できると考えられる措置の例)も例示されています。	【国について】 制度の現状欄に記載のとおり、現在、各府省において障害特性や職務内容を考慮した丁寧な選考が実施されているものと理解しています。 今後、公務部門における障害者雇用に関する政府全体の方針に基づき、政府としての統一した選考の実施に関する意向、各府省の具体的な採用ニーズ等を踏まえて、障害者を対象とした統一選考の実施をすることとなった場合には、人事院として必要な対応を行ってまいりたいと考えております。 【地方について】 制度の現状欄に記載した規定は、地方公務員についても適用されていることから、総務省では、地方公共団体に対し、法の趣旨や合理的配慮指針を踏まえ、適切に対応するよう要請しているほか、合理的配慮に関する事例集等、地方公共団体における障害者雇用や合理的配慮の提供等に当たり参考となる資料について、随時情報提供を行い、これらを参考として適切に対応するよう助言しています。 今後とも、障害者の特性や事情に応じ、各地方公共団体の実情も踏まえて必要な措置を講じていただく助言をまいります。	現行制度下で対応可能		
116	令和3年12月3日	令和4年1月13日	夏季休暇の取得時期について(年間を通して取得できる制度であるべきではないか)	人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)第22条十五により、職員は7月～9月に限り夏季休暇(特別休暇)を取得できることになっているが、特別休暇の取得を7月～9月に限定する合理的理由がないため、年間を通して3日間の特別休暇を取得できるよう改正するべきではないか。また、「連続する3日」である必要もないため、隔日毎の取得でも問題ないのではないか。	本則の目的は「益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実」であり、「益」はあくまでも例示で諸行事は7～9月に限定されたものではなく、また心身の健康維持や家庭生活の充実のためには広く休暇を取得することが体質であるため。(7～9月が繁忙期の職員は特別休暇を取得することが出来ない。) 骨太の方針にも「休暇取得促進等により旅行需要の平準化を図り、混雑を低減させる」と記載があり、休暇分散化によるオフシーズンの旅行需要や消費の喚起、新幹線・車等の混雑回避(渋滞緩和)、混雑による消費の機会損失の解消、感染症対策としての密の回避、多様な働き方の促進などにも寄与し、経済的・社会的効果も大きいと考えられるため。	個人	人事院	職員が夏季における益等の諸行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、7月から9月までの期間内に原則として連続する3日間(土日等の休日を除く)の範囲内の期間で使用することができます。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 第19条、第23条 人事院規則15-14 第22条 人事院規則15-15 第4条	対応不可	夏季休暇は、夏季という一定期間内における休暇が、社会一般に普及し定着していることから導入したものです。従来、我が国においては、夏季特に益等において備前等による休暇が広く普及していたことから、民間企業でもこのような習慣に合わせて、休業等による夏季の休暇を取り入れることが広がってきたものと考えられます。民間においてこのような夏季休暇が、一般的に広がってきたこと、また、公務においても夏季における心身の健康の増進等が意義があると認められることから、平成3年に導入したものです。 また、この休暇の趣旨目的からまとめて利用することが望まれることから、休日及び代休日を除いて連続する3日としています。職場の実態には様々なものがあり得ることから、業務の都合で連続してこの休暇を利用できない等特に必要だと認められる場合には、一層日ごとに分割して利用することも認めることとしています。ただし、職員の個人的な希望により分割して利用することはできません。 休暇制度については、従来より情勢適応の原則の下、民間における普及状況に合わせてこれを基本に、官民均衡の観点から必要があれば適宜見直しを行ってきたところです。引き続き民間の動向等を注視してまいりたいと考えております。	
117	令和3年12月3日	令和4年1月13日	登記簿謄本(電子データ)の証明力について	「登記情報提供サービス」によりオンライン上でPDF形式の登記簿謄本を入手することができますが、各種助成金や金融機関での手続きでは受け付けられない場合があります。一方でオンライン提出も認められており、法務局が発行する紙の登記簿謄本自体を別途郵送するのではなく、そのスクリーンデータで手続きが進められる場合があります。登記情報提供サービスが発行するPDF形式の登記簿謄本の信頼性を高めるか、法務局が郵送交付だけでなくPDF交付もできるようにしてほしいです。	登記情報サービスの登記簿謄本でいいかコールセンターに確認してから申請手続きをしたものの、紙の登記簿謄本を取得し直すよう依頼された経験が何度かあります。 また「登記ネット」によるオンライン手続きで郵送請求をした場合、登記簿謄本が手元に届くまでに1～2日要することもあり、急ぎの場合は結局法務局まで出向かなければいけないです。 そもそもオンラインで請求をして、郵送で紙を受け取り、それを電子化してオンラインで提出することの無駄が存在し続けていることが、不思議ではありません。 手続きのやり直しや法務局までの移動時間は、少子高齢化により働き手が減っていく日本において、非常に無駄であると思います。登記簿謄本の取得が年間何件あるかはわかりませんが、1件当たり数時間の時間が削減できるので、日本全体では物凄いコスト削減につながるかと考えます。	個人	法務省	不動産登記法第119条第1項では、登記事項証明書は「登記記録に記載されている事項の全部又は一部を証明した書面」と定義されており、PDFでの登記事項証明書の交付は認められていません。また、商業登記法第10条第1項においても、登記事項証明書は「登記簿に記載されている事項を証明した書面」と定義され、同様にPDFでの登記事項証明書の交付は認められていません。 登記情報提供サービスとは、登記所が保有する登記情報等を、インターネットを利用して、利用者が自宅又は事務所のパソコンで閲覧することができる制度です。そのため、登記情報提供サービスで提供する登記情報には認証文は付与していません。	不動産登記法第119条 商業登記法第10条第1項	その他	登記事項証明書については、制度の現状欄に記載したとおり、書面以外でこれを交付することは認められていません。 PDF等で登記事項証明書を交付することについては、関係法令における制度の趣旨や利用者の利便性向上の観点等も踏まえて、検討すべき問題と考えます。 なお、各種手続において登記情報提供サービスで提供する登記情報を受け付けることとするかどうかは、当該各種手続を所管するそれぞれの機関の判断となります。	
118	令和3年12月3日	令和4年1月13日	オープンデータの取組効率化による、効率的なデータ利活用推進と地方自治体の負担軽減	国が地方公共団体に推奨しているデータセットのうち、AED設置箇所一覧、医療機関一覧など、国が情報の集約や指定等を行っているものがある。そうしたデータセットについては、地方公共団体に推奨するのではなく、まず国でオープンデータを作成、公開すべきである。また、国で作成できるデータセットについて、地方公共団体が作成する場合は二次加工や推奨データセットとは異なるケースのみを限定するなどルールづくりを行い、市町村のサイトで国が作成した一部のみが掲載されるなどといった重複掲載が無いようにしてほしい。	オープンデータについては、国や自治体が保有する公共データが、国民や企業が利用しやすい形で公開されることが求められる。利用者の観点から考えると、オープンデータは地方公共団体ごとにバラバラに掲載するのはではなく、できる限り多くの情報を一度に同じサイトから取得できる方が効率的である。 また、国で情報を集約しているデータについて、地方自治体が別途、情報収集して作成するのは、非効率であるとともに、人材が不足している地方自治体にとっては負担が重く、結果、地方自治体の取組が進まない要因のひとつではないかと思われる。 この提案で国がデータセットを作成すれば、データ利用者にとっては効率的なデータ収集による時間コスト削減が実現できる。また、地方自治体にとっても不要なデータ作成に係るコスト削減が実現でき、他のオープンデータ作成など別の業務に時間を割くことが可能となる。 さらに、重複するデータセットを作成しないなどのルール作りをすることで、利用者にとっては、同じデータを取得する可能性や最新データの確認に係る作業コスト、自治体においても二次加工等が不要な作成しないため、無駄なデータ作成コストを削減できる。	個人	デジタル庁 厚生労働省	【オープンデータの取組について】 現在、国と地方公共団体のオープンデータはそれぞれで公開を推進している状況です。他方、データによっては、国での公開を参照することで各自自治体のオープンデータ公開している場合もあります。(国土地理院の指定緊急避難場所情報等) 2021年10月現在オープンデータに取組む地方公共団体は全体の約7割、人口カバー率では9割となっています。(政府CIOポータル掲載) 【AED設置箇所一覧について】 AEDの設置場所の情報については、厚生労働省として情報の集約を行っておりません。 【医療機関一覧について】 病院等の情報については、現在は都道府県が集約を行っており、厚生労働省として情報の集約を行っておりません。 厚生労働省としては、令和6年度を前に全国的に集約・公表を行えるよう新システムの構築を行い、現在の運用から移行する予定であり、ご指摘のデータセットの作成・公表についても国が運用する新システムにおいて一元的な対応がなされるよう検討してまいります。	なし	検討を予定	地方公共団体のオープンデータについては、地方公共団体での把握に留まるものや、条例上、公開範囲を決定するもの等があります。そのような地方公共団体で制限を受けるデータは引き続き地方公共団体での公開が必要ですが、国としての対応についても今後対応を検討してまいります。	
119	令和3年12月3日	令和4年1月13日	省エネ法定期報告の電子申請について	省エネ法に基づく定期報告が義務付けられている事業者は毎年報告義務があるが、複数の異なる業種を営んでいる事業者は報告先が多岐にわたり、その判断を事業者へ判断させている。また利用を促進している電子申請システムには制限が多く紙ベース報告での報告と同等の手間を要している。	電子申請の場合、定期報告書に記載させている業種ごとに自動的に報告先を判断する仕組みを導入することで報告する事業者、経済産業局担当者の負担を軽減でき、より手軽に報告できる環境を構築することで定期報告の作成や修正に浪費していた人役をカットでき、さらにはエネルギー消費の低減にも繋がると考えられる。 電子申請システムでは1回の送信で1種類の書類しか提出できず、定期報告書と中長期計画等の複数の書類を提出する場合は何度も同じような操作が必要であり、先述の余計の人役とエネルギーを浪費することに繋がっている。土休日でも事業を営んでいる業種では土休日休止、平日も時間制限のある電子申請を使いづらく業務平準化の阻害となっており、それらの業種では電子申請の恩恵が薄く、電子申請促進の足かせになっていると考えられる。	個人	経済産業省 環境省	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)で定める特定事業者等の指定を受けた場合、事業者は毎年度定期報告を提出することになっています。提出先は所管の経済産業局長及び主務大臣(事業所管大臣)としており、当該事業者が「設置しているすべての工場に係る事業の所管省庁に必ず提出していただく」こととされています。 紙で提出をいただく場合は、各省庁の窓口あてに、それぞれ郵送等で送付いただいています。 電子で提出いただく場合は、e-Govと省エネ法・温対法電子報告システムの2つの方法があります。いずれのシステムも、定期報告書や中長期計画書など、異なる書類を提出いただく際には、それぞれ個別にシステムに提出いただく必要があります。システムの稼働時間は、e-Govの場合、メンテナンスを除き24時間、省エネ法・温対法電子報告システムの場合、平日7:00～23:00としております。	エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第15条第1項、第16条第1項、第26条第1項、第27条第1項、第37条第1項、第38条第1項	検討を予定	現在、「省エネ法・温対法電子報告システム」に代わる新しい電子報告システム「EEGS(イーズ):Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System」の開発を進めています。EEGSは、令和4年5月より稼働を予定しています。EEGSにより、定期報告書の作成と提出を一貫してシステム上で行うことができるようになるため、これまでのように1回の送信で1つのファイルを送信するといったことを行っていた必要がなくなります。また、EEGSでは、一度に複数の事業所管省庁を提出先として選択可能となります。その上で、ご提案いただいた定期報告書の提出先を自動的に判断する機能については、事業者が法律上の義務に沿った報告を行う上でシステム上利用可能な技術があるかという観点も踏まえながら、今後検討してまいります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
120	令和3年12月3日	令和4年1月13日	日本年金機構の年金振込通知書の電子化	日本年金機構の年金振込通知書の電子化。郵送での提供は、政府の手続き等をIT化してワンストップで国民に提供することに反しているため。	(1) 郵送での提供は、政府の手続き等をIT化してワンストップで国民に提供することに反しているため。 (2) 郵送での提供は、紙資源と輸送コストを浪費します。 (3) 郵送での提供は、事務処理ミスで誤った通知書を郵送した場合の訂正が迅速にできず、紙資源と輸送コストを浪費します。	個人	厚生労働省	年金振込通知書につきましては、現状、紙により送付しています。	なし	検討を予定	2022年(令和4年)10月以降に送付する社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、2023年(令和5年)1月以降に送付する公的年金等の源泉徴収票から、マイナポータル連携により電子化を実現する予定です。 今後、電子的に送付する通知等の拡大において、年金振込通知書の電子化も検討してまいります。	
121	令和3年12月3日	令和4年1月13日	入力可能な書式開示に国税庁 事前確定届出給与	入力可能なPDF、Wordなどに置き換えて欲しい。役員の賞与は事前届出により経費算入可能となっている。必要提出書類が「事前確定届出給与に関する届出書」である。現状このPDFには入力できない。またPDF変換ソフトでも管理者パスワードが要求され、変換ができない。手書きで毎年同じような手書き作業がとて無駄で、日本全国で数千時間の効率化できる案件である。デジタル庁コマイ氏、国税庁 イノセ相談官、国税庁相談窓口に2021/10/7相談。2020年にも日本橋税務署に申し入れも改善されていないもの。	入力可能なPDF、Wordなどに置き換えて欲しい。役員の賞与は事前届出により経費算入可能となっている。必要提出書類が「事前確定届出給与に関する届出書」である。現状このPDFには入力できない。またPDF変換ソフトでも管理者パスワードが要求され、変換ができない。手書きで毎年同じような手書き作業がとて無駄で、日本全国で数千時間の効率化できる案件である。デジタル庁コマイ氏、国税庁 イノセ相談官、国税庁相談窓口に2021/10/7相談。2020年にも日本橋税務署に申し入れも改善されていないもの。	個人	財務省	国税庁ホームページに掲載している法人税関係の届出書等のPDFファイルについては、e-Taxにおいてイメージデータ(PDF形式)による提出が可能となっているものについて、入力可能なPDFファイルに掲載しており、法令上「事前確定届出給与に関する届出書」については、e-Taxを利用したイメージデータ(PDF形式)による提出の対象となっておりません。	なし	その他	国税庁においては、経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続においても、ICTの活用を推進し、利便性の高い納税環境を整備するとともに、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減を図ることが重要であるという観点から、法人税関係の届出・申請等手続について、e-Taxを利用したオンラインによる手続を推進しております。 なお、「事前確定届出給与に関する届出書」については、e-Taxを利用したイメージデータ(PDF形式)による提出の対象となっていないことから、国税庁ホームページに入力可能なPDFファイルに掲載する予定はありませんが、e-Taxソフトを使用するとデータを入力して提出することが可能となっております。	
122	令和3年12月3日	令和4年1月13日	E-goveシステムの向上	関係各所は、法令改正のパブリックコメントにおいて、デジタル化対応のため、E-Goveシステムを使用して意見提出を求めている。しかし、当該システムの使用は難しい。例えば、意見提出の際の文字数制限や法令・ガイドライン・指針で使用されている環境依存文字が使用不可等である。省庁関係者によれば、E-goveで提出された意見も、デジタルにはなるものの、一つ一つコピペが必要となるものとなっており、意見受領側にとっても利便性が良いものとは言えないと聞く。こうしたE-goveの不便を解消するとともに、提出側・受領側にとって、より利便性のあるシステムとしてほしい。	E-goveで意見提出する際、提出側では、6千文字以上の大部の意見となった場合、複数回に分けた意見提出をする必要がある。また、法令・ガイドライン・指針で使用されている環境依存文字が使用不可であるため、そのまま法令等の文字を使用した場合エラーが発生するもの、どの箇所がエラーなのかも判明しないため、使用不可の環境依存文字を参照のうえ、提出者自身が当該文字を発見して修正する必要がある。期限が切られている中、提出前にこうした作業も見越した時間の確保が必要となり、提出側としてはかなりのストレスとなる。こうした不便は解消いただきたい。あるいは、国際機関である「パーソナル銀行監督委員会のシステムでは、添付ファイルでの意見提出も許可されたシステムとしていたが、こうした添付ファイルでの意見提出も許可されたシステムとしていただきたい。また、省庁関係者によれば、提出された意見も、エクセルの表形式に容易にコピペができるものではなく、デジタル化された文字の羅列を、エクセル等に一つ一つコピペをする必要があり、意見受領側にとっても利便性が良いものとは言えないと聞く。これは、E-goveが様々な市中協議に対応するために統一フォーマットで対応する必要があるため、項目等を設定できないことから、文章を羅列する形式となっているためであると認識している。いずれにせよ、単に、文字をデジタル化するだけのシステムとなっており、提出サイド、受領サイドにとって、全く使い勝手が良いものとなっていないことから、改善を求めたい。現状では、直接担当者に、きれいに取りまとめたエクセルファイルの意見書を提出した方が、双方にとって効率的となっていると認識。	個人	デジタル庁	e-Govを利用したパブリックコメントの意見提出における文字数の上限は、パブリックコメントを行う行政機関が最大6000文字以内の制限文字数を設定できることとしています。また、意見提出においては、JIS第2水準漢字までの文字が入力可能となっております。(入力可能な文字や、取り扱うことのできない機種依存文字の詳細については、 <a href="https://shinsei-e-gov.go.jp/contents/help/notes/letters.html">https://shinsei-e-gov.go.jp/contents/help/notes/letters.html</a> をご参照ください。) なお、パブリックコメントを行った行政機関は、提出された意見をOSVファイルとしてもダウンロード可能になっています。	なし	検討を予定(一部事実誤認)	利用者様のご意見を受け、次のシステム更改等の機会において、政府共通ネットワークや各省庁との連携に必要な条件を踏まえつつ、より利便性の高いシステムにするよう検討してまいります。 また、制度の現状欄に記載の通り、パブリックコメントを行った行政機関は、提出された意見をOSVファイルとしてもダウンロード可能になっています。	
123	令和3年12月3日	令和4年1月13日	行政文書管理の中央管理及び紙媒体の削減	文書の作成及び配布を一元的に中央のサーバー等に管理させ、行政文書としての登録作業と文書作成の業務を一括し、配布の際には対象の部署に閲覧許可を配布元が設定し閲覧可能とする態勢に移行する。	この方法で現在職場にある文書を除き職場における紙媒体の事務手続きの省略及び開示請求に係る検索の労力削減が期待できます。また秘匿性の高い文書においてもいつ誰が何を閲覧したかを明確にすることができ、不正な複製、持ち出しの防止にもなります。そのため、秘密の保全にも一定の効果も期待できます。	個人	内閣府 デジタル庁 総務省	対応の概要欄に記載のとおりです。	公文書等の管理に関する法律	検討を予定	御提案については、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」(平成31年3月25日内閣総理大臣決定)及び「デジタル時代の公文書管理について」(令和3年7月公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ報告)を踏まえ、制度面・システム面の両面で検討してまいります。	
124	令和4年1月11日	令和4年2月2日	ハザードマップの統一基準の策定、名称・規格の一本化等	(1)ハザードマップに関する地図の著作権の許諾を不要とし、地図業者の価格表による文化庁の認可価格が、自治体からの申し出による文化庁の裁定価格によって、許諾無く利用できるようにすべきである。 (2)全国のハザードマップについて、縮尺、名称、編集方法(記号や色、区画の指定名称等)の統一基準を設けるべきである。 (3)全国のハザードマップを一括して表示するホームページを設けるべきである。できれば、過去の指定状況の推移も表示できるようにすることが望ましい。	各地方自治体で、ハザードマップや宅地造成規制マップが作成されている。しかし、地図の著作権の関係で、ホームページでそのまま開示できず、やむを得ず解像度を落として掲載する場合や、地域全体の概要図のみを掲載しているケースのほか、開発が進んでいない地域では30年以上前に作成した航空図面をいつまでも使っているケースが散見される。結果、多くの自治体では、詳細図を知りたい場合、窓口まで来ようとして案内され、自宅や職場では簡単に分からない状況となっている。そのため、法令で地方自治体で作成する図面の内、安全に関するもので、公益上インターネットで広く開示されることが望ましいハザードマップ等については、地図の著作権に関して許諾を要さないものとするべきである。なお、地図業者が文化庁に価格表の認可申請をするか、市町村から文化庁により料金の裁定を求めるかの方法で、地図業者に料金が支払われる仕組みが望ましい。 あわせて、ハザードマップの縮尺や、名称、編集方法が統一されていないため、自治体ごとに独自の図面が作られている。そうすると、水害防止法に基づく図面かどうかなど、利用者は一見して分からない上に、過去にさかのぼって全国のハザードマップの状況をまとめることも困難になる。そのため、ハザードマップの縮尺や名称、編集方法(記号や色、区画の指定名称等)については、全国統一の基準を設け、できれば一括した全国ハザードマップのホームページを開設するべきである。	個人	文部科学省 国土交通省 内閣府	(1)(2)(3)ハザードマップ等に関しては、水防法や宅地造成等規制法等において、都道府県や市町村が作成することとしています。なお、地域によって災害リスクの種類や程度は異なるものの、例えば国土交通省では、「水害ハザードマップ作成の手引き」等を公表し、市町村がハザードマップを作成するうえでの指針を示しているところです。また、地図の著作物については、著作権者等の権利保護の観点から、その利用に著作権者等の許諾が必要になっています。その利用に係る内容については、当事者間の契約に委ねられています。	(1)(2)水防法第14条第1項、第14条の2第1項及び第2項、第14条の3第1項、第15条第3項、水防法施行規則第11条第1項及び第2項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条、宅地造成等規制法第3条、宅地造成等規制法施行規則第2条、地震防災対策特別措置法第14条、活動火山対策特別措置法第7条	(1)(2)現行制度下で対応可能 (3)検討を予定	(1)ハザードマップの作成・更新に対する市町村の財政的・技術的負担を軽減することを目的として、無償で提供されている地理院地図等を基図とし、また、簡易に作成できるよう「ハザードマップ作成支援ツール」を無償で公開し、ハザードマップを作成する多くの市町村でこのツールが活用されているところです。 また、宅地造成工事規制区域の公示に係る都道府県等の公報の掲載媒体は都道府県等の判断に委ねられています。 なお、地図利用における価格設定については、従前よりの商習慣の中で適切に決定されているものと承知しております。 (2)(3)ハザードマップは、住民のみならず地域を訪れる通勤・通学者、旅行者等にも見やすいものとする必要があり、ハザードマップを作成する際に一定のルールを共通化するため、「水害ハザードマップ作成の手引き」等を公開しております。一方で、地域によって災害リスクの種類や程度が異なることから、地域ごとの特性の分析等を踏まえて、表示方法を個別に検討することとしております。ご意見も踏まえ、引き続き、国民の皆様にとってわかりやすい情報提供のあり方について検討してまいります。	
125	令和4年1月11日	令和4年2月2日	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金関係書類のオンライン提出を可能にする	機構から貸与された奨学金の返還(返済)が困難となったとき、返還猶予額や減額返還額を提出しなくてはならない。これらの書類はオンラインシステムで作成可能なものの、最終的に印刷したものを郵送で提出しなくてはならず紙ベースでの事務処理フローが継続している。マイナンバーカードもコピーしたものを専用書式(紙)に貼り付けて提出しなければならず、手間となっている。マイナポータルを活用し、そこでやり取りができるようになれば機構の事務処理期間の短縮につながるのではないかと。	機構は奨学金関係の書類作成支援のため「スカラネット」というシステムを導入している。 <a href="https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do">https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do</a> しかし書類の作成し行えず、作成したものを紙で送るしかない。 <a href="https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/henkan_konnan/ippan/1190624_2724.html">https://www.jasso.go.jp/faq/shogakukin/henkan_konnan/ippan/1190624_2724.html</a> またマイナンバーについても専用の書式に自筆で署名したものを提出しなくてはならない(さらに簡易書留での送付が必要)。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shos_hiki/_icsFiles/afieldfile/2021/08/30/mn_teisyutsusyo.pdf">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/tetsuzuki/shos_hiki/_icsFiles/afieldfile/2021/08/30/mn_teisyutsusyo.pdf</a> いまだ紙ベースでの行政事務処理に固執しているのはデジタルガバメント計画に反しているのではないかと思われるので、見直すべきではないかと。	個人	文部科学省 デジタル庁	日本学生支援機構では、奨学生本人の奨学金情報の確認ができるスカラネット・パーソナル(ウェブシステム)を通じて、転居、改姓、勤務先変更等のオンラインによる届出が可能となっております。 なお、マイナンバーの提出については、番号利用法等において本人確認を厳格に行うことが定められている中、日本学生支援機構では、なりすましを防止する目的から自筆署名、簡易書留での送付をお願いしています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第16条	検討に着手	令和4年度以降、順次、減額返還および返還期限猶予額の提出がオンラインでも可能となるよう日本学生支援機構で準備を進めています。 また、マイナンバーのオンラインによる提出についても、日本学生支援機構内において検討に着手しているところです。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
126	令和4年1月11日	令和4年2月2日	大学への調査事項の一本化	大学には、文科省の様々な部署から調査が参りますが、毎回同じようなことを何度も質問されます。例えばコロナ下における特別な学生支援の取り組みはあるか、など。一度回答しているのだから、その回答を参照していただけないでしょうか？	提案 調査についての回答を各省庁内外で共有、データベース化 効果 大学職員の人員費の削減	個人	文部科学省	大学向けに調査を行う場合は、事前に調査項目の重複について精査を行っております。一方で、調査ごとに実施時期、調査対象、調査事項の定義等が異なりますので、類似の調査事項であっても当該事項を完全に排除することは困難な場合もあります。	なし	現行制度下で対応可能	大学向けに調査を行う場合は、調査前に調査項目の重複について精査をするなど、過度な負担とならないようにいたします。	
127	令和4年1月11日	令和4年2月2日	海上保安部への許可申請の電子化	「海上保安部への工事や作業の許可申請の電子化」の提案。	海上保安部では、工事・作業申請を郵送で受け付けると対応している。理由は押印が必要のため。行政の諸手続きが押印廃止、電子化された現在にもかかわらず、旧態依然とした対応は改善が必要。申請者、許可者の両者の生産性を向上するため押印廃止、電子申請を提案する。	個人	国土交通省	工事・作業の許可申請を含め、港則法に基づく書面による申請手続きの全てについて、令和2年度から押印は不要としており、メールによる電子申請も可能となっています。なお、当庁ホームページに掲載している申請書フォーマットにおいても、押印を必要としていません。	港則法	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
128	令和4年1月11日	令和4年2月28日	「伝統的工芸品産業振興補助金」を廃止して「伝統的工芸品産業支援補助金」に一本化	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定を受けた伝統的工芸品産地組合が使える補助金として、経済産業省から（一財）伝統的工芸品産業協会を経由して交付される「振興補助金」と経済産業省（経済産業局）から直接交付される「支援補助金」があります。これを産地組合の事務利便性を向上、間接コストを削減する観点から、経済産業省（経済産業局）から直接交付される「支援補助金」に一本化していただけないでしょうか。	両補助金は対象分野、趣旨の重なりも多く、一本化した方が、国・産地組合の双方のコストが低下します。また、その上でなぜ「支援補助金」に一本化した方が良いかという点、経済産業局の方がペーパーレスの理解があり、また各種説明もロジカルでわかりやすいからです。各種資料の提出含めメールでやりとりするのが普通なのでとても楽です。また、企業経営に関する知識がある人が多いので、補助金外でのアドバイスも理にかなったものが多く有益です。例えば、知財関係の助言、デザイン思考による商品開発の助言等。一方、協会が事務局となっている「振興補助金」は、応募用紙や各種報告書類の様式が紙で届く（手書き前提）、やりとりが郵送・FAX・電話を前提に非効率です。また、これは経済産業省が決めたルールなのか、協会が勝手に決めたルールなのかわかりませんが、協会に寄付をしない組合は補助金を使わせないと断ってきます。他、伝統的工芸品の指定を受けた場合は、協会に入会金と年会費を支払わないといけない、入会しない場合も補助金を使わせないと断られたこと（手書き前提）、やりとりが郵送・FAX・電話を前提に非効率です。また、これは経済産業省が決めたルールなのか、協会が勝手に決めたルールなのかわかりませんが、協会に寄付をしない組合は補助金を使わせないと断ってきます。他、伝統的工芸品の指定を受けた場合は、協会に入会金と年会費を支払わないといけない、入会しない場合も補助金を使わせないと断られたこと（手書き前提）、やりとりが郵送・FAX・電話を前提に非効率です。また、これは経済産業省が決めたルールなのか、協会が勝手に決めたルールなのかわかりませんが、協会に寄付をしない組合は補助金を使わせないと断ってきます。以上の実情から、経済産業局が直接交付する「支援補助金」に一本化頂いたほうが諸々の事務コストが減ります。また、「振興補助金」の一部は協会の事務費に当てられていると聞きます。一本化して協会が補助金交付事務を行わないようになれば事務費も圧縮できるのではないのでしょうか。	個人	経済産業省	【伝統的工芸品産業支援補助金】 伝統的工芸品の産地組合や事業者が、国の認定を受けた各種計画に基づき実施する、後継者育成、原材料確保、新商品開発などの事業に対する補助金です（各経済産業局が執行）。 伝産法第16条により、国及び地方公共団体は、各種計画（※伝産法第4～14条）に基づく事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる旨規定されています。 ※第4～6条（振興計画）、第7～8条（共同振興計画）、第9～10条（活性化計画）、第11～12条（連携活性化計画）、第13～14条（支援計画） 【伝統的工芸品産業振興補助金】 （一財）伝統的工芸品産業振興協会（伝産協会）が実施する、伝統工芸士の認定、産地横断的な展示販売会や海外マーケティングリサーチなどの事業に対する補助金です。 伝産法第26条により、国及び地方公共団体は、同法第24条（※）に定められた伝産協会の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる旨規定されています。 ※第24条（協会の業務） 1 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。 2 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。 3 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。 4 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。 5 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。 6 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。 7 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。 8 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。 9 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。 10 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）	対応不可	伝統的工芸品産業支援補助金は、伝産法第16条に基づき、認定された計画に基づく事業を実施する産地等（認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施する特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等、認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者又は認定支援計画に基づく事業を実施する者）に対し、当該事業を実施するために必要な経費の一部を補助する個別の補助金です。一方、伝統的工芸品産業振興補助金は、大規模展示会の開催など、同法第24条に掲げる産地横断的な様々な事業を（一財）伝統的工芸品産業振興協会（伝産協会）が実施するために、同法第26条に基づき国から交付されている補助金であり、そもそも性格が異なる両補助金を統合することは困難です。 伝産協会が実施する事業の中には、産地等から公募して専門人材派遣等の支援を行う事業もありますが、これは計画認定の如何を問わず、広く産地等の底上げを図るための伝産協会による事業であり、産地等が自ら行う事業の経費を補助する国からの補助金とは性格が異なるものですが、伝統的工芸品全体の発展のため、引き続き国と伝産協会との連携を確保してまいります。なお、伝産協会による公募にあたっては、現在は、メールを主体とした申請とし、また、同協会への寄付や会費支払いを要件としていないと承知していますが、利便性の向上、制度の公正な運用及び質の高い相談体制を確保するよう、引き続き伝産協会に対し、指導してまいります。	
129	令和4年1月11日	令和4年2月2日	公的給付の請求手続きにおける役所職員の代筆解禁（合理的配慮に基づくものに限り）	役所における障害者への配慮の一つに書類への代筆がある。しかし給付を伴う手続き書類については代筆を一切断っており、時間をかけてもいから自筆で記入するよう求められている。自筆困難とこちら側が訴えても、組織のルールだからと一点張り。障害を理由とした合理的配慮に関しては柔軟に対応できるようにしてほしい。	私は難病患者で手足の筋力が衰えており、身体障害者手帳を取得している（杖などの補装具は使っていないが自筆困難）。年金事務所へ障害年金の請求書を出したところ、冊子状の請求書の全ページへの自筆記入を求められた。また追加の書類提出を求められ、それらに対して自筆記入が必須であった。署名だけでもいいと言われたが、記名する欄が縦1センチ以下で、小さい文字を書けない私には苦痛でしかなかった。ハローワークでの失業給付の認定手続きでも、自筆必須で職員による代筆は一切認められなかった。これ以外にも税務署や銀行で国庫金の還付手続きをする際に代筆を断られた。いずれの場合も銀行振り込みを伴うものだったため、資金洗浄等の金融犯罪抑止のために必要な措置なのかもしれないが、障害者にとっては結果として無配慮だったことに憤りを覚える。現在オンライン手続きが可能となるよう調整していることは承知しているが、障害者や高齢者と違ったオンライン弱者は確実にいるため、紙書類への記入についてルールを設けてもらいたい。※障害者が代筆を断られた事例は行政相談でも取り上げられている。この手のトラブルは全国の行政機関で日常的に発生していると思われるので全国一律の対策が必要と考える。 <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000687397.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000687397.pdf</a>	個人	厚生労働省 金融庁 財務省 内閣府	【厚生労働省】 （障害年金請求書について） 障害年金請求書は、原則としてご本人又は委任を受けた代理人に記入いただいておりますが、ご本人が病気、けが等により書類を作成できない場合であって、代筆の依頼があった場合は、年金事務所職員が、ご本人及び当該職員以外の者の立会の下、代筆することができる取扱としております。 （失業認定申告書について） 失業認定申告書には氏名記載欄がありますが、自筆による署名は必須ではなく、氏名の記載で足り、代筆でも差し支えありません。 【金融庁】 自筆困難者からの預金取引の申し込みにあたっては、「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-6-4-2(2)①等において、複数の銀行職員の確認の上で、銀行職員の代筆を可能とする旨の社内規則を整備して対応することを定めています。また、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」において、障害者等への合理的配慮の具体例として、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本人の意思確認を適切に実施した上で、代筆対応する旨記載しています。 【財務省】 国税庁においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の規定に基づき、「国税庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成27年国税庁令第22号）」を制定しています。同対応要領において合理的配慮の提供について定めており、合理的な配慮の具体例として、「事務手続きの際に、障害者から申出があった際には、職員等が必要書類の代筆を行うこと。」を例示しています。	【厚生労働省】 （障害年金請求書について）国民年金法施行規則第31条、厚生年金保険法施行規則第44条 （失業認定申告書について） 雇用保険法第15条第3項、雇用保険法施行規則第22条第1項、雇用保険法施行規則様式第14号（第22条関係） 【厚生労働省】 （障害年金請求書について）対応 （失業認定申告書について）対応 【金融庁】 「中小・地域金融向けの総合的な監督指針」 【財務省】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項	【厚生労働省】 （障害年金請求書について） 制度の現状欄に記載のとおりです。 （失業認定申告書について） 制度の現状欄に記載のとおりです。 【金融庁】 現行の制度下で対応可能であるもの、引き続き、周知徹底を図ってまいります。 【財務省】 制度の現状欄に記載のとおり、障害者から申出があった際には、職員等が必要書類の代筆を行うことが可能です。		
130	令和4年1月11日	令和4年2月2日	国立病院機構 雇入時健康診断の費用負担について	雇入時の健康診断について自費による受診の強要が横行している。また検診項目も法令で定める内容を超えており、それがために高額な費用を被採用者が自己負担せざるを得なくなっている。当該検診は雇用する側の義務であり、安衛法66条と同質のものであるとするならば、当然その費用は雇用する側が負担すべきものだと考える。安衛則43条では但書により検診結果を提出させることも良い旨規定されているが、これは既に検診結果を所持している者にまで新たに受診させることを要しないことを規定した例外規定であって、新たに受診せざるを得ない者に対してその費用を自己負担させても良いとの主旨ではないと考えるのが一般的ではないかと思われる。よって専ら雇入時にその結果を提出することを目的とした検診の費用を自己負担させている現状は、同機構の職員が国家公務員に準ずる身分であることを考慮したとしても著しく不適切な状態にあると思われるので改善願いたい。	雇入時の健康診断について自費による受診の強要が横行している。また検診項目も法令で定める内容を超えており、それがために高額な費用を被採用者が自己負担せざるを得なくなっている。当該検診は雇用する側の義務であり、安衛法66条と同質のものであるとするならば、当然その費用は雇用する側が負担すべきものだと考える。安衛則43条では但書により検診結果を提出させることも良い旨規定されているが、これは既に検診結果を所持している者にまで新たに受診させることを要しないことを規定した例外規定であって、新たに受診せざるを得ない者に対してその費用を自己負担させても良いとの主旨ではないと考えるのが一般的ではないかと思われる。よって専ら雇入時にその結果を提出することを目的とした検診の費用を自己負担させている現状は、同機構の職員が国家公務員に準ずる身分であることを考慮したとしても著しく不適切な状態にあると思われるので改善願いたい。	個人	厚生労働省	労働安全衛生法第66条第1項及び労働安全衛生規則第44条の規定に基づき、事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、健康診断を実施する義務があります。ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りではありません。また、昭和47年9月18日付け基発第602号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」において、同法で事業者に義務付けられている健康診断の費用については、同法により、事業者は健康診断の実施の義務を課している以上、当然に事業者が負担すべきものとしております。	労働安全衛生法 労働安全衛生規則	現行制度下で対応可能	引き続き、労働安全衛生法第66条の規定により実施される健康診断の適切な費用負担の在り方について周知に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
131	令和4年1月11日	令和4年2月2日	小型船舶免許の登録事項(操縦免許証)訂正申請書のPDF配布化に係わる提案	標記に関して、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)第73条に定める様式である同施行規則第21号様式のPDF様式による配布を行い、もって同様式の入手を簡便ならしめる。	【現状】 同様式は定められた用紙を使用するよう定められており、その配布は各運輸局のみで行われているため、申請を行うためには各運輸局へ赴く必要があり、特に地方に所在する者にとり、時間的、経済的負担となっている。 【利益】 コストの削減、許認可等取得期間の短縮、申請の適正化	個人	国土交通省	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則に規定する第21号様式は、各運輸局の窓口で配布している他、令和3年12月より国土交通省のHPからダウンロードが可能となりました。 <https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk10_000043.html>	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
132	令和4年1月11日	令和4年2月2日	関東運輸局開庁時間の表示の簡便化に係わる提案	関東運輸局の開庁時間について、各窓口ごとに当該機関ホームページのトップページにて明示する。	【現状】 関東運輸局の開庁時間はホームページ最下部においてPDFファイルを用いて当該庁舎の開庁時間のみが記されており、各窓口の開庁時間は当該PDFファイルには記されていない。 各窓口の開庁時間を来庁者が知るためには個別に各窓口へ問い合わせる必要があり、一般的な行政機関の案内と比べて明らかに情報が少なく、来庁者の利便性を阻害している。 【利益】 来庁者の利便性の向上、個別問い合わせの減少による対象機関の業務効率化	個人	国土交通省	関東運輸局における各窓口の開庁時間等については、関東運輸局のホームページ「関東運輸局の組織・連絡先・業務の概要」として掲載しているところですが、窓口によっては、体制に変動が生じる場合等もあるため、「※窓口業務を行っている部門」においては別途受付時間を定めている場合がございますので来局される前に該当部門へご確認ください。」と案内しているところ。	なし	検討に着手	頂いた御意見を踏まえて、令和3年度末を目的として、各窓口の受付時間をホームページでご案内できるよう、窓口業務を開設している組織と調整を進めて参ります。	
133	令和4年1月11日	令和4年2月28日	医療・介護施設等の毎年報告書類の簡素化について	既に提出しているレセプトやデータ提出加算の報告内容を活用して、報告書類の簡素化を図る。	医療・介護施設は義務化されている報告書類(病院なら病床機能報告など)だけでなく厚生労働省等からのアンケート等で報酬データに関する報告する機会が年中ある。書類同士で内容が重複するものもあつたり、又、そもそもレセプトやデータ提出加算等を出している項目を再度集計させることも非常に多い。データは国がすでに把握しているはずだから、それを有効活用・横展開して、医療機関・介護施設の実務以外の負担の軽減を図ってほしい。	個人	厚生労働省	医療機関等に対しては、各施設における医療提供体制や、診療報酬改定に係る影響等についての把握・検証等を行うことを目的として、各種調査を実施しています。 また、介護施設・事業所に対する調査においても、各事業所等における経営状況等や、介護報酬改定に係る影響等についての把握・検証等を行うことを目的として、各種調査を実施しています。	なし	対応	医療機関等に対する各種調査においては、これまでも、調査票への記入に係る調査対象者の負担を軽減し調査の回答率を保つ等の観点から、NDB等の各種データの活用により調査を簡素化する等の取組を行っており、今後も引き続き調査対象者の負担軽減に努めてまいります。 また、介護施設・事業所に対する調査においては、これまでも、調査票への記入に係る調査対象者の負担を軽減する等の観点から、介護保険総合データベース等のデータの既存情報を活用しているほか、利便性の高い電子調査票のオンライン回答の促進などの取組等を行っており、今後も引き続き調査対象者の負担軽減に努めてまいります。	
134	令和4年1月11日	令和4年2月28日	自治体外での所得及び非課税情報の入手	扶養手当、児童手当等に必要所得証明書を、居住地以外の自治体でも発行できるようにすることで、市民の利便性を高めるべきである。また、児童手当等支給のために所得が所得制限未満であることを確認するための所得証明は、市民が自ら証明書を取得せずとも、自治体内及び自治体間で申請者の所得情報を照会できるようにし、行政コストを削減すべきである。	扶養手当、児童手当等を申請する際、申請者が自ら所得証明書を取得して申請書に添付する必要がある。しかし、所得証明書等は1月1日時点での自治体でしか取得できないため、転勤等で自治体を超えて転居した世帯は郵送取得による手間が発生する。また、転入前後の両自治体にも紙媒体での証明書の発行や確認の手間が発生している。 特に児童手当については、所得証明書を発行するもの、手当支給事務を行うものも自治体であるにも関わらず、所得情報を自治体内/間で照会する権利がないため、市民と行政の両方に余計な事務が発生している。 これらを改革することにより行政コストを削減し、市民(特に転勤者)の利便性を向上させることができる。	個人	総務省 内閣府	児童手当を含む社会保障分野等の手続のうち、番号法の別表第2に規定されたものについては、すでに個人番号を利用した情報提供ネットワークシステムを通じて市町村間で所得等の地方税関係情報を照会する仕組みが整備されています。 これにより、従来、申請者に提出を求めていた添付書類の省略が可能となっています。	地方税法 番号法	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
135	令和4年1月11日	令和4年2月28日	投票所用ツールとしてのタブレットPCの活用	日本の選挙権者には筆記が困難な高齢者や障害者、日本語の読み書きが困難な外国出身者が多くいる。しかし選挙の投票用紙は自筆で候補者名を記入しなくてはならない。そこで各選挙区に対しタブレットPCを配布し、そこに内蔵された専用アプリを使い投票を画面のタッチだけでできるようにする。またアプリであれば多言語及び平仮名などの表示、視覚障害のための音声ガイドを搭載可能。タブレット投票については自治体の実情が異なるので期日前投票所もしくは投票日当日にそれぞれ専用の投票所を設けるかを選択制として、丁寧な投票案内をできる体制を整えるよう国から各都道府県選管に指示する。	一般の投票所にも配置が進めば、投票所の滞留時間の短縮が見込めるため密対策としても有効だ。また、開票が短時間で終わるため開票に携わる自治体職員の負担軽減にもつながる。	個人	総務省	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)により、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票については、地方公共団体の条例で定めるところにより、電磁的記録式投票機による投票(電子投票)を採用できるとされています。 また、令和2年3月に、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるよう電子投票システムの技術的条件的見直しを行ったところであり、地方公共団体に対する必要な情報の提供に取り組んでいるところです。	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、制度の現状欄に記載した以外の選挙における投票制度の見直しについては、これまでの国会における議論等も踏まえ、各党各会派で御議論いただく事柄であると考えております。	
136	令和4年2月3日	令和4年2月28日	科学技術研究費の体制整備等自己評価チェックリストについて「神Excel」を廃止してください	当該チェックリストについてはExcelファイルで様式が定められていますが、いわゆる「神Excel」で従来より入力しづらかつた上、マクロ機能でコピー&ペーストが無効化されているため、入力作業にかなりの時間と労力を要するものとなっています。 科学技術費補助金を受け取る各研究機関は毎年度提出を求められており、現在の様式では各機関に過度の負担を強いている状況です。文部科学省が近年の研究費不正使用事件に過度のアレルギー反応を起こしていることは明らかで、当該チェックリストの作成に費やす労力のために研究活動も止まり科学技術の発展を阻害しています。チェックリストの中身も120問を超える長大な内容であること自体回答者の負担が非常に大きく問題だと思いますが、よしんば不正防止のため内容を改められないとしても、様式を改めることは可能はずです。	文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室が所管している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づく令和3年度「体制整備等自己評価チェックリスト」について、様式ファイルが入力しにくい上、Excelのマクロ機能でコピー&ペーストが無効化されているため、画一的で入力しやすい様式に改めてください。	個人	文部科学省	体制整備等自己評価チェックリストについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」第7節「文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備に不備がある期間に対する措置の在り方」の2(1)実態把握のためのモニタリングに基づき提出を求めています。	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)	検討を予定	体制整備等自己評価チェックリストの様式については、いただいたご意見を踏まつつ令和4年度より様式の仕様変更を検討したいと考えております。	
137	令和4年2月3日	令和4年3月25日	不動産登記における胎児が相続する場合の記載例の見直し	明治31年の通達では胎児が相続する場合の記載例を「亡甲某妻乙某胎児」とし、これは現在の記録例にも引き継がれている。 1.胎児の母が妻以外であった場合、上記記載例の「妻」の部分はどうのように記録するのか 2.妻以外が母であれば「妻」の記録はされないため、必然的に非嫡出子であることが登記簿上明らかにされるが、これはプライバシーの侵害ではないかしたがって、上記記載例は改めるべきである。	東京地裁平成3年5月23日住民票記載処分取消請求、損害賠償請求事件は、嫡出子と非嫡出子との住民票の記載が異なることを理由とした訴えである。この事件は、結論としては原告の訴えを退けたものの、「確かに、原告Aの本人尋問の結果等にもあるとおり、社会において、就職や結婚等の機会に、非嫡出子に対するいじめのない差別的扱いが行われる例があることは否定できないところであり、また、戸籍簿に比べて第三者による閲覧等が比較的容易に認められている住民票の場合には、その子の世帯主との続柄に関する記載が第三者の目に触れることとなる可能性も相対的に高くなるものと考えられるところである。」と指摘し、その後の制度改正によって住民票の記載が「子」に統一されている。 また、平成25年9月4日最高裁決定では嫡出子と非嫡出子との相続分の差異を遺言と判断し、民法が改正されている。すなわち、嫡出子と非嫡出子との区別を公示する理由は失われたはずである。仮に遺言により相続分が異なるとしても、妻の胎児が双子である場合に胎児を区別するのと同じ方法で、たとえば(甲)(乙)などと記載することで母の違いを区別できる。 したがって、胎児の母の氏名を公示する必要はない。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	現状、胎児を相続人とする所有権の移転の登記において、その登記名義人となる胎児は、「亡何某妻何某胎児」として登記されます(明治31年10月19日付民刑第1406号民刑局長回答・昭和29年6月15日付民事甲第1188号民事局長回答・平成28年6月8日付け法務省民第386号民事局長通達)。	不動産登記法 不動産登記令 不動産登記規則	検討に着手	指摘のような問題点があることを前提に、現在、検討中であり、令和5年度当初からの取扱いの変更を目的に、必要な通達を発出することを予定しています。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
138	令和4年2月3日	令和4年3月25日	法務局において登記六法の購入をやめる	法務省は毎年桂林書院が発行する登記小六法を指定して入札を行っている。しかし、法令はインターネットで公開されており、毎年多額の経費を投じている登記情報システムの端末を各職員に使用させている現在、公費で六法を購入する必要はない。 また、通達類については、この「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」でもたびたび指摘されているように、法務省がホームページで公表すれば、法務局職員も国民も等しくアクセスできるようになるものである。しかし、法務省は、最重要通達である「不動産登記事務取扱手続準則」や「商業登記等事務取扱手続準則」さえ公表しようとしていない。	この六法は、元民事局長と法務省民事局が編集したものを、どのような関係かは不明だが、会社組織でもない個人が発行しているものである。平成18年度までは版元である個人から随意契約で調達し、翌年度からは書店を経由し、当該登記小六法を指定して入札を行っている。随意契約当時は、その理由を「他社に比して早期の納入が可能であり、また、経費の削減が可能であった」としていたのに、同一商品を書店を経由して入札すれば、納期は遅くなり、経費は書店マージン分だけ高くなる。なんのために入札を行っているのか。また、登記事務にコンピュータを導入した昭和61年の民事行政審議会では「法令・先例検索事務等についてもコンピュータ化を図りたい。」と述べられている。なぜ30年以上経過しても、法令検索が実現しないのか。 そもそも、上記登記小六法は、平成11年版まで法務省民事局が編者となっており、同様の内容を登記情報システムやホームページで再現できないはずがない。 仮に「登記法令研究会」と名を改めた編者が「法務省民事局第三課・第四課職員」のままであれば、毎年国費で法務省職員に印税を払っていることになるのではないのか。 業務の効率化と情報の公開、そして経費節減のためにも、法務局において登記小六法の購入をやめるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、登記小六法は法務局職員において登記の審査等業務に必須であるため、引き続き登記小六法の購入は必要と考えています。 ただし、購入数量については、従前から、必要数を精査し、必要最小限としているところであり、この取組みは今後も継続し、経費節減に努めてまいります。		
139	令和4年2月3日	令和4年3月25日	合併による移転登記における登記原因証明情報の見直し	不動産を所有する法人が吸収合併された場合、所有権や抵当権を移転する場合の登記原因証明情報は「合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書」とされているが、合併により閉鎖された会社の商号・本店は、別の会社を設立したり、商号変更と本店移転をすることにより、再利用することが出来る。したがって、吸収合併された会社と同一商号同一本店の会社を登記し、その会社を別の会社に吸収合併することによって、「合併の記載がある吸収合併存続会社の登記事項証明書」上では不動産登記簿上の登記名義人と同一の商号本店の会社を作り、全く別の吸収合併存続会社への移転登記が可能になっている。この通達を改めるべきである。	現在の通達では存続会社の登記事項証明書のみを要求しているため、被合併会社と同一の商号本店の会社が別会社に吸収合併された場合と区別がつかない。 仮に登記官において被合併会社の登記記録を確認するとしても、コンピュータ化されていない古い合併の事実については調査ができず、合併による移転登記が申請されていない不動産については、上記のような虚偽登記が可能になっている。 虚偽の合併による移転登記を申請することにより、偽申請人は登記識別情報を入力することが出来るため、偽会社を合併した会社の正規の印鑑証明書を使用することで所有権移転登記も可能になってしまう。 これはすべて通達で「存続会社の登記事項証明書」を登記原因証明情報としていることによる結果である。 この詐欺行為を防ぐためには、権利取得当時において登記名義人としての商号本店を有していたことを証明する、被合併会社の登記事項証明書を提出させなければならない。 法務省は登記名義人に会社法人等番号を記録することによって問題を解消させたいようだが、それが実現するまでには時間がかかるだろう。 他方、通達を変更することは容易である。 よって、添付書面を規定した通達を改めるべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記法第61条 会社法第921条、商業 登記法第79条、不動産 登記令別表の22の 項	その他	提案の場合に、吸収合併消滅会社の閉鎖登記事項証明書を添付させることについては、申請人に過重な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えます。		
140	令和4年2月3日	令和4年3月25日	建物表題登記の申請書様式の公開	法務省のホームページでは建物表題登記の様式を公開していない。建物表題登記を含めた表示登記には申請義務があり、その懈怠には過料が課される制度となっている。住宅着工数のみでも毎年70万から80万あるのに対し、それ以外の建物を含めた表題登記の数は、区分建物と合わせても60万から70万である。すなわち、多くの表題未登記建物が存在する。こうした不動産登記法違反の状態を改善するためには、1件でも多く表題登記をしてもらわなければならないはずであるのに、法務省はその様式さえ公開していない。法務省のホームページに建物表題登記の様式を加えるべきである。	建物表題登記には建物図面等の提出が必要である。一般人がこれを作成することは困難であるが、50万件以上ある新築建物の所有者の中には建築士や測量士など自ら図面を作成する人も含まれているはずである。こうした人々が自分で表題登記を申請できるような様式を備えるべきである。 また、不動産登記法上の細かな手続は主に「不動産登記事務取扱手続準則」に記載されているが、法務省はこれをホームページ上で公開していない。準則には法務省がホームページで公開している様式についても細かな規定がされているため、これを公開することによりスムーズな登記申請手続が可能になる。 表題登記の様式と合わせて公開すべきである。	個人	法務省	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、法務局ホームページでは申請書の様式のうち、申請手続についての問合せが多い主なものについて法務局ホームページで掲示しているところ。建物表題登記の申請書様式についても、当該登記の申請手続に係る問合せの状況などを踏まえた上で、法務局ホームページへの申請書様式の掲示の要否を検討していきます。		
141	令和4年2月3日	令和4年3月25日	自治体を経由した建物滅失登記の申し出の活用	建物が滅失した場合は、所有者に建物滅失等の申請義務が課されている。しかし、建物を取り戻しても申請されない場合が多く、相続登記同様、登記が放置されている実情がある。こうした現実と合致しない登記を解消するため、固定資産税の課税を通じて建物の存否を確認している市区町村から滅失の事実について通知を受けることにより、登記官が職権で建物滅失登記を行うべきである。	1.登記官には、建物滅失の事実を職務上知った場合には職権で滅失登記をする義務がある。 2.不動産登記法が不動産を公示する目的に照らすと、滅失の事実を確認して職権発動により登記することが最もローコストである。 3.しかし、建物滅失登記の申請は、滅失の事実だけでなく、所有者が死亡していれば相続関係の証明まで求められ、建物滅失登記を促進する障壁となっている。 4.法務局の職員が共著で出版した解説本には、県稅務所から申出があった場合は所有者に催告の上で職権登記をすとの(新版 Q&A 表示に関する登記の実務 5 p447)。 5.一部取壊しのような不動産登記法上の限界事例は登記官が実地調査を行えばよく、大半の全部滅失の場合は、不動産登記法の専門知識がなくとも、誰でも滅失の事実を確認できる。 6.登記所の統廃合によって管轄が広大になった法務局よりも、固定資産税の課税を通じて地元の建物を熟知している市区町村のほうが滅失建物の特定に有利である。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記のうち表示に関する登記については、登記官が職権でできることとされています(不動産登記法第28条)。 建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1月以内に、当該建物の滅失の登記を申請しなければならないとされており(不動産登記法第57条)、また、その申請を怠ったときは10万円以下の過料に処するものとされています(不動産登記法第164条)。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、表示に関する登記については、登記官が職権でできることが可能ですが、職権主義が働くのは補充的なものであり、表示に関する登記の申請権者が法定されているのみならず、その申請を怠った場合には罰則が課せられることなどからも明らかであり、当該不動産の客観的現況を一番よく知り得る当事者の申請によることを原則としており、その制度に合理性があると考えています。		
142	令和4年2月3日	令和4年3月25日	マイナンバーカードを使ったパスポートの電子申請について	某市区町村役場に勤めています。少し前に県のパスポートセンターよりパスポートの電子申請の説明がありました。内容は、電子申請においても今までと変わらず市区町村が申請を受け付けるとのこと、なぜ市区町村が受付窓口であったか、それは住民基本台帳との照らし合わせが必要であること、また住民が近場の役場に出向いて申請できることだったと思います。しかしマイナンバーカードと電子証明書を用いれば、市区町村を介さずパスポートセンターへ直接申請できるようになり、市区町村の手間も省けるのではないのでしょうか。早急に改善していただきたいです。	現状では県のパスポートセンターからマニュアルをもらい、市区町村の窓口で申請の受付をしています。しかし多くは戸籍や住民票、マイナンバー等の業務を兼ねており、知識を深めることは難しい状況です。そのため申請不備も多少あり、その都度パスポートセンターから指摘され、住民に謝罪し訂正等の対応をいただいています。しかしマイナンバーカードを用いて直接パスポートセンターに申請できるようになれば、市区町村の手間も減ります。電子申請をできるようにするのであれば、最初からマイナンバーカードを用いた方法にしてください。	個人	外務省 デジタル庁	旅券法  旅券事務は都道府県の法定受託事務ですが、都道府県の判断で市町村再委託が可能であり、1200を超える旅券窓口(事務所)が存在しています。	対応	令和4年度中に旅券の電子申請を導入し、マイナンバーカードを用いてマイナンバー上で申請する仕組みとし、マイナンバーカードの公的認証機能を活用することで、戸籍簿本提出の必要ない切替申請は申請時の出頭を不要とし、令和6年度までに戸籍電子証明書を利用した戸籍簿添付省略を実現し戸籍簿本提出が必要な新規申請についても申請時の出頭を不要とすることを検討中です。  電子申請導入後においても、当面、旅券の交付時に本人出頭を求めることとなります。引き続き都道府県から再委託された市町村においても旅券の交付を受けられ、住民サービスが可能な限り維持されるよう努めつつ、旅券事務の省力化にも努めます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
143	令和4年2月3日	令和4年3月25日	不動産登記申請における登記事項証明書等の添付を会社法人等番号で統一すること	従来、法人が不動産登記申請を行う場合は、代表者の資格を証する書面として当該法人の登記事項証明書の添付が求められていた。法務局が管理する情報を証明書として発行し申請書にその添付を求める不合理から、この証明書に代わり会社法人等番号を申請書に記載する制度に改正された。しかし、会社法人等番号を記載しない場合は依然として登記事項証明書の添付が可能である。これは当該法人が役員変更等で法人登記を申請中の場合は証明書が発行されないことから、その代替手段として残されたものである。この場合は、変更前の法人登記に基づいて不動産登記が実行されるリスクがあるため、会社法人等番号で統一すべきである。	問題は、発行日から3か月以内の有効期間内に法人登記が終了していた場合、変更前の証明書が提出されてしまうことである。たとえば代表取締役が解任され、その法人登記が完了した場合であっても、3か月以内に該代表取締役が解任前の登記事項証明書を添付して不動産登記申請をすれば、代表者の資格があるものとして処理されてしまう。法務省の処理指針では、こうした場合は登記官が会社法人等番号により登記記録を確認することなく、証明書に基づいて処理することになっている。仮にこのような事実が現実化した場合、当該会社と取引した相手方は無権限の代表者とされたため権利を取得することはなく、最終的には国家賠償によってその損害が賠償されるものと思われる。これを防ぐために登記事項証明書の添付を廃止しても、当該法人の法人登記申請前の情報は法務局内のシステムによって容易に確認できるため、まったく支障がない。また、3か月以内とされている登記事項証明書の発行日についても、登記事項証明書に記載されている会社法人等番号により、会社法人等番号の提供が合ったものとして処理できるから、そもそも期間制限の意味がない。強いて挙げれば、コンピュータ以前の登記簿謄本であるが、これはすでに閉鎖されている上に会社法人等番号でつながっていないから、システム設計の適否を指れば、依然として証明書が必要であることに変わりない。すなわち、登記事項証明書に従って処理するメリットは、せいぜい登記官の手間が省ける程度である。これに国家賠償や不実登記のリスクを上回る利益があるとは思えない。	商業登記センター	法務省	法人が不動産の登記を申請する場合には、当該法人の代表者の資格を証する情報として、会社法人等番号を添付情報とすることされています。ただし、その代わりに、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書であって、その作成後3月以内のものを提供することもできます。	商業登記法7条(他の法令において準用する場合を含む。)、不動産登記令第7条第1項第1号、不動産登記規則第36条第1項、第2項	対応不可	法人の代表者の資格を証する情報としては、原則、会社法人等番号を提供することとされているところ、法人を申請とする不動産の登記の申請の際に、当該法人の登記が申請中である場合など、会社法人等番号を基に当該法人の登記情報を確認できず、不動産登記事務の遅滞、ひいては、経済活動の停滞を避ける観点から、当該法人の登記事項証明書の添付も可能としているところである。ところで、登記事項証明書が提供された場合に、登記官が当該登記事項証明書の記載内容が事実と異なることを職務上知っているときは、会社法人等番号を用いて法人の登記記録を確認することは否定されていないものと考えられます。そのため、登記官は、登記事項証明書を提供して登記の申請をした法人の代表者が、その代表権を喪失していると疑うに足りる客観的かつ合理的な理由があると認められるときは、会社法人等番号を用いて法人の登記記録を調査することも可能であると考えられます。以上を踏まえると、法人が不動産の登記を申請する場合に、当該法人の代表者の資格を証する情報として登記事項証明書の添付を認める取扱いを廃止することは、困難であると考えられます。	
144	令和4年2月3日	令和4年3月25日	商号の職権更正時に申請人への確認を徹底すること	平成30年10月10日(民商)114号通知において、登記された商号の「その前後の文字の関係や法人名の振り仮名から明らかに文字コードが誤って記録されていると判断することができるもの」がある場合は、申請人への通知をせず、職権で登記を更正することができる旨を定めている。この通知では、誤った登記の例として「株式会社サポート(ぼく)」を挙げ、仮にこの会社のフリガナが「サポート(と)」であれば、商号が「ト(ぼく)」であると考えるべく、これは登記官の誤りであろうと判断し、職権で商号を更正することを認めたものである。しかし、「株式会社サポート(ぼく)」である可能性もあるため、通達を改めるべきである。	1.例として示されている「株式会社サポート(ぼく)」は登記できない商号ではなく、そのフリガナを「サポート(と)」とすることも認められている。 2.会社法や商業登記法で使用できないとされた文字・文字列でない限り、どのような商号でも登記できるはずであるのに、「明らかに文字コードが誤って記録されていると判断することができる」と断定できないはずである。 3.そうであれば、株主総会で決議し、登記した商号を法務局が無断で変更することになり、当該会社から商号選定権の侵害が訴えられかねない。 4.そもそも、オンライン申請で商号を登記した場合、申請書体が「ト(ぼく)」であり、仮に「ト(と)」が正しかったとしても、その更正登記には登録免許税2万円を納付しなければならず、またその更正履歴が証明書に表示されるのが原則である。 5.なぜ商号のみ、しかも「明らかに文字コードが誤って記録されていると判断することができる」場合だけ、登録免許税が免除されるのか。 6.この通知においては、商号と並んで本店も「特にその正確性を確保する必要がある」としていながら、職権更正の対象は商号に限定している。 7.これでは商号を検索できる法人番号公表サイトで間違った登記を検索されないための弥縫策と思われるも仕方ない。 8.本通知は明らかに法令の趣旨を逸脱しており、早急に是正すべきである。	商業登記センター	法務省	本件通知は、法人の商号又は名称について、その前後の文字の関係や法人名の振り仮名から明らかに文字コードが誤っていると判断することができるものについては商業登記法第133条第2項に準じて登記を更正しても差し支えないものとしています。	商業登記法第133条第1項	対応不可	令和2年12月に策定したベース・レジストリ・ロードマップにおいて、ベース・レジストリの重点整備対象候補として、個人や法人等、12の分野を例示され、その中で、多くの手続で利用されるデータとして、商号・本店(所在地)等が指定されたことにより、これら情報の正確性が求められていることですので、御理解願います。	
145	令和4年2月3日	令和4年2月28日	独立行政法人の情報公開や個人情報開示請求の仕組みと運用の統一	独立行政法人によって、情報公開や個人情報の開示請求の仕方、手数料の納付方法、窓口が異なっているが、ある程度統一する(共通のプラットフォームがあれば、なお良い)	独立行政法人によって、情報公開や個人情報の開示請求の仕方が書面の郵送に限られている・限定していないなど、対応が異なっている。また、手数料の納付方法も現金持参か現金書留の郵送に限っているところもあれば、振り込み、口座振替も許容している法人もあるなど、対応が異なっている。また、法人によっては情報公開と個人情報の開示請求の窓口が異なっているなど、利用者にとって利便に乏しいところもある。開示請求の仕組みは、独立行政法人ごとの自主性を尊重したり独自色を出す場面ではないと思われるので、ある程度やり方を統一してはどうか。例えば、独法横断的な請求窓口(請求ウェブサイト)を設けてはどうか。	個人	総務省	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)に基づき、独立行政法人等における法人文書及び保有個人情報の開示請求については、独立行政法人等に対して行うこととされており、手数料の納付方法については、独立行政法人等が定めることとされています。	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項、第17条第1項、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第13条第1項、第2項、第26条第1項	現行制度下で対応可能	独立行政法人等は、各々が独立した法人格を有して事業を実施する存在であることから、各法人において開示請求を受け付け、開示決定等を行うこととされており、また、手数料の納付方法等についても、各法人が独自に定めることとされているものです。こうした制度上の制約から、また、開示請求の件数や業務内容は法人によって区々であることから各法人における開示請求に係る業務処理を統一することは考えておりませんが、開示請求者の利便性に留意しつつ適切な対応がなされるよう、総務省としても、制度の適正な運用に係る周知徹底や研修などに取り組んでまいります。	
146	令和4年2月3日	令和4年3月25日	経済合同を利用した公証人の欠員解消	公証人は定員に対し毎年3割程度の欠員がある。都市部以外では定員を充たすだけの需要がないため、元判検事が敬遠する定収入地域を元法務事務官で埋めても人数が足りないからである。他方、公証人間では各公証人の収入を平均化するため、その売上を上納させ配分する「経済合同」が行われている。法務省は、その趣旨を「人のいないところでもあるいはお客の少ないところでもまんべんなく公証事務をサービスとして提供するため」と説明している。そうであるならば、欠員地域に公証人を配置するためにこそ利用すべきではないのか。より私的な弁護士会が公設事務所を運営しているのに、天下りを正当化している公証人でなぜ出来ないのか。	公証人の経済合同は元判検事グループと元法務事務官グループで分かれているようである。公証人資格が1.公証人試験合格者、2.法曹資格者、3.特別任用とあり、公証人試験は1度も実施されていないため、2の法曹資格者が高収入地域を独占している。その結果、法曹資格者が敬遠する低収入地域を元法務事務官が天下り先としている。これが経済合同が分離されている理由であろう。しかし、そもそも個人レベルで収入を平準化するのは、所得税における累進課税を回避する脱税の手段ではないのか。また、経済合同は贈与税の対象にならないのか。特別に課税されない理由があるならば、国会答弁で説明する「まんべんなく公証事務をサービスとして提供する」に正当化されるべきでないだろうか。だが、「まんべんなく元判検事グループ・元法務事務官グループ内での意味ならば、民事局長が言う「人のいないところでもあるいはお客の少ないところ」には公証人の欠員地域は含まれていないことによる。都市部でのサービスを充実させるためにのみ経済合同という課税上の優遇措置が行われているのであれば、全国均一のサービスを提供するのは公証人制度と矛盾する。そもそも法務省が「政策的な配慮から」経済合同ということを進めております」と説明しているのに、なぜ全国展開をしないのか。任命の優先順位があるとしても、全国規模の経済合同に同意した法曹資格者のみを任命すればよいからである。仮に収入が下がって法曹資格者が減少しても、「多年法務二携ハリ前案ノ者ニ準スル学識経験ヲ有スル」元法務事務官グループが定員を埋めるはずである。彼らでも支障がないから任命されている。	商業登記センター	法務省	公証人の定員については、公証人法において、法務局及び地方法務局の本局及び支局の管轄区域ごとに定めることとされ、これを受けて、公証人定員規則により、全ての本局及び支局に定員が定められています。他方、現在員については、公証事務に対する需要などを考慮して配置していることから、定員と現在員とは必ずしも一致するわけではありません。	公証人法第10条第2項、公証人定員規則	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
147	令和4年2月3日	令和4年3月25日	公証人の懲戒事実の公表	法務省は、公証人の懲戒について、それが個人情報に当たり、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないから公表しないとす。しかし、国家公務員や司法書士の懲戒処分については処分理由等が公表され、特に司法書士については法務省が「懲戒処分の考え方(処分基準等)」を公表している。法務省は公証人制度を「公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、…実質的意義における公務員に当たる」と説明しているから国家公務員とは区別し、「公証人は…言わば個人の事業主と同様の立場にあります」としているのに司法書士とも区別する。公証人も同様に公表すべきである。	公証人が法務省関係者の天下り先になっていて、不透明な任命プロセス、不健全なサービス、手数料の高止まりなどが指摘されている。行政サービスが多角的に改善を求められてきたのに対し、旧態依然とした慣行が温存されている。そうした問題の一端が懲戒処分の非公表であり、国家公務員や司法書士と比較すると、あまりに不透明であり、処分自体がブラックボックス化されている。公務員の天下りを正当化する理由が「準公務的業務」であるならば公務員に準じて公表すべきであるし、公証人の収入の非公表を正当化するときに「個人事業主」云々を理由とするなら、処分についても司法書士に準じて公表すべきであろう。ところが、法務省は公証人の処分についてはのみ、公務員でも個人事業主でもない、独自の「公証人基準」を打ち出している。なぜ公証人が処分を公表されないのか。法的根拠がないのは、公証人を監督する法務省が敢えて作らなかったからであり、慣行として公にされないのは、公証人を監督する法務省が公にたくなかったからである。すなわち、法務省が処分情報を公開しない理由として挙げているものは、法務省自身の不作為を正当化しているだけである。「優秀な」公務員だったから公証人に任命したのだから、任命後の不軌跡については、公務員以上に律して当然ではないのか。民間資格者が飽和しているのに対し、定員に守られた「個人事業主」であるのだから、民間資格者以上に法令遵守を当てるではないのか。法務省の言い分は、公証人の「特別」な立場を「ノブレス・オブリージュ」ではなく、「神聖不可侵」と見做しているだけである。	商業登記センター	法務省	公証人法上、公証人に対して懲戒処分を行った場合にこれを公表する旨の定めはありません。なお、公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により法務大臣に任命され、国の公務である公証作用をつかさどる者であることから、公証人に対する懲戒処分については、国家公務員の懲戒処分の公表指針を参考としつつ、事案に応じて公表の取扱いを判断することとしております。	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	